

情 報 公 開 制 度 及 び

個 人 情 報 保 護 制 度 の 運 用 状 況

平 成 1 9 年 度 (2 0 0 7 年 度)

豊 中 市

情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

平成十九年度（二〇〇七年度）豊中市

はじめに

行政への市民の積極的な参加が求められている現在、さまざまな行政情報を積極的に提供することは、今日の行政にとって必要不可欠であり、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権・自己責任が拡大する中で、行政の公正さの確保と透明性の向上がより一層求められています。

本市では、地方自治の本旨に即した市民に信頼される市政を推進するため、平成元年10月に「豊中市公文書の開示等に関する条例」および「豊中市個人情報保護条例」を施行してから平成20年度で20年目を迎えます。

平成13年10月には、「豊中市公文書の開示等に関する条例」を全部改正し、「豊中市情報公開条例」に改称し、新たな情報公開制度としてスタートさせました。また、平成14年4月からは市の出資法人の情報公開も実施し、市民に対する説明責任を果たすため、市の保有する情報の公開のより一層の推進に努めています。

個人情報保護制度についても、平成17年10月に「豊中市個人情報保護条例」を全部改正し、本市における個人情報の保護により一層努めるとともに、市の出資法人においても、個人情報の保護に関する要綱を制定し、市民の個人情報を保護することとしています。

本市では、制度発足から今日まで、市民の皆さまにこれらの制度をご利用いただき、市のさまざまな行政文書や自己情報の開示等を行ってきましたが、平成19年度は、行政文書開示制度では、577件（うち、38件は任意開示の申出）の開示請求があり、また個人情報保護制度では、38件の自己情報の開示請求がありました。両制度とも着実に市民の皆さまにとって身近な制度となってきたと思います。

今後とも、開かれた市政を推進することによって、市民の皆さまから信頼される市役所づくりをめざしていきたいと思います。

本書は、平成19年度における本市の運用状況を中心に、これまでの運用の経過も分かるよう取りまとめたものです。本市の両制度をより一層理解し、利用していただくための参考となれば幸いです。

平成20年（2008年）6月

総務部情報公開課

(注) 冊子中の用語等の表記について

豊中市公文書の開示等に関する条例（以下「旧条例」という。）を全部改正し、豊中市情報公開条例（以下「新条例」という。）と名称も新たに平成13年10月1日から施行したことに伴い、旧条例中において用いられた用語等の表記については、原則として新条例における用語等によることとしました。

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| I. 行政文書開示制度の運用状況 | |
| (1) 行政文書開示制度の運用の経過 | 1 |
| (2) 部局別開示請求件数 | 3 |
| (3) 不開示理由の内訳 | 4 |
| (4) 開示請求者の内訳 | 5 |
| (5) 開示の実施方法 | 6 |
| (6) 行政文書開示請求 | 7 |
| II. 個人情報保護制度の運用状況 | |
| (1) 個人情報保護制度の運用の経過 | 39 |
| (2) 不開示理由の内訳（自己情報の開示請求） | 40 |
| (3) 部局別開示等請求件数 | 41 |
| (4) 開示の実施方法（自己情報の開示請求） | 42 |
| (5) 自己情報開示等請求 | 43 |
| III. 不服申立ての処理状況 | |
| (1) 処理の経過 | 47 |
| (2) 審査会の答申 | 48 |
| IV. 情報提供の運用状況 | |
| (1) 情報提供の運用の経過 | 61 |
| (2) 利用内容と利用者の内訳 | 62 |
| (3) 保有資料の複写状況 | 62 |
| (4) 有料頒布資料の販売状況 | 63 |
| (5) 情報提供されている主な資料と利用状況 | 65 |
| (6) 配架されている主な資料 | 66 |
| V. 会議公開制度の運用状況 | |
| (1) 審議会等の会議の公開状況 | 67 |
| VI. 運営委員会と審査会 | |
| (1) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会について | 73 |
| (2) 運営委員会の開催状況 | 74 |
| (3) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会について | 77 |
| (4) 審査会の開催状況 | 78 |

VII. 資料

| | |
|---------------------------|-----|
| (1) 豊中市情報公開条例 | 85 |
| (2) 豊中市個人情報保護条例 | 91 |
| (3) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例 | 104 |
| (4) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例 | 105 |
| (5) 審議会等の会議の公開の実施に関する要領 | 107 |

I. 行政文書開示制度の運用状況

I. 行政文書開示制度の運用状況

(1) 行政文書開示制度の運用の経過

| 区 分 | | 18年度まで | 19年度 | 合 計 |
|------------------|----------------|--------------|--------------|--------------|
| 請求件数 | | 7,561件(167) | 577件(38) | 8,138件(205) |
| 請求者数 | | 851人(81) | 107人(15) | 958人(96) |
| 処 理 状 況 | 全部開示 | 1,610件(49) | 336件(2) | 1,946件(51) |
| | 部分開示 | 3,166件(87) | 159件(10) | 3,325件(97) |
| | 不開示 | 211件(8) | 3件(2) | 214件(10) |
| | 不開示 (文書不存在) | 147件(6) | 34件(0) | 181件(6) |
| | 存否応答拒否 | 0件(0) | 0件(0) | 0件(0) |
| | 取下げ | 2,427件(17) | 45件(24) | 2,472件(41) |
| 開 示 率 | | 95.8%(94.4%) | 99.4%(85.7%) | 96.1%(93.7%) |
| 不服申立て件数 | | 92件 | 4件 | 96件 |

- * 1 ()内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。
 2 「不開示(文書不存在)」及び「存否応答拒否」の件数は、新条例施行(平成13年10月1日)後の数を示す。

- 平成19年度の行政文書の開示請求は、延べ92人から539件の請求がありました。
 その処理状況は、全部開示334件、部分開示149件、不開示1件、文書不存在による不開示34件、取下げが21件でした。
 請求の主なものは、上下水道事業の組織統合に関する文書116件、廃棄物の処理業務の委託契約に関する文書114件、旧市立豊中病院跡地の土壌汚染等に関する文書19件、開発行為等に関する文書14件でした。
 なお、豊中市ホームページ(<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/>)から、市役所の窓口に来庁することなく手続きを行うことができる「豊中市電子申込サービス」の一環として行っている電子申請が7件ありました。

また、開示請求権者以外の人からの行政文書の任意開示の申出を15人から38件受けました。その処理状況は、全部開示2件、部分開示10件、不開示2件、取下げ24件でした。

制度化以来の通算では、延べ958人から8,138件の行政文書について請求があり（行政文書の任意開示の申出を含む。）、その処理状況は、全部開示1,946件、部分開示3,325件、不開示214件、文書不存在による不開示181件、取下げ2,472件となっています。

開示率（※）は、平成19年度は99.4%、制度化以来では96.1%となっています。

※ 開示率＝（全部開示件数＋部分開示件数）÷（全部開示件数＋部分開示件数＋不開示件数）
ただし、不開示件数には、不開示（文書不存在）および存否応答拒否は含めていません。

(2) 部局別開示請求件数

(単位：件)

| | 実施機関名 | 部 局 名 | 担 当 課 | 請 求 件 数 | 小 計 | |
|----------------|-------------------|------------------|----------------|---------------|-----|-----------|
| 1 | 市 長 (9部局) | 総務部 (3課) | 法務室 | 1 (0) | 288 | |
| | | | 人材育成室 人事課 | 5 (0) | | |
| | | | 人材育成室 職員課 | 3 (0) | | |
| | | 政策企画部 (2課) | 企画調整室 | 24 (0) | | |
| | | | 広報広聴課 | 1 (0) | | |
| | | 環境部 (5課) | 環境政策室 | 7 (1) | | |
| | | | 公園みどり推進課 | 2 (0) | | |
| | | | 廃棄物対策室 減量推進課 | 8 (8) | | |
| | | | 廃棄物対策室 美化推進課 | 1 (0) | | |
| | | 財務部 | 固定資産税課 | 環境部 環境業務課 | | 81 (12) |
| | | | | 1 (1) | | |
| | | 市民生活部 (2課) | 市民生活課 | 1 (0) | | |
| | | | | 市民課 | | 1 (1) |
| | | 健康福祉部 (2課) | 地域福祉課 | 7 (0) | | |
| | | | | 福祉事務所 高齢介護課 | | 6 (2) |
| | | こども未来部 | 保育課 | 1 (1) | | |
| | | まちづくり推進部 (5課) | 住宅課 | 3 (0) | | |
| | | | | 市街地整備室 | | 3 (1) |
| | | | | 土地利用調整室 開発審査課 | | 21 (3) |
| | | | | 土地利用調整室 建築審査課 | | 12 (0) |
| | | | | 中高層建築調整室 | | 10 (0) |
| 土木下水道部 (6課) | 土木下水道総務課 | 76 (0) | | | | |
| | | 道路管理課 | 4 (0) | | | |
| | | 道路維持課 | 3 (0) | | | |
| | | 下水道建設課 | 1 (1) | | | |
| | | 下水道管理課 | 3 (1) | | | |
| 下水道維持課 | 2 (0) | | | | | |
| 2 | 教 育 委 員 会 (2室) | 教育総務室 (3課) | 企画総務課 | 5 (0) | 198 | |
| | | | 教育施設課 | 15 (2) | | |
| | | | 学校保健給食課 | 43 (0) | | |
| | | 学校教育室 (3課) | 学校指導課 | 125 (0) | | |
| | | | 青少年補導センター | 6 (0) | | |
| | | | 教育センター | 4 (0) | | |
| 3 | 水 道 事 業 管 理 者 | 水道局 (6課) | 水道総務課 | 48 (2) | 83 | |
| | | | 上下水道設立準備室 | 17 (0) | | |
| | | | お客さまセンター 水道窓口課 | 1 (0) | | |
| | | | お客さまセンター 給水装置課 | 9 (0) | | |
| | | | 水道建設課 | 2 (0) | | |
| | | | 水道維持課 | 6 (0) | | |
| 4 | 消防長 | 消防本部 (2課) | 指令情報課 | 1 (1) | 2 | |
| | | | 予防課 | 1 (1) | | |
| 5 | 議会 | 市議会事務局 (2課) | 総務課 | 5 (0) | 6 | |
| | | | 議事課 | 1 (0) | | |
| 5実施機関 | | 14部局 | 43課 | 577 (38) | 577 | |

* () 内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。

(3) 不開示理由の内訳

(単位：件)

| 区 分 | 平成18年度まで | 平成19年度 | 合 計 |
|-------------|---------------|------------|---------------|
| 請 求 件 数 | 7,561 (167) | 577 (38) | 8,138 (205) |
| 不開示又は部分開示件数 | 3,377 (95) | 162 (12) | 3,539 (107) |

内訳

| | | | |
|-----------|--------------|------------|--------------|
| 個 人 情 報 | 2,082 (48) | 108 (11) | 2,190 (59) |
| 法 人 等 情 報 | 2,197 (41) | 80 (3) | 2,277 (44) |
| 審議検討等情報 | 73 (16) | 3 (0) | 76 (16) |
| 事務事業情報 | 929 (22) | 60 (0) | 989 (22) |
| 任意提供情報 | 3 (0) | 0 (0) | 3 (0) |
| 公共安全等情報 | 225 (2) | 0 (0) | 225 (2) |
| 法令秘等情報 | 4 (0) | 0 (0) | 4 (0) |

- * 1 ()内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。
- 2 不開示には、一つの決定で複数の理由による場合がある。
- 3 不開示理由のうち、旧条例の意思形成過程情報、生命等保護等情報、法令秘情報・法定受託事務情報は、それぞれ新条例の審議検討等情報、公共安全等情報、法令秘等情報として取扱うものとする。
- 4 国等協力関係情報等には、任意提供情報を含んでいる。(新条例においては、国等協力関係情報は不開示情報から削除したが、区分欄にはそのまま残した。)

○ 平成19年度は577件(取下げ45件を含む。)の開示請求(任意申出を含む。以下同じ。)があり、情報公開条例第7条各号のいずれかに該当することにより、不開示(3件)又は部分開示(159件)の決定が行われたものが、162件ありました。

これらの理由は、個人情報(第1号)に該当するもの108件(66.7%)、法人等情報(第2号)80件(49.4%)、審議検討等情報(第3号)3件(1.9%)、事務事業情報(第4号)60件(37.0%)となっています。

不開示となった部分のほとんどは、個人情報にあつては個人の氏名、住所、年齢、電話番号、個人印、法人等情報にあつては法人の社印、代表者印(実印・銀行印に限る。)の部分、事務事業情報にあつては契約における単価、経費率等の部分でした。

制度化以来の通算では8,138件(取下げ等2,472件を含む。)の開示請求がありました。同条例の不開示理由に該当することにより、不開示(214件)又は部分開示(3,325件)の決定が行われたものは3,539件ありました。このうち、個人情報に該当するもの2,190件(61.9%)、法人等情報2,277件(64.3%)、審議検討等情報76件(2.1%)、事務事業情報989件(27.9%)、任意提供情報3件(0.1%)、公共安全等情報225件(6.4%)、法令秘等情報4件(0.1%)、国等協力関係情報等47件(1.3%)となっています。

(4) 開示請求者の内訳

(単位：件)

| 区 分 | 平成18年度まで | 平成19年度 | 合 計 |
|------------|----------|--------|-------|
| 市内に住所を有する者 | 6,726 | 403 | 7,129 |
| 事務所等を有するもの | 288 | 3 | 291 |
| 在 勤 者 | 353 | 133 | 486 |
| 在 学 者 | 8 | 0 | 8 |
| 納 税 義 務 者 | 7 | 0 | 7 |
| 利 害 関 係 者 | 12 | 0 | 12 |
| 任 意 申 出 者 | 167 | 38 | 205 |
| 合 計 | 7,561 | 577 | 8,138 |

* 請求者については複数該当する場合があるが、請求者の要件はいずれか一つに該当すればよいので、請求者が記入したもので分類した。

- 平成19年度の開示請求者の内訳は、577件の請求のうち、市内に住所を有する者からの請求403件(69.8%)、事務所等を有するもの(団体・個人)からの請求が3件(0.5%)、在勤者からの請求が133件(23.1%)でした。また、開示請求権者以外の任意申出者からの請求が38件(6.6%)ありました。

制度化以来の通算では、8,138件の請求のうち、7,129件(87.6%)が市内に住所を有する者、291件(3.6%)が事務所等を有するもの、486件(6.0%)が市内の事務所や事業所に勤務している者、8件(0.1%)が市内の学校に在学している者、7件(0.1%)が納税義務者、12件(0.1%)が利害関係者、205件(2.5%)が任意申出者からの請求となっています。

(5) 開示の実施方法

(単位：件)

| 区 分 | 平成18年度まで | 平成19年度 | 合 計 |
|-----------|---------------|------------|---------------|
| 閲 覧 の み | 1,163 (0) | 14 (0) | 1,177 (0) |
| 閲覧と写し等の交付 | 3,288 (60) | 323 (2) | 3,611 (62) |
| 写し等の交付のみ | 293 (65) | 158 (10) | 451 (75) |
| 聴取又は視聴 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 未 実 施 | 32 (11) | 0 (0) | 32 (11) |
| 合 計 | 4,776 (136) | 495 (12) | 5,271 (148) |

* () 内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。

- 実施機関の決定が全部開示又は部分開示の場合、閲覧、聴取、視聴又は写し等の交付を受けることができます。

平成19年度は、閲覧のみが14件(2.8%)、閲覧と写し等の交付が323件(65.3%)、写し等の交付のみが158件(32.0%)でした。

制度化以来の通算では、閲覧のみが1,177件(22.3%)、閲覧と写し等の交付が3,611件(68.5%)、写し等の交付のみが451件(8.6%)、請求者が来庁しなかった等の理由で開示できなかったものが32件となっています。

(6) 行政文書開示請求

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----------------|------------|--|-------|----------------------------|------------|----------------|--------------|------------|--------------------|-------|------|
| 1 | 平成19年4月5日 | 600マンホール取替工事LBI法で契約した資料一切、LBI法不採用理由 | 市民 | 下水道管理部 下水道管理課 | 平成19年4月13日 | 取下げ | - | - | - | - | 情報提供 |
| 2 ・ 3 | 平成19年4月5日 | 豊中市型下水道用マンホール蓋単価契約の依頼について (平成18・19年度単価) | 市民 | 下水道管理部 下水道維持課 | 平成19年4月10日 | 全部開示 | - | 平成19年4月11日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 4 | 平成19年4月5日 | 豊中市介護予防特定高齢者施策(運動器の機能向上)仕様 書及び契約書 | 市民 | 健康福祉部 保険介護課 | 平成19年4月9日 | 部分開示 | 第2号 | 平成19年4月13日 | 写し等の 交付 | - | |
| 5 ～ 45 | 平成19年4月13日 | 豊中市立小学校(全校)4月行事予定表(平成19年度) | 在勤者 | 教育委員会 学校指導課 | 平成19年4月26日 | 全部開示 | - | 平成19年5月15日 | 写し等の 交付 | - | |
| 46 ～ 79 | 平成19年4月13日 | 豊中市立小学校(34校)年間行事予定表(平成19年度) | 在勤者 | 教育委員会 学校指導課 | 平成19年4月26日 | 全部開示 | - | 平成19年5月15日 | 写し等の 交付 | - | |
| 80 ～ 86 | 平成19年4月13日 | 豊中市立小学校(7校)年間行事予定表(平成19年度) | 在勤者 | 教育委員会 学校指導課 | 平成19年4月26日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 87 ～ 104 | 平成19年4月13日 | 豊中市立中学校(全校)4月行事予定表(平成19年度) | 在勤者 | 教育委員会 学校指導課 | 平成19年4月26日 | 全部開示 | - | 平成19年5月15日 | 写し等の 交付 | - | |
| 105 ～ 122 | 平成19年4月13日 | 豊中市立中学校(全校)年間行事予定表(平成19年度) | 在勤者 | 教育委員会 学校指導課 | 平成19年4月26日 | 全部開示 | - | 平成19年5月15日 | 写し等の 交付 | - | |
| 123 | 平成19年4月19日 | 「都計法第22条協議に伴う建基法上の道路幅員・各種斜線のとり方について」写し | 市民 | まちづくり 推進利用 調整審査 課 | 平成19年5月7日 | 全部開示 | - | 平成19年5月9日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 124 | 平成19年5月10日 | 建築基準法第6条の2第3項の規定による確認済証を交付した旨の報告書(豊中市〇〇〇) | 市民 | まちづくり 推進利用 調整審査 課 | 平成19年5月24日 | 全部開示 | - | 平成19年5月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |

(不開示等の根拠は、情報公開条例第7条各号)

| 番号 | 請求日 | 請求内容及は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----|------------|---|-------|----------------------|------------|------|--------------|------------|--------------------|-------|------|
| 125 | 平成19年5月16日 | 豊中市に現存する(別紙)の建築物の名称・所在地番、建築面積(床面積、戸数でも可)、高さ(階数でも可)、建築年月日(S56年以前か以降かでも可)の一覧(平成19年4月1日現在)及びその所在地図。名称・所在地番等については電磁的記録、地図についてはデジタル地図又は緯度・経度情報を希望。 | 任意申出者 | 消防本部 予防課 | 平成19年5月28日 | 不開示 | - | - | - | - | |
| 126 | 平成19年5月17日 | 開発行為等協議申出書(受付番号 〇〇〇〇) | 市民 | まちづくり 推進地整 査課 | 平成19年5月31日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成19年5月31日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 127 | 平成19年5月21日 | 近隣関係住民等事前説明報告書(No.〇〇〇〇) | 市民 | まちづくり 推進高層 建築課 | 平成19年5月29日 | 部分開示 | 第1号 | 平成19年6月1日 | 写し等の 交付 | - | |
| 128 | 平成19年5月24日 | 水道局が保有する原付の自動車損害賠償責任保険(自賠責)の一覧 | 任意申出者 | 水道局 水道総務課 | 平成19年6月6日 | 取下げ | - | - | - | - | 情報提供 |
| 129 | 平成19年6月1日 | 既存擁壁調査報告書(豊中市〇〇〇) | 市民 | まちづくり 推進地整 査課 | 平成19年6月13日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成19年6月14日 | 写し等の 交付 | - | |
| 130 | 平成19年6月1日 | 建築基準法第6条の2第3項の規定による確認済証を交付した旨の報告書(豊中市〇〇〇) | 市民 | まちづくり 推進地整 査課 | 平成19年6月8日 | 全部開示 | - | 平成19年6月12日 | 写し等の 交付 | - | |
| 131 | 平成19年6月1日 | 建築基準法第7条の4第2項の規定による中間検査引受通知書(豊中市〇〇〇) | 市民 | まちづくり 推進地整 査課 | 平成19年6月8日 | 全部開示 | - | 平成19年6月12日 | 写し等の 交付 | - | |
| 132 | 平成19年6月1日 | 建築基準法第7条の4第6項の規定による中間検査結果報告書(豊中市〇〇〇) | 市民 | まちづくり 推進地整 査課 | 平成19年6月8日 | 全部開示 | - | 平成19年6月12日 | 写し等の 交付 | - | |
| 133 | 平成19年6月1日 | 開発許可判定願(受付番号 〇〇〇) | 市民 | まちづくり 推進地整 査課 | 平成19年6月13日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成19年6月14日 | 写し等の 交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容及又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----------------|------------|--|-------|------------------------|------------|----------------|----------|------------|--------------------|-------|------|
| 134 | 平成19年6月6日 | 給水装置工事施行基準に対する質問について | 市民 | 水道客タ お七 給水装置課 | 平成19年6月19日 | 全部開示 | - | 平成19年6月26日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 135 | 平成19年6月6日 | 配水管敷設工事に伴う給水管接合管工事の取扱いについて | 市民 | 水道建設課 | 平成19年6月19日 | 全部開示 | - | 平成19年6月26日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 136 | 平成19年6月6日 | 豊中市水道局水道技術管理者の職務に関する規程の第6条の規程の施行に関し必要な事項の管理者が別に定めたものの開示と定めるまでの起案書、合議録、決裁書の開示 | 市民 | 水道総務課 | 平成19年6月19日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 137 | 平成19年6月6日 | 直結給水栓大に伴う給水材料の仕様設定(水道用直結加圧ポンプユニット、水道用減圧逆流防止器、水道用サドル付分水栓)について | 市民 | 水道客タ お七 給水装置課 | 平成19年6月19日 | 全部開示 | - | 平成19年6月26日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 138 | 平成19年6月8日 | 豊中市が平成16年4月から下水道料金の値上げを行った際に、値上げに対して、賛成した議員の氏名が分かる行政文書一切 | 市民 | 市議会議務課 | 平成19年6月11日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 139 | 平成19年6月11日 | 近隣関係住民等事前説明報告書(No.0000) | 市民 | まちづくり 推進高層 建築調整室 | 平成19年6月20日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成19年6月25日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 140 | 平成19年6月12日 | 特別計算をしている内総戸数と入居戸数がかかる資料(豊中市内すべて) | 市民 | 水道客タ お七 水道窓 | 平成19年6月22日 | 取下げ | - | - | - | - | 情報提供 |
| 141 | 平成19年6月13日 | 国民年金被保険者名簿(廃棄綴) | 市民 | 市民生活課 | 平成19年6月27日 | 取下げ | - | - | - | - | |
| 142 | 平成19年6月15日 | 新築工事特定建設作業実施届出書(仮称0000) | 市民 | 環境政策室 | 平成19年6月21日 | 部分開示 | 第1号 | 平成19年6月22日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 143 | 平成19年6月25日 | 近隣関係住民等事前説明報告書(No.0000) | 市民 | まちづくり 推進高層 建築調整室 | 平成19年7月5日 | 部分開示 | 第1号 | 平成19年7月9日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 144 | 平成19年6月26日 | 給水装置φ40、φ50の二受丁字管分岐施工の件数 | 市民 | 水道建設課 | 平成19年7月9日 | 全部開示 | - | 平成19年7月11日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 145 ～ 148 | 平成19年6月26日 | 第3区ごみ収集運搬業務委託契約の締結について(平成16年度) | 任意申出者 | 環境物対策 減量推進課 | 平成19年6月29日 | 取下げ | - | - | - | - | 情報提供 |

| 番号 | 請求日 | 請求内容及又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----------------|------------|---|-------------|-------------------------|------------|------|----------|------------|------------|-------|------|
| 149 ～ 153 | 平成19年6月26日 | 第1～5区ごみ収集運搬業務委託契約の締結について (平成17年度) | 任意申出者 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成19年6月29日 | 取下げ | - | - | - | - | 情報提供 |
| 154 ～ 160 | 平成19年6月26日 | 第1～8区ごみ収集運搬業務委託契約の締結について (平成18年度) | 任意申出者 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成19年6月29日 | 取下げ | - | - | - | - | 情報提供 |
| 161 ～ 164 | 平成19年6月26日 | 第1・2・4・5区ごみ収集運搬業務委託契約の締結について (平成19年度) | 任意申出者 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成19年6月29日 | 取下げ | - | - | - | - | 情報提供 |
| 165 | 平成19年6月29日 | 宅地造成等規制法許可台帳(第〇〇〇号) | 市民 | まちづくり 進捗利用室 開発審査課 | 平成19年7月10日 | 全部開示 | - | 平成19年7月10日 | 写し等の 交付 | - | |
| 166 | 平成19年7月2日 | 駐車場敷地外確保の書類(豊中市〇〇〇) | 事業者 (団体) | まちづくり 進捗利用室 建築審査課 | 平成19年7月12日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成19年7月13日 | 写し等の 交付 | - | |
| 167 | 平成19年7月5日 | 一般廃棄物処理契約書(平成18年度) | 在勤者 | 教育委員会 総務保健課 給食 | 平成19年7月10日 | 全部開示 | - | 平成19年7月18日 | 写し等の 交付 | - | |
| 168 | 平成19年7月5日 | 一般廃棄物(空缶等)収集運搬処理契約書(平成18年度) | 在勤者 | 教育委員会 総務保健課 給食 | 平成19年7月10日 | 全部開示 | - | 平成19年7月18日 | 写し等の 交付 | - | |
| 169 ・ 170 | 平成19年7月5日 | 廃棄物収集運搬処理契約書(豊中市立泉丘小学校・第 九中学校)(平成18年度) | 在勤者 | 教育委員会 総務保健課 給食 | 平成19年7月11日 | 全部開示 | - | 平成19年7月18日 | 写し等の 交付 | - | |
| 171 | 平成19年7月5日 | 豊中市小中学校幼稚園廃棄物収集運搬処理業務契約書 (平成18年度) | 在勤者 | 教育委員会 総務保健課 給食 | 平成19年7月11日 | 全部開示 | - | 平成19年7月18日 | 写し等の 交付 | - | |
| 172 ・ 173 | 平成19年7月5日 | 第2区・第3区ごみ収集運搬業務委託契約書(平成18年度) | 在勤者 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成19年7月9日 | 部分開示 | 第2号 | 平成19年7月18日 | 写し等の 交付 | - | |
| 174 | 平成19年7月11日 | 豊中市立少路小学校 土質調査位置図・土質柱状図・土質 断面図・土質柱状断面図 | 市民 | 教育委員会 総務保健課 給食 | 平成19年7月23日 | 部分開示 | 第1号 | 平成19年7月27日 | 写し等の 交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容及は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----------------|------------|--|-------------|-------------------|------------|----------------|--------------|------------|------------|-------|----|
| 175 | 平成19年7月11日 | 豊中市立第十一中学校 土質調査位置図・土質柱状図・土質断面図 | 市民 | 教育委員会事務局 教育施設課 | 平成19年7月23日 | 部分開示 | 第1号 | 平成19年7月27日 | 写し等の交付 | - | |
| 176 | 平成19年7月13日 | 〇〇〇に関する建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による届出書 | 事業者 (団体) | まちづくり推進地整 築審査課 | 平成19年7月24日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成19年7月26日 | 写し等の交付 | - | |
| 177 | 平成19年7月17日 | 〇〇〇の道路形状の文書について | 市民 | まちづくり推進地整 築審査課 | 平成19年7月31日 | 取下げ | - | - | - | - | |
| 178 | 平成19年7月18日 | 〇〇〇建設現場の騒音測定データの全て | 市民 | 環境政策部 | 平成19年7月27日 | 全部開示 | - | 平成19年7月27日 | 写し等の交付 | - | |
| 179 | 平成19年7月18日 | 豊中市立螢池小学校 土質調査位置図・土質柱状図・土質柱状断面図 | 任意申出者 | 教育委員会事務局 教育施設課 | 平成19年7月24日 | 部分開示 | 第1号 | - | 写し等の交付 | - | 郵送 |
| 180 | 平成19年7月18日 | 豊中市立第十八中学校 土質調査位置図・土質柱状図 | 任意申出者 | 教育委員会事務局 教育施設課 | 平成19年7月24日 | 部分開示 | 第1号 | - | 写し等の交付 | - | 郵送 |
| 181 | 平成19年7月18日 | 市立螢池保育所 土質調査位置図・土質柱状図 | 任意申出者 | 子ども未来部 保育課 | 平成19年7月25日 | 部分開示 | 第1号 | - | 写し等の交付 | - | 郵送 |
| 182 | 平成19年7月19日 | 年収300万円以上の公務員が公団(市営・府営)住宅に入居している人数が分かる行政文書一切 | 市民 | まちづくり推進地整 築審査課 | 平成19年7月30日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 183 | 平成19年7月24日 | 近隣関係住民等事前説明報告書(No.〇〇〇) | 市民 | まちづくり推進地整 築審査課 | 平成19年7月27日 | 取下げ | - | - | - | - | |
| 184 | 平成19年7月25日 | 「高齢者虐待の状況について(平成18年度)」高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき対応状況等に関する調査について | 市民 | 健康福祉部 高齢介護課 | 平成19年8月1日 | 全部開示 | - | 平成19年8月1日 | 写し等の交付 | - | |
| 185 ～ 188 | 平成19年8月6日 | 豊中市立小中学校幼稚園廃棄物収集運搬処理業務の契約(平成15～18年度) | 市民 | 教育委員会事務局 教育施設課 | 平成19年8月17日 | 全部開示 | - | 平成19年8月22日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----------------|------------|--|-------|---------------|------------|------|----------|------------|--------------------|-------|------|
| 189 | 平成19年8月6日 | 廃棄物収集運搬処理業務の契約書(豊中市立松塚小学校・小路小学校)(平成17年度) | 市民 | 教育委員 教育総務課 | 平成19年8月17日 | 全部開示 | - | 平成19年8月22日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 190 ・ 191 | 平成19年8月6日 | 廃棄物収集運搬処理業務の契約書(豊中市立泉丘小学校・第九中学校)(平成18年度) | 市民 | 教育委員 教育総務課 | 平成19年8月17日 | 全部開示 | - | 平成19年8月22日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 192 ～ 194 | 平成19年8月6日 | 一般廃棄物処理契約に係る文書(平成15～17年度) | 市民 | 教育委員 教育総務課 | 平成19年8月20日 | 全部開示 | - | 平成19年8月22日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 195 ・ 196 | 平成19年8月6日 | 一般廃棄物処理契約に係る文書(平成18・19年度) | 市民 | 教育委員 教育総務課 | 平成19年8月20日 | 部分開示 | 第1号 | 平成19年8月22日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 197 ～ 199 | 平成19年8月6日 | 一般廃棄物(空缶等)収集運搬処理契約に係る文書(平成15～17年度) | 市民 | 教育委員 教育総務課 | 平成19年8月20日 | 全部開示 | - | 平成19年8月22日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 200 ・ 201 | 平成19年8月6日 | 一般廃棄物(空缶等)収集運搬処理契約に係る文書(平成18・19年度) | 市民 | 教育委員 教育総務課 | 平成19年8月20日 | 部分開示 | 第1号 | 平成19年8月22日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 202 | 平成19年8月7日 | 瀬戸内海環境保全特別措置法、水質汚濁防止法(2～18及び66の2～66の1)に係る、食料・食品製造場・加工場(排水量50・以上/日)の事業場名、所在地、電話番号、排水量の平均/最大 | 任意申出者 | 環境部 環境政策室 | 平成19年8月7日 | 取下げ | - | - | - | - | |
| 203 | 平成19年8月7日 | 下水道法第11条の2(届出事業場)第12条の2(特定事業場)に係る、食料・食品製造場/加工場(排水量50・以上/日)の事業場名、所在地、電話番号、排水量の平均/最大 | 任意申出者 | 土木部 下水道管理課 | 平成19年8月9日 | 取下げ | - | - | - | - | 情報提供 |
| 204 | 平成19年8月10日 | 支出負担行為兼支出命令書(不当利得金返還請求事件の着手金) | 市民 | 総務部 総務課 | 平成19年8月24日 | 全部開示 | - | - | 写し等の 交付 | - | 郵送 |
| 205 | 平成19年8月13日 | 1984年から実施されている「身体障害者を対象とした市職員採用試験」及び1998年から実施されている「知的障害者福祉職員採用試験」の各年度の募集要領、受験者数、合格者数(1次合格者数、最終合格者数)の文書 | 市民 | 総務部 総務課 | 平成19年8月16日 | 取下げ | - | - | - | - | 情報提供 |
| 206 | 平成19年8月13日 | 1984年から実施されている「身体障害者を対象とした市職員採用試験」の合格者総数とその内訳(視覚障害、聴覚平衡障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体障害、内部障害別の合格者数)の内容とする文書 | 市民 | 総務部 総務課 | 平成19年8月16日 | 取下げ | - | - | - | - | 情報提供 |
| 207 | 平成19年8月13日 | 1984年から実施されている「身体障害者を対象とした市職員採用試験」の合格者総数とその内訳(身体障害者手帳1～4級別の合格者数)の内容とする文書 | 市民 | 総務部 総務課 | 平成19年8月16日 | 取下げ | - | - | - | - | 情報提供 |

| 番号 | 請求日 | 請求内容及は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----------------|------------|--|-------|-----------------|------------|------|--------------|------------|--------------------|-------|------|
| 208 | 平成19年8月13日 | 厚生労働省が毎年発表している「6月1日現在における雇者の雇用状況について」の公表資料にかかる過去5年分(平成19年度から平成15年度)の豊中市(教育委員会、水道局、消防本部等含む)提出の回答書類一式(回答要領、数値を算出するための基礎データの文書含む) | 市民 | 総務部 人材育成課 | 平成19年8月16日 | 取下げ | - | - | - | - | 情報提供 |
| 209 | 平成19年8月17日 | 道路の位置指定申請書(〇〇〇号) | 市民 | まちづくり部 土地利用課 | 平成19年8月31日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成19年9月4日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 210 | 平成19年8月17日 | 建築計画概要書(〇〇〇号)により位置の指定を受けた道路に接する建築物に係るもの) | 市民 | まちづくり部 土地利用課 | 平成19年8月31日 | 全部開示 | - | 平成19年9月4日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 211 ～ 215 | 平成19年8月21日 | 障害者である職員の任免に関する状況の通報等について(平成15～19年度) | 市民 | 水道局 水道総務課 | 平成19年8月28日 | 部分開示 | 第1号 | 平成19年9月4日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 216 ～ 220 | 平成19年8月21日 | 障害者である職員の任免に関する状況の通報等について(平成15～19年度) | 市民 | 教育委員会 委員総務課 | 平成19年9月4日 | 部分開示 | 第1号 | 平成19年9月11日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 221 | 平成19年8月21日 | 「旧市立豊中病院跡地土壌(盛土等)詳細調査(追加調査)委託業務」に係る部分資料 | 市民 | 政策企画部 企画調整室 | 平成19年9月4日 | 全部開示 | - | 平成19年9月7日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 222 | 平成19年8月21日 | 旧豊中病院跡地土壌概況調査報告書 | 市民 | 政策企画部 企画調整室 | 平成19年9月4日 | 全部開示 | - | 平成19年9月7日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 223 | 平成19年8月21日 | 旧市立豊中病院跡地土壌詳細調査(地下水分析)委託業務報告書 | 市民 | 政策企画部 企画調整室 | 平成19年9月4日 | 全部開示 | - | 平成19年9月7日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 224 | 平成19年8月21日 | 旧市立豊中病院跡地土壌汚染詳細調査委託業務報告書 | 市民 | 政策企画部 企画調整室 | 平成19年9月4日 | 全部開示 | - | 平成19年9月7日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 225 | 平成19年8月21日 | 旧市立豊中病院跡地土壌(盛土等)詳細調査委託業務報告書 | 市民 | 政策企画部 企画調整室 | 平成19年9月4日 | 部分開示 | 第1号 | 平成19年9月7日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 226 | 平成19年8月21日 | 旧市立豊中病院跡地土壌汚染調査委託業務報告書 | 市民 | 政策企画部 企画調整室 | 平成19年9月4日 | 全部開示 | - | 平成19年9月7日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容及は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----|------------|--|-------|----------|-------------|------|--------------|-------------|------------|-------|--------|
| 227 | 平成19年8月21日 | 旧市立豊中病院跡地土壌汚染詳細調査(追加調査)委託業務報告書 | 市民 | 政企企画推進課 | 平成19年9月4日 | 部分開示 | 第1号 | 平成19年9月7日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 228 | 平成19年9月6日 | 開発行為等事前相談書(受付番号 〇〇〇) | 市民 | まちづくり推進課 | 平成19年9月20日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成19年9月28日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 229 | 平成19年9月6日 | 開発行為等事前相談返答書(豊ま開第〇〇〇) | 市民 | まちづくり推進課 | 平成19年9月20日 | 全部開示 | - | 平成19年9月28日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 230 | 平成19年9月10日 | 空家状況集計表(市営野田住宅及び市営野田第2住宅分) | 市民 | まちづくり推進課 | 平成19年9月19日 | 全部開示 | - | - | 写し等の交付 | - | 郵送 |
| 231 | 平成19年9月10日 | 家賃早見表(市営野田住宅及び市営野田第2住宅分) | 市民 | まちづくり推進課 | 平成19年9月19日 | 全部開示 | - | - | 写し等の交付 | - | 郵送 |
| 232 | 平成19年9月18日 | 豊中市水道局庁舎建設工事地質調査報告書 | 任意申出者 | 水道局総務課 | 平成19年9月20日 | 部分開示 | 第1号 | 平成19年9月26日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 233 | 平成19年9月20日 | 修繕調査報告書 修繕伝票綴有償 修繕伝票綴無償 (平成18年9月～平成19年8月分) | 市民 | 水道局維持課 | 平成19年10月23日 | 部分開示 | 第1号 | 平成19年10月30日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | 25日間延長 |
| 234 | 平成19年9月20日 | 貯蔵品発注台帳 | 市民 | 水道局維持課 | 平成19年9月28日 | 全部開示 | - | 平成19年10月2日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 235 | 平成19年9月21日 | 工事執行・工事契約 昭和46年度 豊中市計画寺内土地区画整理事業に伴う第6期本体工事その2 | 任意申出者 | まちづくり推進課 | 平成19年9月26日 | 部分開示 | 第1号 | 平成19年10月1日 | 写し等の交付 | - | |
| 236 | 平成19年9月28日 | 実径φ20mm～φ30mmの密着スリーブの工具の購入がわかる資料 | 市民 | 水道局維持課 | 平成19年10月11日 | 全部開示 | - | 平成19年10月12日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 237 | 平成19年9月28日 | 平成13年度より、平成18年9月迄の実径20、25、30mmタプチ密着スリーブの使用した所の修理伝票 | 市民 | 水道局維持課 | 平成19年11月9日 | 部分開示 | 第1号 | 平成19年11月13日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | 45日間延長 |

| 番号 | 請求日 | 請求内容及は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----------------|-------------|--|-------|----------------------------|-------------|----------------|----------|-------------|--------------------|-------|--------|
| 238 ～ 242 | 平成19年9月28日 | 上下水道組織統合推進委員会議録(第6回～第10回) | 市民 | 下水道局 水道標準 設立準備 室 | 平成19年10月5日 | 全部開示 | - | 平成19年10月12日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 243 | 平成19年10月1日 | 風致地区内行為許可申請書(豊ま開第〇〇〇号) | 市民 | まちづくり 推進利用 調整審査 課 | 平成19年10月12日 | 部分開示 | 第1号 | 平成19年10月18日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 244 | 平成19年10月1日 | 〇〇〇墓地を囲む市道との間の擁壁がその規模から築造に するのみに、申請及び許可が必要である。その申請書及び許 可書の開示。擁壁が公共事業で成されたものであればその 経緯、工事の期間、事業内容に關する記録の開示。 | 市民 | 健康福祉部 地域福祉課 | 平成19年10月30日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | 15日間延長 |
| 245 | 平成19年10月1日 | 墓地管理者選任届(〇〇〇共同墓地分) | 市民 | 健康福祉部 地域福祉課 | 平成19年10月15日 | 部分開示 | 第1号 | 平成19年10月15日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 246 | 平成19年10月1日 | 墓地の管理者として〇〇〇が改葬の為提出している墓理法 第5条、施行規則2条3条に基づく申請書、納骨証明、受け 入れ証明、改葬許可証の開示、被改葬者が改葬されるに足り る法的手続きの詳細の開示。 | 市民 | 健康福祉部 地域福祉課 | 平成19年10月15日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 247 | 平成19年10月1日 | 墓地の新設、拡張は都道府県知事の許可が必要であり、これ を機関委任事務として市町村が行う、とある。大字柴原ほか3 大字財産区に習い、施行された大字〇〇〇の財産区墓地の 再開葬に關する許可申請書、許可書を開示されたい。 | 市民 | 健康福祉部 地域福祉課 | 平成19年10月15日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 248 | 平成19年10月1日 | 墓理法第5条に(市町村長の許可に關わらぬ)とあるがこ の法令に基づき、〇〇〇財産区墓地に於いて昭和38年5月 1日以降、平成18年5月12日までに墓地の改葬、埋骨、埋 葬に關する記録、137区画のうち未使用の8区画を除く129 区画の埋骨、埋骨、改葬の記録を開示されたい。 | 市民 | 健康福祉部 地域福祉課 | 平成19年10月15日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 249 | 平成19年10月1日 | 豊中市長は財産区財産、他、財産の管理者で在るから〇〇 〇が昭和38年2月頃再開葬完了に至るまでの開与の実態、 〇〇〇との議事録、墓地、使用権の分譲に關する市との委 託契約書、大阪府との手続きに關する書面、議事録、今日迄 の収支に關する記録の開示。 | 市民 | 健康福祉部 地域福祉課 | 平成19年10月15日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 250 | 平成19年10月1日 | 遙か以前から有る村墓地について、豊中市は何故、今頃に 成って管理委員会の設置を要望したのか。今まで放置した原 因を精査し、その結果を開示されたい。 | 市民 | 健康福祉部 地域福祉課 | 平成19年10月15日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 251 | 平成19年10月11日 | 豊中市所有地管理区分図 | 市民 | 土木部 下水道管理課 | 平成19年10月16日 | 全部開示 | - | 平成19年10月19日 | 写し等の 交付 | - | |
| 252 ・ 253 | 平成19年10月12日 | 〇〇〇特定建設作業実施届出書(平成18・19年度分) | 市民 | 環境政策 部室 | 平成19年10月25日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成19年10月29日 | 写し等の 交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----------------|-------------|--|-------|----------------|-------------|----------------|--------------|------------|--------------------|-------|----|
| 254 | 平成19年10月18日 | 平成15年7月政策会議における「企業会計導入について」に関する検討資料 | 市民 | 政策企画部 企業調整室 | 平成19年11月1日 | 部分開示 | 第3号 | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 255 | 平成19年10月18日 | 平成18年5月政策会議における「上下水道の組織統合について」に関する検討資料 | 市民 | 政策企画部 企業調整室 | 平成19年11月1日 | 部分開示 | 第3号 | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 256 | 平成19年10月18日 | 平成19年5月政策会議における「上下水道の組織統合について」に関する検討資料 | 市民 | 政策企画部 企業調整室 | 平成19年11月1日 | 部分開示 | 第3号 | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 257 | 平成19年10月18日 | 上下水道の組織統合決定変更にかかる政策会議の開催年月日と内容 | 市民 | 政策企画部 企業調整室 | 平成19年11月1日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 258 ～ 267 | 平成19年10月18日 | 上下水道組織統合推進委員会議録(第1～10回) | 市民 | 水道局 水道準備室 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 268 | 平成19年10月18日 | 契約検査事務の実施について | 市民 | 水道局 水道準備室 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 269 | 平成19年10月18日 | 第10回上下水道統合推進委員会における決定事項及び今後の作業について | 市民 | 水道局 水道準備室 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 270 | 平成19年10月18日 | 企業会計導入に関する調査について(照会) | 市民 | 土木部 下水道課 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 271 | 平成19年10月18日 | 豊中市における公営企業会計(報告) | 市民 | 土木部 下水道課 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 272 | 平成19年10月18日 | 政策会議提案書について | 市民 | 土木部 下水道課 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 273 ・ 274 | 平成19年10月18日 | 下水道事業法適化計画の内容聴取について (平成15・16年度) | 市民 | 土木部 下水道課 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 275 | 平成19年10月18日 | 地方公営企業法適用に関する資産評価業務委託について | 市民 | 土木部 下水道課 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容及は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----|-------------|--------------------------------|-------|----------------------------|-------------|-------------|--------------|------------|--------------------|-------|----|
| 276 | 平成19年10月18日 | 平成16年度豊中市総合計画実施計画 | 市民 | 土木部 下水道水木 土木部 総務課 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 277 | 平成19年10月18日 | 下水道事業資産評価に係る永久保存文書の貸出について | 市民 | 土木部 下水道水木 土木部 総務課 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 278 | 平成19年10月18日 | 地方公営企業の適用に要する経費調 | 市民 | 土木部 下水道水木 土木部 総務課 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 279 | 平成19年10月18日 | 下水道資産評価に係る永久保存文書の貸出について | 市民 | 土木部 下水道水木 土木部 総務課 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 280 | 平成19年10月18日 | 地方公営企業法適用に関する資産評価業務委託契約の締結について | 市民 | 土木部 下水道水木 土木部 総務課 | 平成19年10月31日 | 部分開示 第1号 | | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 281 | 平成19年10月18日 | 平成17年度下水道事業法適化計画の提出について | 市民 | 土木部 下水道水木 土木部 総務課 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 282 | 平成19年10月18日 | 下水道資産評価に係る永久保存文書の貸出について | 市民 | 土木部 下水道水木 土木部 総務課 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 283 | 平成19年10月18日 | 下水道法適化関連調査について(回答) | 市民 | 土木部 下水道水木 土木部 総務課 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 284 | 平成19年10月18日 | 企業会計導入意向についてのアンケートについて(回答) | 市民 | 土木部 下水道水木 土木部 総務課 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 285 | 平成19年10月18日 | 企業会計導入に伴う移行経費に関する調査について | 市民 | 土木部 下水道水木 土木部 総務課 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 286 | 平成19年10月18日 | 下水道資産評価に係る永久保存文書の貸出について | 市民 | 土木部 下水道水木 土木部 総務課 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 287 | 平成19年10月18日 | 地方公営企業法適用に関するアンケートについて(回答) | 市民 | 土木部 下水道水木 土木部 総務課 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----------------|-------------|---------------------------------|-------|---------------------|-------------|------|--------------|------------|--------------------|-------|----|
| 288 ～ 290 | 平成19年10月18日 | 下水道資産評価に係る永久保存文書の貸出について | 市民 | 下水道水木 土木下務 総務 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 291 | 平成19年10月18日 | 平成18年度下水道事業法適化計画の提出について | 市民 | 下水道水木 土木下務 総務 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 292 | 平成19年10月18日 | 地方公営企業法適用関係事務について | 市民 | 下水道水木 土木下務 総務 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 293 | 平成19年10月18日 | 決算資料等の惠与について(依頼) | 市民 | 下水道水木 土木下務 総務 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 294 | 平成19年10月18日 | 豊中市下水道事業資産評価への協力について | 市民 | 下水道水木 土木下務 総務 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 295 | 平成19年10月18日 | 下水道事業資産評価に係る永久保存文書の貸出について | 市民 | 下水道水木 土木下務 総務 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 296 | 平成19年10月18日 | 下水道事業資産整理に係る視察について | 市民 | 下水道水木 土木下務 総務 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 297 | 平成19年10月18日 | 決算資料等の惠与について(依頼) | 市民 | 下水道水木 土木下務 総務 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 298 | 平成19年10月18日 | 下水道企業会計の取扱いについて(回答) | 市民 | 下水道水木 土木下務 総務 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 299 | 平成19年10月18日 | 下水道事業の地方公営企業法適用に関する行政視察について(供覧) | 市民 | 下水道水木 土木下務 総務 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 300 | 平成19年10月18日 | 平成19年度下水道事業法適化計画の提出について | 市民 | 下水道水木 土木下務 総務 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 301 | 平成19年10月18日 | 企業会計導入について(回答) | 市民 | 下水道水木 土木下務 総務 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----------------|-------------|--|-------|----------------------|-------------|------|--------------|------------|--------------------|-------|----|
| 336 | 平成19年10月18日 | 第3回上下水道組織検討委員会議事録について(承認) | 市民 | 土木部 下水道水木 総務課 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 337 | 平成19年10月18日 | 上下水道組織に関する調査検討について(報告) | 市民 | 土木部 下水道水木 総務課 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 338 | 平成19年10月18日 | 第5回上下水道組織検討委員会の開催について(通知) | 市民 | 土木部 下水道水木 総務課 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 339 | 平成19年10月18日 | 第4回上下水道組織検討委員会議事録について(承認) | 市民 | 土木部 下水道水木 総務課 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 340 | 平成19年10月18日 | 上下水道統合に関する調査について(照会) | 市民 | 土木部 下水道水木 総務課 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 341 | 平成19年10月18日 | 上下水道組織の方向性に関する素案について(報告) | 市民 | 土木部 下水道水木 総務課 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 342 | 平成19年10月18日 | 上下水道統合に関する調査について(報告) | 市民 | 土木部 下水道水木 総務課 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 343 | 平成19年10月18日 | 第5回上下水道組織検討委員会議事録について(承認) | 市民 | 土木部 下水道水木 総務課 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 344 | 平成19年10月18日 | 上下水道組織の方向性について(報告書) | 市民 | 土木部 下水道水木 総務課 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 345 | 平成19年10月18日 | 上下水道組織の方向性について | 市民 | 土木部 下水道水木 総務課 | 平成19年10月31日 | 全部開示 | - | 平成19年11月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 346 | 平成19年10月23日 | 豊中市立学校給食センター建替検討委員会設置について (平成16年度) | 市民 | 教育委員会 学校給食 保健課 | 平成19年11月6日 | 全部開示 | - | 平成19年11月9日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 347 ・ 348 | 平成19年10月23日 | 豊中市立学校給食センター建替検討委員会の開催について (平成16年度) | 市民 | 教育委員会 学校給食 保健課 | 平成19年11月6日 | 全部開示 | - | 平成19年11月9日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----------------|-------------|---|-------|------------------|------------|------|--------------|------------|--------------------|-------|----|
| 349 ～ 352 | 平成19年10月23日 | 豊中市立学校給食センター建替検討委員会調査部会の開催について(平成16・17年度) | 市民 | 教育委員会 給食センター課 | 平成19年11月6日 | 全部開示 | - | 平成19年11月9日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 353 | 平成19年10月23日 | 豊中市立学校給食センター建替検討委員会設置要綱の改定について(平成18年度) | 市民 | 教育委員会 給食センター課 | 平成19年11月6日 | 全部開示 | - | 平成19年11月9日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 354 | 平成19年10月23日 | 豊中市立学校給食センター建替検討委員会の開催について(平成18年度) | 市民 | 教育委員会 給食センター課 | 平成19年11月6日 | 全部開示 | - | 平成19年11月9日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 355 | 平成19年10月23日 | 豊中市立学校給食センター建替検討委員会調査部会の開催について(平成18年度) | 市民 | 教育委員会 給食センター課 | 平成19年11月6日 | 全部開示 | - | 平成19年11月9日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 356 | 平成19年10月23日 | 「豊中市立学校給食センター建替検討委員会」検討結果の報告について(平成18年度) | 市民 | 教育委員会 給食センター課 | 平成19年11月6日 | 全部開示 | - | 平成19年11月9日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 357 | 平成19年10月23日 | 平成19年度豊中市立学校給食センター建替検討委員会委員について(平成19年度) | 市民 | 教育委員会 給食センター課 | 平成19年11月6日 | 全部開示 | - | 平成19年11月9日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 358 | 平成19年10月23日 | 豊中市立学校給食センター建替検討委員会の開催について(平成19年度) | 市民 | 教育委員会 給食センター課 | 平成19年11月6日 | 全部開示 | - | 平成19年11月9日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 359 | 平成19年10月23日 | 第2回豊中市立学校給食センター建替検討委員会の開催について(平成19年度) | 市民 | 教育委員会 給食センター課 | 平成19年11月6日 | 全部開示 | - | 平成19年11月9日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 360 | 平成19年10月23日 | 平成19年度第1回豊中市立学校給食センター建替検討委員会調査部会の開催について(平成19年度) | 市民 | 教育委員会 給食センター課 | 平成19年11月6日 | 全部開示 | - | 平成19年11月9日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 361 | 平成19年10月23日 | 第1回豊中市立学校給食センター建替検討委員会の会議録について(供覧)(平成19年度) | 市民 | 教育委員会 給食センター課 | 平成19年11月6日 | 全部開示 | - | 平成19年11月9日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 362 | 平成19年10月23日 | 平成19年度第1回豊中市立学校給食センター建替検討委員会調査部会の概要について(平成19年度) | 市民 | 教育委員会 給食センター課 | 平成19年11月6日 | 全部開示 | - | 平成19年11月9日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 363 | 平成19年10月23日 | 第3回豊中市立学校給食センター建替検討委員会の開催について(平成19年度) | 市民 | 教育委員会 給食センター課 | 平成19年11月6日 | 全部開示 | - | 平成19年11月9日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----|-------------|---|-------|-------------------------------------|-------------|------|--------------|-------------|------------|-------------|--------|
| 364 | 平成19年10月29日 | 開発許可判定願(受付番号 〇〇〇) | 市民 | まちづくり推進地発審課 り部用室課 | 平成19年11月8日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成19年11月9日 | 写し等の交付 | - | |
| 365 | 平成19年10月30日 | 「豊中市学校給食センター基本構想検討委員会」の業務支援委託業者の選定について(平成19年度) | 市民 | 教育委員会 給食センター 給食センター 給食センター | 平成19年11月13日 | 部分開示 | 第1号 | 平成19年11月19日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 366 | 平成19年10月30日 | 「反称豊中市新学校給食センター基本構想検討委員会」の業務支援委託業者選考委員会」の設置について(平成19年度) | 市民 | 教育委員会 給食センター 給食センター | 平成19年11月13日 | 全部開示 | - | 平成19年11月19日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 367 | 平成19年10月30日 | プロポーザル説明書に対する質問書の回答について(平成19年度) | 市民 | 教育委員会 給食センター 給食センター | 平成19年11月13日 | 部分開示 | 第1号 | 平成19年11月19日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 368 | 平成19年10月30日 | 「反称豊中市新学校給食センター基本構想検討委員会」の業務支援委託業者選考委員会」の開催について(平成19年度) | 市民 | 教育委員会 給食センター 給食センター | 平成19年11月13日 | 部分開示 | 第4号 | 平成19年11月19日 | 閲覧及び写し等の交付 | 平成19年11月21日 | |
| 369 | 平成19年10月30日 | 「反称豊中市新学校給食センター基本構想検討委員会」の業務支援委託業者選考委員会」基準の変更について(平成19年度) | 市民 | 教育委員会 給食センター 給食センター | 平成19年11月13日 | 部分開示 | 第4号 | 平成19年11月19日 | 閲覧及び写し等の交付 | 平成19年11月21日 | |
| 370 | 平成19年10月30日 | 「反称豊中市新学校給食センター基本構想検討委員会」の業務支援委託業者選考委員会」の選考結果について(平成19年度) | 市民 | 教育委員会 給食センター 給食センター | 平成19年11月30日 | 部分開示 | 第2号、第4号 | 平成19年12月10日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | 20日間延長 |
| 371 | 平成19年10月30日 | (反称)豊中市新学校給食センター基本構想検討委員会業務委託契約について(平成19年度) | 市民 | 教育委員会 給食センター 給食センター | 平成19年11月13日 | 部分開示 | 第1号、第2号、第4号 | 平成19年11月19日 | 閲覧及び写し等の交付 | 平成19年11月21日 | |
| 372 | 平成19年10月30日 | (反称)豊中市新学校給食センター基本構想検討委員会業務委託業者選考委員会の選考結果について(送付)(平成19年度) | 市民 | 教育委員会 給食センター 給食センター | 平成19年11月13日 | 部分開示 | 第2号、第4号 | 平成19年11月19日 | 閲覧及び写し等の交付 | 平成19年11月21日 | |
| 373 | 平成19年10月30日 | 「反称豊中市新学校給食センター基本構想検討委員会」市民委員の募集及び選考について(平成19年度) | 市民 | 教育委員会 給食センター 給食センター | 平成19年11月13日 | 全部開示 | - | 平成19年11月19日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 374 | 平成19年10月30日 | (反称)豊中市新学校給食センター基本構想検討委員会の市民公募委員選考結果について(平成19年度) | 市民 | 教育委員会 給食センター 給食センター | 平成19年11月13日 | 不開示 | 第1号、第4号、第4号エ | - | - | - | |
| 375 | 平成19年10月30日 | (反称)豊中市新学校給食センター基本構想検討委員会委員の委嘱について(平成19年度) | 市民 | 教育委員会 給食センター 給食センター | 平成19年11月13日 | 全部開示 | - | 平成19年11月19日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容及は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----|-------------|--|-------|--------------------------|-------------|----------------|-----------------|-------------|--------------------|-------|------|
| 376 | 平成19年10月31日 | 宅地造成に関する工事の許可申請書(許可番号豊中市指令 建指第〇〇〇号) | 任意申出者 | まちづくり部 土地利用室 開発審査課 | 平成19年11月14日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成19年11月16日 | 写し等の 交付 | - | |
| 377 | 平成19年10月31日 | 宅地造成に関する工事の許可申請書(許可番号豊中市指令 建指第〇〇〇号) | 任意申出者 | まちづくり部 土地利用室 開発審査課 | 平成19年11月14日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成19年11月16日 | 写し等の 交付 | - | |
| 378 | 平成19年11月6日 | 実径φ20mmφ25mmφ30mmの密着スリーブの採用についての 決裁文書 | 市民 | 局 水道維持課 | 平成19年11月20日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 379 | 平成19年11月7日 | 火災調査報告書(豊中市〇〇〇) | 任意申出者 | 部 消防情報課 | 平成19年11月20日 | 不開示 | 第1号 | - | - | - | |
| 380 | 平成19年11月12日 | 過少宅地の書類(豊中市〇〇〇) | 市民 | まちづくり部 土地利用室 建築審査課 | 平成19年11月21日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成19年11月26日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 381 | 平成19年11月13日 | 旧市立豊中病院跡地土壌対策業務(1工区)の委託契約の 締結について | 市民 | 部 企画調整室 | 平成19年11月26日 | 部分開示 | 第1号、第2号、 第4号 | 平成19年11月29日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 382 | 平成19年11月13日 | 近隣関係住民等事前説明報告書(No.〇〇〇) | 市民 | まちづくり部 企画調整室 | 平成19年11月27日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成19年11月29日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 383 | 平成19年11月13日 | 開発行為等事前相談書(受付番号 〇〇〇) | 市民 | まちづくり部 土地利用室 開発審査課 | 平成19年11月26日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成19年11月29日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 384 | 平成19年11月13日 | 開発行為等事前相談返答書(豊ま開第〇〇〇) | 市民 | まちづくり部 土地利用室 開発審査課 | 平成19年11月26日 | 全部開示 | - | 平成19年11月29日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 385 | 平成19年11月14日 | 大阪国際空港に係る空港等の面積に関する協定書 | 任意申出者 | 部 固定資産税課 | 平成19年11月14日 | 全部開示 | - | 平成19年11月14日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | 即時開示 |
| 386 | 平成19年11月14日 | タブチ同径密着スリーブの採用についての資料一切(豊中市 水道局との共同開発分) | 市民 | 局 水道維持課 | 平成19年11月28日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容及は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----|-------------|---|-------|---------|-------------|------|--------------|-------------|------------|-------|--------|
| 387 | 平成19年11月14日 | 支出命令書(日本水道協会第170回常任理事会および第76回総会の出席旅費) | 市民 | 水道総務課 | 平成19年11月28日 | 全部開示 | - | 平成19年11月30日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 388 | 平成19年11月14日 | 支出命令書(日本水道協会第76回総会参加に際しての参加費及び宿泊費) | 市民 | 水道総務課 | 平成19年11月28日 | 全部開示 | - | 平成19年11月30日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 389 | 平成19年11月14日 | 支出命令書(日本水道協会第76回総会参加に際しての旅費) | 市民 | 水道総務課 | 平成19年11月28日 | 全部開示 | - | 平成19年11月30日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 390 | 平成19年11月14日 | 屋入命令書(日本水道協会第76回総会の参加費について日本水道協会が負担することによる参加費の戻入) | 市民 | 水道総務課 | 平成19年11月28日 | 全部開示 | - | 平成19年11月30日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 391 | 平成19年11月14日 | 日本水道協会第76回総会日程他配布資料 | 市民 | 水道総務課 | 平成19年11月28日 | 全部開示 | - | 平成19年11月30日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 392 | 平成19年11月14日 | 豊中市水道局が現在所持している公文書一切 | 市民 | 水道総務課 | 平成20年1月9日 | 取下げ | - | - | - | - | 45日間延長 |
| 393 | 平成19年11月15日 | 旧市立豊中病院跡地土壌対策業務(1工区)の委託契約の締結について | 市民 | 政策企画調整室 | 平成19年11月27日 | 部分開示 | 第1号、第2号、第4号 | 平成19年11月30日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 394 | 平成19年11月15日 | 旧豊中病院跡地土壌概況調査報告書 | 市民 | 政策企画調整室 | 平成19年11月27日 | 全部開示 | - | 平成19年11月30日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 395 | 平成19年11月15日 | 旧市立豊中病院跡地土壌汚染調査業務委託報告書 | 市民 | 政策企画調整室 | 平成19年11月27日 | 全部開示 | - | 平成19年11月30日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 396 | 平成19年11月15日 | 旧市立豊中病院跡地土壌汚染詳細調査委託業務報告書 | 市民 | 政策企画調整室 | 平成19年11月27日 | 全部開示 | - | 平成19年11月30日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 397 | 平成19年11月15日 | 旧市立豊中病院跡地土壌汚染詳細調査(追加調査)委託業務報告書 | 市民 | 政策企画調整室 | 平成19年11月27日 | 部分開示 | 第1号 | 平成19年11月30日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 398 | 平成19年11月15日 | 旧市立豊中病院跡地土壌(盛土等)詳細調査委託業務報告書 | 市民 | 政策企画調整室 | 平成19年11月27日 | 部分開示 | 第1号 | 平成19年11月30日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----|-------------|--------------------------------------|-------|----------------------|-------------|----------------|--------------|-------------|--------------------|-------|----|
| 399 | 平成19年11月15日 | 旧市立豊中病院跡地土壌詳細調査(地下水分析)委託業務報告書 | 市民 | 政策企画部 企画調整室 | 平成19年11月27日 | 全部開示 | - | 平成19年11月30日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 400 | 平成19年11月15日 | 旧市立豊中病院跡地土壌(盛土等)詳細調査(追加調査)委託業務報告書 | 市民 | 政策企画部 企画調整室 | 平成19年11月27日 | 全部開示 | - | 平成19年11月30日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 401 | 平成19年11月15日 | 旧市立豊中病院跡地土壌(盛土等)詳細調査(追加調査)の2)委託業務報告書 | 市民 | 政策企画部 企画調整室 | 平成19年11月27日 | 全部開示 | - | 平成19年11月30日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 402 | 平成19年11月15日 | 旧市立豊中病院跡地土地利用事業に関する事業協定及び予約契約の締結について | 市民 | 政策企画部 企画調整室 | 平成19年11月27日 | 部分開示 | 第2号 | 平成19年11月30日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 403 | 平成19年11月19日 | 豊中市水道事業管理者の平成19年度および平成20年度の予定表 | 市民 | 水道局 水道総務課 | 平成19年12月3日 | 全部開示 | - | 平成19年12月4日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 404 | 平成19年11月19日 | 〇〇〇〇マンション建設についての要望書 | 市民 | 政策企画部 企画調整室 | 平成19年11月30日 | 部分開示 | 第1号 | 平成19年11月30日 | 写し等の 交付 | - | |
| 405 | 平成19年11月21日 | タブチ密着スリーブ(実径)について、平成9年施行の構造材質基準の成績表 | 市民 | 水道局 水道維持課 | 平成19年12月5日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 406 | 平成19年11月22日 | 開発許可判定願(受付番号 〇〇〇) | 市民 | まちづくり 推進地整 審査課 | 平成19年12月6日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成19年12月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 407 | 平成19年11月22日 | 開発行為等協議申出書(受付番号 〇〇〇) | 市民 | まちづくり 推進地整 審査課 | 平成19年12月6日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成19年12月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 408 | 平成19年11月26日 | 介護保険住宅改修に必要な理由書と見積書 (平成19年10月分) | 市民 | 健康福祉部 保険介護 課 | 平成19年12月6日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成19年12月17日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 409 | 平成19年11月26日 | 介護保険住宅改修に必要な理由書と見積書 (平成19年11月分) | 市民 | 健康福祉部 保険介護 課 | 平成19年12月6日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成19年12月17日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----|-------------|--|-------|------------------------------|-------------|----------------|--------------|-------------|--------------------|-------|------|
| 410 | 平成19年11月28日 | 船管取替助成金の件につき市所有図面上鉛管であり施工した所HVPの場合に交付した資料一切(過去1年間) | 市民 | 水道客タ お七 給水装置課 | 平成19年11月30日 | 取下げ | - | - | - | - | |
| 411 | 平成19年11月28日 | 平成19年11月27日より過去1年間水道事業管理者と面会した内容、氏名のわかる資料 | 市民 | 水道総務課 | 平成19年12月12日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 412 | 平成19年11月28日 | 平成19年11月28日午前11時30分頃水道事業管理者と面会した氏名、内容、又いつ面談の申込があったかわかる資料 | 市民 | 水道総務課 | 平成19年12月12日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 413 | 平成19年11月30日 | 〇〇〇が豊中市に提出した「跳ね出しスラブ平面図・断面図」で、変更部分の変更理由を含むもの | 市民 | まちづくり 推進利 用地整 建築審査課 | 平成19年12月13日 | 全部開示 | - | 平成19年12月13日 | 写し等の 交付 | - | |
| 414 | 平成19年12月3日 | 千里園幹線工事予定図 | 任意申出者 | 下水道 土木道 建設課 | 平成19年12月3日 | 全部開示 | - | 平成19年12月3日 | 写し等の 交付 | - | 即時開示 |
| 415 | 平成19年12月3日 | 近隣関係住民等事前説明報告書(旧市立豊中病院跡地計画)(No.〇〇〇) | 市民 | まちづくり 推進高 建築調整室 | 平成19年12月12日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成19年12月12日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 416 | 平成19年12月4日 | 収支報告書及び領収書豊中市議会市民クラブ議員団(平成18年度) | 市民 | 市議務 総務課 | 平成19年12月11日 | 取下げ | - | - | - | - | |
| 417 | 平成19年12月4日 | 収支報告書及び領収書自民党豊中市議会議員団(平成18年度) | 市民 | 市議務 総務課 | 平成19年12月11日 | 取下げ | - | - | - | - | |
| 418 | 平成19年12月4日 | 収支報告書及び領収書公明党豊中市議会議員団(平成18年度) | 市民 | 市議務 総務課 | 平成19年12月11日 | 取下げ | - | - | - | - | |
| 419 | 平成19年12月4日 | 収支報告書及び領収書日本共産党豊中市議会議員団(平成18年度) | 市民 | 市議務 総務課 | 平成19年12月11日 | 取下げ | - | - | - | - | |
| 420 | 平成19年12月4日 | 収支報告書及び領収書新政とよなか議員団(平成18年度) | 市民 | 市議務 総務課 | 平成19年12月11日 | 取下げ | - | - | - | - | |
| 421 | 平成19年12月6日 | 豊中市計画寺内土地区画整理事業に伴う第6期本体工事その2 | 市民 | まちづくり 推進 市街地整備室 | 平成19年12月19日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成19年12月19日 | 写し等の 交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容及は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----|-------------|-----------------------------------|-------------|---|-------------|------|--------------|-------------|--------------------|-------|----|
| 422 | 平成19年12月6日 | 昭和52年4月21日土地区画整理法による換地処分に関する一切の書類 | 市民 | まちづくり推進部 市街地整備室 | 平成19年12月19日 | 部分開示 | 第1号 | 平成19年12月19日 | 写し等の 交付 | - | |
| 423 | 平成19年12月7日 | 刀根山線詳細設計委託 交通量調査報告書 | 市民 | 木部 下水道維持課 | 平成19年12月20日 | 全部開示 | - | 平成19年12月21日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 424 | 平成19年12月7日 | 旧市立豊中病院跡地土壌対策業務(1工区)に関わる下請け一覧 | 市民 | 企画部 企画調整室 | 平成19年12月21日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成19年12月26日 | 写し等の 交付 | - | |
| 425 | 平成19年12月7日 | 旧市立豊中病院跡地土壌対策業務(1工区)に関わる出入り口管理記録 | 市民 | 企画部 企画調整室 | 平成19年12月21日 | 部分開示 | 第1号 | 平成19年12月26日 | 写し等の 交付 | - | |
| 426 | 平成19年12月10日 | 開発行為等事前相談返答書(豊ま開第〇〇〇) | 市民 | まちづくり推進部 土地利用室 開発審査課 | 平成19年12月21日 | 全部開示 | - | 平成19年12月26日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 427 | 平成19年12月10日 | 開発行為等事前相談書(受付番号 〇〇〇) | 市民 | まちづくり推進部 土地利用室 開発審査課 | 平成19年12月21日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成19年12月26日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 428 | 平成19年12月10日 | 近隣関係住民等事前説明報告書(仮称〇〇〇) | 市民 | まちづくり推進部 高層室 | 平成19年12月20日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成19年12月27日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 429 | 平成19年12月12日 | 近隣関係住民等事前説明報告書(仮称〇〇〇) | 事業者 (団体) | まちづくり推進部 高層室 | 平成19年12月20日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成19年12月25日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 430 | 平成19年12月14日 | 助成金工事支払書類綴(平成18・19年度) | 市民 | 局 様 一 部 給 水 装 置 課 | 平成19年12月26日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成20年1月9日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 431 | 平成19年12月17日 | 住居表示台帳(平成19年11月30日現在又は最新のもの) | 任意申出者 | 市民生活課 | 平成20年4月16日 | 取下げ | - | - | - | - | |
| 432 | 平成19年12月17日 | 開発行為等事前相談書(受付番号 〇〇〇) | 任意申出者 | まちづくり推進部 土地利用室 開発審査課 | 平成19年12月28日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成20年1月31日 | 写し等の 交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----------------|-------------|--|-------|----------------------------|------------|----------------|--------------|------------|--------------------|-------|----|
| 433 | 平成19年12月18日 | 介護事故報告書の追加資料(平成18年度) | 任意申出者 | 健康福祉部 保険高齢課 | 平成20年1月4日 | 部分開示 | 第1号 | - | 写し等の 交付 | - | 郵送 |
| 434 | 平成19年12月18日 | 死亡事故にかかるとの介護事故報告書(平成18年度) | 任意申出者 | 健康福祉部 保険高齢課 | 平成20年1月4日 | 部分開示 | 第1号 | - | 写し等の 交付 | - | 郵送 |
| 435 | 平成19年12月21日 | 給水栓のバツケン(ケレップ・コマ)の購入の資料一切平成17 年から現在迄 | 市民 | 水道総務課 | 平成20年1月4日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 436 | 平成19年12月21日 | (財)豊中市水道サービス公社との軽自動車売買契約の締結 について | 市民 | 水道総務課 | 平成20年1月4日 | 全部開示 | - | 平成20年1月9日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 437 | 平成19年12月21日 | (財)豊中市水道サービス公社との原動機付自転車売買契約 の締結について | 市民 | 水道総務課 | 平成20年1月4日 | 全部開示 | - | 平成20年1月9日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 438 | 平成19年12月21日 | (財)豊中市水道サービス公社修繕料の収入事務取扱に関 する契約の締結について | 市民 | 水道総務課 | 平成20年1月4日 | 全部開示 | - | 平成20年1月9日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 439 | 平成19年12月21日 | (財)豊中市水道サービス公社との委託業務変更契約の締結 について | 市民 | 水道総務課 | 平成20年1月4日 | 全部開示 | - | 平成20年1月9日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 440 ～ 445 | 平成19年12月21日 | (財)豊中市水道サービス公社に対する業務委託契約の締結 について(平成14～19年4月1日契約分) | 市民 | 水道総務課 | 平成20年1月4日 | 全部開示 | - | 平成20年1月9日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 446 | 平成20年1月21日 | 近隣関係住民等事前説明報告書(No.〇〇〇) | 市民 | まちづくり 推進高層 建築調整 室 | 平成20年1月31日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成20年2月4日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 447 ～ 450 | 平成20年2月1日 | 職務専念義務免除願書(平成16～19年度分) | 市民 | 水道総務課 | 平成20年2月14日 | 全部開示 | - | 平成20年2月19日 | 閲覧 | - | |
| 451 | 平成20年2月1日 | 下水道事業との統合に係る協議について(申入れ) | 市民 | 水道総務課 | 平成20年2月14日 | 全部開示 | - | 平成20年2月19日 | 閲覧 | - | |
| 452 | 平成20年2月1日 | 下水道事業との組織統合に係る確認書の締結について | 市民 | 水道総務課 | 平成20年2月14日 | 全部開示 | - | 平成20年2月19日 | 閲覧 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容及は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----|-----------|--|-------|-----------------|------------|------|--------------|------------|--------------------|-------|----|
| 453 | 平成20年2月1日 | 上下水道組織統合に関する申入れについて(回答) | 市民 | 水道局 水道総務課 | 平成20年2月14日 | 全部開示 | - | 平成20年2月19日 | 閲覧 | - | |
| 454 | 平成20年2月1日 | 上下水道統合に関わる協定の締結について(回答) | 市民 | 水道局 水道総務課 | 平成20年2月14日 | 全部開示 | - | 平成20年2月19日 | 閲覧 | - | |
| 455 | 平成20年2月1日 | 上下水道統合での定数等に係わる申入れについて(回答) | 市民 | 水道局 水道総務課 | 平成20年2月14日 | 全部開示 | - | 平成20年2月19日 | 閲覧 | - | |
| 456 | 平成20年2月1日 | (財)豊中市水道サービス公社の事務所移転について(申入れ) | 市民 | 水道局 水道総務課 | 平成20年2月14日 | 全部開示 | - | 平成20年2月19日 | 閲覧 | - | |
| 457 | 平成20年2月1日 | 水道局事務室の確保について(申入れ) | 市民 | 水道局 水道総務課 | 平成20年2月14日 | 全部開示 | - | 平成20年2月19日 | 閲覧 | - | |
| 458 | 平成20年2月1日 | 上下水道統合での協議に関わる申入れについて(供覧) | 市民 | 水道局 水道総務課 | 平成20年2月14日 | 全部開示 | - | 平成20年2月19日 | 閲覧 | - | |
| 459 | 平成20年2月1日 | 上下水道事業統合にかかる組織等の見直しについて(申入れ) | 市民 | 水道局 水道総務課 | 平成20年2月14日 | 全部開示 | - | 平成20年2月19日 | 閲覧 | - | |
| 460 | 平成20年2月1日 | 柴原浄水場旧管理棟の整備工事について(申入れ) | 市民 | 水道局 水道総務課 | 平成20年2月14日 | 全部開示 | - | 平成20年2月19日 | 閲覧 | - | |
| 461 | 平成20年2月1日 | 国有財産使用許可の使用数量変更申請書の提出について(平成9年度) | 市民 | 環境部 環境みどり推進課 | 平成20年2月12日 | 全部開示 | - | 平成20年2月12日 | 写し等の 交付 | - | |
| 462 | 平成20年2月1日 | 児童遊園用地の国有財産使用許可書の受理について(平成7年度) | 市民 | 環境部 環境みどり推進課 | 平成20年2月12日 | 全部開示 | - | 平成20年2月12日 | 写し等の 交付 | - | |
| 463 | 平成20年2月5日 | 平成19年度水道技術管理者資格取得講習会実務研修における研修生の受入並びに委託契約の締結について | 市民 | 水道局 水道総務課 | 平成20年2月14日 | 部分開示 | 第1号 | 平成20年2月19日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 464 | 平成20年2月5日 | (財)豊中市水道サービス公社に対する助成金に関する協定の締結について | 市民 | 水道局 水道総務課 | 平成20年2月14日 | 全部開示 | - | 平成20年2月19日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容及は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----------------|------------|---|-------|----------------------------|------------|----------------|--------------|------------|--------------------|-------|--------|
| 465 | 平成20年2月7日 | 特定建設作業実施届出書及関連附属書類一式 (平成19年度 受付番号〇〇〇(他)) | 市民 | 環境政策部 環境政策室 | 平成20年2月19日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成20年2月19日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 466 | 平成20年2月13日 | 建築騒音測定結果(〇〇〇マンション) | 市民 | 環境政策部 環境政策室 | 平成20年2月19日 | 全部開示 | - | 平成20年2月19日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 467 | 平成20年2月19日 | アダプトシステム事業の実施について | 市民 | 環境政策部 廃棄物対策室 美化推進課 | 平成20年2月28日 | 部分開示 | 第1号 | 平成20年3月3日 | 写し等の 交付 | - | |
| 468 ～ 470 | 平成20年2月22日 | 職員組合員が半日未満の職場放棄をした資料 (平成17～19年度分) | 市民 | 水道局 水道総課 | 平成20年3月4日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 471 | 平成20年2月27日 | 豊中市立中学校が不登校についてどのように対応したか (平成18年度) | 市民 | 教育委員会 学校教育センター | 平成20年3月24日 | 取下げ | - | - | - | - | 12日間延長 |
| 472 | 平成20年2月27日 | 平成18年度末 長期欠席・不登校児童生徒に関する調査 | 市民 | 教育委員会 学校教育センター | 平成20年3月24日 | 部分開示 | 第1号 | 平成20年3月27日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | 12日間延長 |
| 473 | 平成20年2月27日 | 豊中市立中学校が不登校についてどのように対応したか (平成19年度) | 市民 | 教育委員会 学校教育センター | 平成20年3月24日 | 取下げ | - | - | - | - | 12日間延長 |
| 474 | 平成20年2月27日 | 平成19年度2学期末 長期欠席・不登校児童生徒に関する 調査 | 市民 | 教育委員会 学校教育センター | 平成20年3月24日 | 部分開示 | 第1号 | 平成20年3月27日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | 12日間延長 |
| 475 | 平成20年2月27日 | 豊中市立中学校がいじめについてどのように対応したか (平成18年度) | 市民 | 教育委員会 青少年センター 青少年指導員 | 平成20年3月24日 | 取下げ | - | - | - | - | 12日間延長 |
| 476 | 平成20年2月27日 | 平成18年度 公立小学校・中学校・高等学校及び盲・聾・養 護学校におけるいじめの状況調査について | 市民 | 教育委員会 青少年センター 青少年指導員 | 平成20年3月24日 | 部分開示 | 第1号 | 平成20年3月27日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | 12日間延長 |
| 477 | 平成20年2月27日 | 豊中市立中学校がいじめについてどのように対応したか (平成19年度) | 市民 | 教育委員会 青少年センター 青少年指導員 | 平成20年3月24日 | 取下げ | - | - | - | - | 12日間延長 |
| 478 | 平成20年2月27日 | 平成19年度 いじめ及び校内暴力等の実態調査(上半期4月 か～5月) | 市民 | 教育委員会 青少年センター 青少年指導員 | 平成20年3月24日 | 部分開示 | 第1号 | 平成20年3月27日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | 12日間延長 |

| 番号 | 請求日 | 請求内容及は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----------------|------------|---|-------|--------------------------------------|------------|----------------|----------|------------|------------|-------|--------|
| 479 | 平成20年2月27日 | 平成18年度公立の小学校、中学校、高等学校及び盲・聾・養護学校におけるいじめの状況調査について(大阪府教育委員会) | 市民 | 教育委員会 青少年センター 教育委員会 青少年センター | 平成20年3月24日 | 部分開示 | 第1号 | 平成20年3月27日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | 12日間延長 |
| 480 | 平成20年2月27日 | 平成19年度公立の小学校、中学校、高等学校及び盲・聾・養護学校におけるいじめ状況調査(大阪府教育委員会) | 市民 | 教育委員会 青少年センター | 平成20年3月24日 | 部分開示 | 第1号 | 平成20年3月27日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | 12日間延長 |
| 481 | 平成20年2月28日 | 任期付職員制度の実施について | 在勤者 | 教育委員会 学校 | 平成20年3月12日 | 全部開示 | - | 平成20年3月18日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 482 | 平成20年2月28日 | 任期付短時間勤務職員について 経過説明及び問題点 | 在勤者 | 教育委員会 学校 | 平成20年3月12日 | 全部開示 | - | 平成20年3月18日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 483 | 平成20年2月28日 | 任期付き短時間勤務職員についての回答(案) | 在勤者 | 教育委員会 学校 | 平成20年3月12日 | 全部開示 | - | 平成20年3月18日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 484 | 平成20年2月28日 | 任期付き短時間勤務制度について | 在勤者 | 教育委員会 学校 | 平成20年3月12日 | 全部開示 | - | 平成20年3月18日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 485 | 平成20年2月29日 | 平成19年度一般廃棄物処理業務の契約について | 市民 | 教育委員会 給食 | 平成20年3月12日 | 部分開示 | 第1号 | 平成20年3月13日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | 電子申請 |
| 486 | 平成20年2月29日 | 平成19年度一般廃棄物空缶等収集運搬処理業務の契約について | 市民 | 教育委員会 給食 | 平成20年3月12日 | 部分開示 | 第1号 | 平成20年3月13日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | 電子申請 |
| 487 | 平成20年2月29日 | 豊中市立小中学校幼稚園園廃棄物収集運搬処理業務の契約書(平成18年度) | 市民 | 教育委員会 施設 | 平成20年3月12日 | 部分開示 | 第1号 | 平成20年3月13日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | 電子申請 |
| 488 ～ 491 | 平成20年3月3日 | メータ取替指示書(平成14～17年度) | 市民 | 水道局 客室 お七給 | 平成20年3月11日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 492 | 平成20年3月3日 | 量水器取替明細表(平成18年度) | 市民 | 水道局 客室 お七給 | 平成20年3月11日 | 部分開示 | 第1号 | 平成20年3月18日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 493 | 平成20年3月4日 | 人事課長から学校指導課長への回答文書(平成18年11月) | 在勤者 | 総務部 人事課 | 平成20年3月18日 | 全部開示 | - | 平成20年3月18日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容及又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----------------|------------|--------------------------------------|-------|------------------------|------------|----------------|--------------|------------|--------------------|-------|------|
| 494 | 平成20年3月4日 | 教育委員会における任期付き短時間勤務職員について | 在勤者 | 教育委員教育指導 学校学校 | 平成20年3月18日 | 全部開示 | - | 平成20年3月18日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 495 | 平成20年3月4日 | 任期付き短時間勤務職員 | 在勤者 | 教育委員教育指導 学校学校 | 平成20年3月18日 | 全部開示 | - | 平成20年3月18日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 496 | 平成20年3月4日 | 豊中市の短時間勤務職員の選考について(要望) | 在勤者 | 教育委員教育指導 学校学校 | 平成20年5月2日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 497 ～ 500 | 平成20年3月4日 | 工事車両通行認定証(H18-No.000) | 市民 | 土木部 水道管理課 | 平成20年3月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成20年3月24日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | 電子申請 |
| 501 | 平成20年3月10日 | 開発行為等協議申請書(受付番号 000) | 市民 | まちづくり部 土地利用審査課 | 平成20年3月24日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成20年3月26日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 502 | 平成20年3月10日 | 計画通知書(H18適建豊中000) | 市民 | まちづくり部 土地利用審査課 | 平成20年3月24日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成20年3月26日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 503 ～ 505 | 平成20年3月13日 | 可燃ごみ収集運搬業務(第1～3区)委託契約の締結について(平成14年度) | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 部分開示 | 第2号、第4号イ | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 506 ～ 508 | 平成20年3月13日 | 可燃ごみ収集運搬業務(第1～4区)委託契約の締結について(平成15年度) | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 部分開示 | 第2号、第4号イ | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 509 | 平成20年3月13日 | 第3回ごみ収集運搬業務委託業者選定委員会説明資料について | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 全部開示 | - | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 510 | 平成20年3月13日 | 第3回ごみ収集運搬業務委託業者選定委員会の開催について | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 全部開示 | - | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 511 | 平成20年3月13日 | ごみ収集運搬業務委託に係る指名競争入札の執行について(平成15年度) | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 全部開示 | - | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----------------|------------|---|-------|------------------------|------------|------|------------------|------------|--------------------|-------|----|
| 512 ～ 514 | 平成20年3月13日 | 豊中市ごみ収集運搬業務(第1～3区の紙・布、プラスチック製容器包装)に係る委託先の選定について(平成15年度) | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 全部開示 | - | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 515 ～ 517 | 平成20年3月13日 | 平成16年度可燃ごみ収集運搬業務(第1～3区)委託の執行について | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 部分開示 | 第4号イ | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 518 ～ 520 | 平成20年3月13日 | 第1～3区ごみ収集運搬業務(紙・布、プラスチック製容器包装)委託契約の締結について(平成15年度) | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 部分開示 | 第2号、第4号イ | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 521 ・ 522 | 平成20年3月13日 | 第4・5区ごみ収集運搬業務委託契約の締結について(平成15年度) | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 部分開示 | 第1号、第2号、 第4号イ | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 523 ～ 525 | 平成20年3月13日 | 平成16年度可燃ごみ収集運搬業務(第1～3区)委託契約の締結について | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 部分開示 | 第2号、第4号イ | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 526 | 平成20年3月13日 | 第4回ごみ収集運搬業務委託業者選定委員会の開催について | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 全部開示 | - | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 527 ～ 529 | 平成20年3月13日 | 平成17年度第3～5区ごみ収集運搬業務委託について | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 部分開示 | 第4号イ | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 530 | 平成20年3月13日 | 平成17年度第3区ごみ収集運搬業務委託(紙・布、プラスチック製容器包装)について | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 部分開示 | 第4号イ | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 531 | 平成20年3月13日 | 第3区ごみ収集運搬業務(不燃ごみ、粗大ごみ、危険ごみ)に係る委託先の選定について(平成16年度) | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 全部開示 | - | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 532 | 平成20年3月13日 | 第3区ごみ収集運搬業務(ガラスびん)に係る委託先の選定について(平成16年度) | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 全部開示 | - | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 533 | 平成20年3月13日 | ごみ収集運搬業務委託に係る指名競争入札の執行について(平成16年度) | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 全部開示 | - | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 534 | 平成20年3月13日 | 平成17年度第4区ごみ収集運搬業務の締結について | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 部分開示 | 第2号、第4号イ | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----------------|------------|---|-------|------------------------|------------|------|------------------|------------|--------------------|-------|----|
| 535 | 平成20年3月13日 | 平成17年度第5区ごみ収集運搬業務締結について | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 部分開示 | 第1号、第2号、 第4号イ | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 536 | 平成20年3月13日 | 平成17年度第3区ごみ収集運搬業務委託(可燃ごみ)契約の締結について | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 部分開示 | 第2号、第4号イ | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 537 | 平成20年3月13日 | 平成17年度第3区ごみ収集運搬業務委託(紙・布、プラスチック製容器包装)契約の締結について | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 部分開示 | 第2号、第4号イ | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 538 | 平成20年3月13日 | 第5回ごみ収集運搬業務委託業者選定委員会の開催について | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 全部開示 | - | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 539 | 平成20年3月13日 | 第3区のごみ収集運搬業務委託の共通仕様書及び特記仕様書について(平成17年度) | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 全部開示 | - | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 540 | 平成20年3月13日 | ごみ収集運搬業務委託に係る指名競争入札の執行について(平成17年度) | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 全部開示 | - | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 541 ～ 544 | 平成20年3月13日 | 第1・2・4・5区ごみ収集運搬業務委託について(平成18年度) | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 部分開示 | 第4号イ | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 545 | 平成20年3月13日 | 第3区ごみ収集運搬業務委託契約の締結について(平成17年度) | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 部分開示 | 第1号、第2号、 第4号イ | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 546 | 平成20年3月13日 | ごみ収集運搬業務委託に係る指名競争入札の執行について(平成18年度) | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 全部開示 | - | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 547 ～ 549 | 平成20年3月13日 | 第6～8区ごみ収集運搬業務委託契約の締結について(平成18年度) | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 部分開示 | 第1号、第2号、 第4号イ | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 550 | 平成20年3月13日 | 平成18年度第1区ごみ収集運搬業務の締結について | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 部分開示 | 第2号、第4号イ | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 551 | 平成20年3月13日 | 平成18年度第4区ごみ収集運搬業務委託契約の締結について | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 取下げ | - | - | - | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----------------|------------|---|-------|----------------------------------|------------|----------------|------------------|------------|--------------------|-------|--------|
| 552 | 平成20年3月13日 | 平成18年度第2区ごみ収集運搬業務の締結について | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 部分開示 | 第2号、第4号イ | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 553 | 平成20年3月13日 | 平成18年度第4区ごみ収集運搬業務の締結について | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 部分開示 | 第2号、第4号イ | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 554 | 平成20年3月13日 | 平成18年度第5区ごみ収集運搬業務締結について | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 部分開示 | 第1号、第2号、 第4号イ | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 555 ～ 559 | 平成20年3月13日 | 第1～5区粗大ごみ等追加収集運搬業務委託について (平成18年度) | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 部分開示 | 第4号イ | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 560 ～ 563 | 平成20年3月13日 | 第1～4区粗大ごみ等特別収集運搬業務委託契約の締結に ついて(平成18年度) | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 部分開示 | 第2号、第4号イ | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 564 | 平成20年3月13日 | 第5区粗大ごみ等特別収集運搬業務委託契約の締結につい て(平成18年度) | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 部分開示 | 第1号、第2号、 第4号イ | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 565 | 平成20年3月13日 | 第6回ごみ収集運搬業務委託業者選定委員会の開催につい て | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 全部開示 | - | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 566 ～ 569 | 平成20年3月13日 | 平成19年度第1・2・4・5区ごみ収集運搬業務委託について | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 環境業務課 | 平成20年3月27日 | 部分開示 | 第4号イ | 平成20年3月28日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 570 ～ 572 | 平成20年3月14日 | 労働組合員の職場の放棄についての資料一切 (平成17～19年度) | 市民 | 総務部 人材管理課 | 平成20年3月28日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 573 | 平成20年3月24日 | 開発行為等協議申請書(受付番号 〇〇〇) | 市民 | まちづくり 推進利用部 土地整査室 開発審査課 | 平成20年5月22日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成20年5月23日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | 45日間延長 |
| 574 | 平成20年3月26日 | 近隣関係住民等事前説明報告書(No.〇〇〇) | 市民 | まちづくり 推進高調課 建築調整 | 平成20年4月2日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成20年4月4日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----|------------|---|-------|---------------------------|------------|------|--------------|------------|--------------------|-------|----|
| 575 | 平成20年3月28日 | 開発行為等事前相談書(受付番号 〇〇〇) | 市民 | まちづくり 推進利用室 土地開発審査課 | 平成20年4月7日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成20年4月14日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 576 | 平成20年3月28日 | 道路工事等協議書に係る「工事で安全誘導員の配置等に関する設計書、発注書、指示書等」 | 市民 | 木部 下水道 道路維持課 | 平成20年4月10日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 平成20年4月15日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 577 | 平成20年3月28日 | 道路工事等協議書(平成20年3月25日付) | 市民 | 木部 下水道 道路維持課 | 平成20年4月10日 | 全部開示 | - | 平成20年4月15日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |

* 「請求者区分」欄の表示の仕方

- 市民・・・・・・・・・・市の区域内に住所を有する者
- 事業者(個人)・・・・市の区域内に事務所又は事業所を有する個人
- 事業者(団体)・・・・市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- 在勤者・・・・・・・・・・市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- 在学者・・・・・・・・・・市の区域内に存する学校に在学する者
- 納税義務者・・・・・・・・・・市税の納税義務者
- 利害関係者(個人)・・・・行政文書に係る事務事業の利害関係者のうちの個人
- 利害関係者(団体)・・・・行政文書に係る事務事業の利害関係者のうちの団体
- 任意申出者・・・・・・・・・・上記以外のもの

Ⅱ. 個人情報保護制度の運用状況

Ⅱ. 個人情報保護制度の運用状況

(1) 個人情報保護制度の運用の経過

| 区 分 | | 18年度まで | 19年度 | 合 計 |
|------------------|--------------------|--------|------|-------|
| 請 求 件 数 | | 456 件 | 38 件 | 494 件 |
| 請 求 者 数 | | 390 人 | 32 人 | 422 人 |
| 処 理 状 況 | 承 諾 (全部開示) | 313 件 | 34 件 | 347 件 |
| | 一 部 承 諾 (部分開示) | 62 件 | 4 件 | 66 件 |
| | 全 部 拒 否 (不開示) | 43 件 | 0 件 | 43 件 |
| | 全 部 拒 否 (文書不存在) | 14 件 | 0 件 | 14 件 |
| | 取 下 げ | 24 件 | 0 件 | 24 件 |
| 不 服 申 立 て 件 数 | | 36 件 | 4 件 | 40 件 |

- 平成19年度は、38件の請求があり、全てが自己に関する情報の開示請求でした。
開示請求のうち、介護保険法に基づく要介護認定に関する文書が15件、診療報酬明細書（レセプト）に関する文書が11件ありました。

制度化以来では延べ422人から494件の請求があり、その内訳として、自己に関する情報の開示請求459件、目的外利用等の中止請求20件、削除請求15件となっています。

なお、平成18年度からは、「市立豊中病院の診療録（カルテ）（担当：医療安全管理室）」の開示請求については豊中市個人情報保護条例第29条に規定する開示請求の特例によることとしましたが、平成19年度は43件の請求があり、全て開示されました。

平成18年度からの合計は62件で、全て開示されています。

(2) 不開示理由の内訳（自己情報の開示請求）

（単位：件）

| 区 分 | 18年度まで（※） | 19年度 | 合 計 |
|-----------------------------------|-----------|------|-----|
| 請 求 件 数 | 421 | 38 | 459 |
| 全部拒否（不開示・文書不存在） 又は一部承諾（部分開示）件数 | 87 | 4 | 91 |

内訳

| | | | |
|----------|----|---|----|
| 本人情報 | 0 | 0 | 0 |
| 第三者の個人情報 | 14 | 4 | 18 |
| 法人等情報 | 3 | 0 | 3 |
| 審議検討等情報 | 1 | 0 | 1 |
| 事務事業情報 | 1 | 2 | 3 |
| 任意提供情報 | 0 | 2 | 2 |
| 公共安全等情報 | 0 | 0 | 0 |
| 法令秘等情報 | 0 | 0 | 0 |
| 文書不存在 | 2 | 0 | 2 |

旧条例に基づく不開示理由の内訳（※）

| | | | |
|---------------|----|--|----|
| 法令秘情報 | 2 | | 2 |
| 評価・診断等情報 | 19 | | 19 |
| 事務事業執行情報 | 55 | | 55 |
| 文書不存在（H13年から） | 12 | | 12 |

* 不開示理由には、一つの決定で複数の理由による場合がある。

※ 不開示理由の内訳は、新条例施行（平成17年10月1日）以後に決定を行ったものについては新条例の区分により、それ以前に決定を行ったものは旧条例の区分による。

- 自己情報の開示請求については、平成19年度は延べ32人から38件の請求があり、その処理状況は、承諾（全部開示）34件、一部承諾（部分開示）4件でした。

制度化以来の通算では、459件（取下げ21件を含む。）の請求に対して全部拒否（不開示・文書不存在）又は一部承諾（部分開示）の決定となったものは91件で、新条例に基づく決定における不開示の該当理由としては、第三者の個人情報18件、法人等情報及び事務事業情報がそれぞれ3件、任意提供情報2件、審議検討等情報1件、旧条例に基づく決定における不開示の該当理由としては、事務事業執行情報55件、評価・診断等情報19件、法令秘情報2件となっています。

(3) 部局別開示等請求件数

(単位：件)

| | 実施機関名 | 部 局 名 | 担 当 課 | 請 求 件 数 | 小 計 |
|-------------|-----------------------|-------------------|-----------------|---------|-----|
| 1 | 市 長 (5部局) | 政 策 企 画 部 | 情 報 政 策 室 | 1 | 36 |
| | | 市 民 生 活 部 (2課) | 市 民 課 | 2 | |
| | | | 新 千 里 出 張 所 | 1 | |
| | | 健 康 福 祉 部 (3課) | 生 活 福 祉 課 | 4 | |
| | | | 高 齢 介 護 課 | 17 | |
| | | | 医 療 給 付 課 | 9 | |
| | | ま ち づ くり 推 進 部 | 中 高 層 建 築 調 整 室 | 1 | |
| 土 木 下 水 道 部 | 猪 名 川 流 域 下 水 道 事 務 所 | 1 | | | |
| 2 | 消 防 長 | 消 防 本 部 | 指 令 情 報 課 | 2 | 2 |
| 2実施機関 | | 6部局 | 9課 | 38 | 38 |

○ 平成19年度は、2実施機関6部局に対して38件の請求があり、その内訳は、健康福祉部30件、市民生活部3件、消防本部2件、政策企画部、まちづくり推進部、土木下水道部が各1件となっています。

制度化以来の通算では、5実施機関に対して494件の請求があり、市長396件、教育委員会59件、監査委員10件、水道事業管理者17件、消防長12件となっています。

(4) 開示の実施方法（自己情報の開示請求）

（単位：件）

| 区 分 | 平成18年度まで | 平成19年度 | 合 計 |
|-------------------|------------|----------|------------|
| 閲 覧 の み | 7 | 0 | 7 |
| 閲 覧 と 写 し 等 の 交 付 | 261 | 18 | 279 |
| 写 し 等 の 交 付 の み | 101 (24) | 20 (2) | 121 (26) |
| 聴 取 又 は 視 聴 | 0 | 0 | 0 |
| 未 実 施 | 6 | 0 | 6 |
| 合 計 | 375 (24) | 38 (2) | 413 (26) |

* () 内の数字は、郵送の件数（内数）

- 実施機関の決定が承諾（全部開示）又は一部承諾（部分開示）の場合、閲覧、聴取、視聴又は写し等の交付を受けることができます。

平成19年度は、閲覧と写し等の交付が18件、写し等の交付のみが20件でした。

制度化以来の通算では、閲覧のみが7件（1.7%）、閲覧と写し等の交付が279件（67.6%）、写し等の交付のみが121件（29.3%）、これまでに請求者が来庁しなかったため、開示できなかったものが6件（1.5%）となっています。

(5)自己情報開示等請求
① 自己情報開示請求

(不開示等の根拠は、個人情報保護条例第20条各号)

| 番号 | 請求日 | 個人情報内容 | 請求区分 | 請求者区分 | 担当課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|----|------------|---|------|-------|-------------------------|------------|------|----------|------------|--------------------|-------|----|
| 1 | 平成19年4月9日 | 診療報酬明細書(平成17年4月～平成19年1月分) | 開示請求 | 相続人等 | 健康福祉部 健康支援室 医療給付課 | 平成19年4月20日 | 全部開示 | - | 平成19年4月20日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 2 | 平成19年4月18日 | 要介護認定に係る主治医意見書 | 開示請求 | 任意代理人 | 健康福祉部 高齢介護課 | 平成19年4月23日 | 全部開示 | - | 平成19年4月25日 | 写し等の 交付 | - | |
| 3 | 平成19年5月10日 | 要介護認定に係る主治医意見書 | 開示請求 | 任意代理人 | 健康福祉部 高齢介護課 | 平成19年5月11日 | 全部開示 | - | 平成19年5月16日 | 写し等の 交付 | - | |
| 4 | 平成19年5月29日 | 死亡事故に関わる事故報告書 | 開示請求 | 相続人等 | 健康福祉部 高齢介護課 | 平成19年6月4日 | 全部開示 | - | 平成19年6月14日 | 写し等の 交付 | - | |
| 5 | 平成19年6月1日 | 認定審査会における判定結果、意見・認定調査内容・主治医意見書 | 開示請求 | 本人 | 健康福祉部 高齢介護課 | 平成19年6月7日 | 全部開示 | - | 平成19年6月8日 | 写し等の 交付 | - | |
| 6 | 平成19年6月13日 | 火災調査報告書 | 開示請求 | 本人 | 消防本部 指令情報課 | 平成19年6月27日 | 部分開示 | 第2号 | - | 写し等の 交付 | - | 郵送 |
| 7 | 平成19年6月15日 | 診療報酬明細書(平成18年8月～平成19年4月分 ○○○病院)(平成18年11月～平成19年4月分 ○○○クリニック) | 開示請求 | 本人 | 健康福祉部 健康支援室 医療給付課 | 平成19年6月29日 | 全部開示 | - | 平成19年7月2日 | 写し等の 交付 | - | |
| 8 | 平成19年6月19日 | 診療報酬明細書(平成18年8月～平成19年3月分 ○○○病院) | 開示請求 | 本人 | 健康福祉部 健康支援室 医療給付課 | 平成19年6月28日 | 全部開示 | - | 平成19年7月2日 | 写し等の 交付 | - | |
| 9 | 平成19年6月25日 | 近隣関係住民等事前説明報告書(豊中市○○○) | 開示請求 | 本人 | まちづくり 推進高調整 室 | 平成19年7月5日 | 部分開示 | 第2号 | 平成19年7月9日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 10 | 平成19年7月25日 | 要介護認定に係る主治医意見書 | 開示請求 | 本人 | 健康福祉部 高齢介護課 | 平成19年7月27日 | 全部開示 | - | 平成19年7月30日 | 写し等の 交付 | - | |
| 11 | 平成19年7月25日 | 要介護認定に係る主治医意見書 | 開示請求 | 本人 | 健康福祉部 高齢介護課 | 平成19年7月27日 | 全部開示 | - | 平成19年7月30日 | 写し等の 交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 個人情報の内容 | 請求区分 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|----|------------|--|------|-------|-------------------------|------------|------|-------------|------------|--------------------|-------|----|
| 12 | 平成19年8月2日 | 要介護認定に係る主治医意見書 | 開示請求 | 本人 | 健康福祉部 福祉事務所 高齢介護課 | 平成19年8月6日 | 全部開示 | — | 平成19年8月13日 | 写し等の 交付 | — | |
| 13 | 平成19年8月2日 | 要介護認定に係る主治医意見書 | 開示請求 | 本人 | 健康福祉部 福祉事務所 高齢介護課 | 平成19年8月6日 | 全部開示 | — | 平成19年8月13日 | 写し等の 交付 | — | |
| 14 | 平成19年8月2日 | 要介護認定に係る主治医意見書 | 開示請求 | 本人 | 健康福祉部 福祉事務所 高齢介護課 | 平成19年8月6日 | 全部開示 | — | 平成19年8月13日 | 写し等の 交付 | — | |
| 15 | 平成19年8月8日 | 診療報酬明細書 柔道整復施術療養費支給申請書 (平成18年3～6月診療分 ○○○病院) | 開示請求 | 本人 | 健康福祉部 福祉事務所 医療給付課 | 平成19年8月20日 | 全部開示 | — | 平成19年8月30日 | 写し等の 交付 | — | |
| 16 | 平成19年8月9日 | 診療報酬明細書 | 開示請求 | 相続人等 | 健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課 | 平成19年8月23日 | 全部開示 | — | 平成19年8月27日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | — | |
| 17 | 平成19年8月9日 | 生活保護ケースファイル | 開示請求 | 相続人等 | 健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課 | 平成19年8月23日 | 部分開示 | 第2号、第5号、第6号 | 平成19年8月27日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | — | |
| 18 | 平成19年8月27日 | 診療報酬明細書(平成19年4月～平成19年6月分 ○○○病院) | 開示請求 | 本人 | 健康福祉部 福祉事務所 医療給付課 | 平成19年9月5日 | 全部開示 | — | 平成19年9月21日 | 写し等の 交付 | — | |
| 19 | 平成19年8月28日 | 生活保護ケースファイル | 開示請求 | 相続人等 | 健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課 | 平成19年9月6日 | 部分開示 | 第2号、第5号、第6号 | 平成19年9月10日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | — | |
| 20 | 平成19年8月28日 | 診療報酬明細書 | 開示請求 | 相続人等 | 健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課 | 平成19年9月6日 | 全部開示 | — | 平成19年9月10日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | — | |
| 21 | 平成19年8月29日 | 要介護認定に係る主治医意見書 | 開示請求 | 相続人等 | 健康福祉部 福祉事務所 高齢介護課 | 平成19年8月30日 | 全部開示 | — | 平成19年9月3日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | — | |
| 22 | 平成19年8月31日 | 要介護認定に係る認定調査内容 | 開示請求 | 相続人等 | 健康福祉部 福祉事務所 高齢介護課 | 平成19年8月31日 | 全部開示 | — | 平成19年9月3日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | — | |
| 23 | 平成19年9月4日 | 診療報酬明細書(平成19年5月～6月分 ○○○病院) | 開示請求 | 本人 | 健康福祉部 福祉事務所 医療給付課 | 平成19年9月11日 | 全部開示 | — | 平成19年9月14日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | — | |

| 番号 | 請求日 | 個人情報内容 | 請求区分 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|----|-------------|--|------|-------|---------------------------|-------------|------|--------------|-------------|--------------------|-------|----|
| 24 | 平成19年9月7日 | 診療報酬明細書(平成18年5月～平成19年6月分 ○○○病院・○○○医院) | 開示請求 | 本人 | 健康福祉部 健康福祉室 医療給付課 | 平成19年9月13日 | 全部開示 | - | 平成19年9月19日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 25 | 平成19年9月11日 | 診療報酬明細書(平成18年2月～平成19年7月分 ○○○歯科) | 開示請求 | 本人 | 健康福祉部 健康福祉室 医療給付課 | 平成19年9月13日 | 全部開示 | - | 平成19年9月14日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 26 | 平成19年10月2日 | 事故報告書(事故発生日平成19年○月○日) | 開示請求 | 任意代理人 | 健康福祉部 福祉事務所 高齢介護課 | 平成19年10月5日 | 全部開示 | - | 平成19年10月11日 | 写し等の 交付 | - | |
| 27 | 平成19年10月4日 | 下水工事現場における人身事故発生報告書の写し | 開示請求 | 本人 | 土木下水道部 猪名川流域 下水道事務所 | 平成19年10月9日 | 全部開示 | - | - | 写し等の 交付 | - | 郵送 |
| 28 | 平成19年10月11日 | 印鑑登録廃止届・印鑑登録証亡失届 | 開示請求 | 本人 | 市民生活部 市民課 | 平成19年10月16日 | 全部開示 | - | 平成19年10月18日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 29 | 平成19年10月11日 | 印鑑登録申込書 | 開示請求 | 本人 | 市民生活部 市民課 | 平成19年10月16日 | 全部開示 | - | 平成19年10月18日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 30 | 平成19年10月18日 | 要介護認定に係る主治医意見書 | 開示請求 | 任意代理人 | 健康福祉部 福祉事務所 高齢介護課 | 平成19年10月19日 | 全部開示 | - | 平成19年10月23日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 31 | 平成19年11月12日 | 要介護認定に係る主治医意見書 | 開示請求 | 相続人等 | 健康福祉部 福祉事務所 高齢介護課 | 平成19年11月15日 | 全部開示 | - | 平成19年11月20日 | 写し等の 交付 | - | |
| 32 | 平成19年11月14日 | 印鑑登録証明書交付請求書 | 開示請求 | 本人 | 市民生活部 新千里出張所 | 平成19年11月15日 | 全部開示 | - | 平成19年11月21日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 33 | 平成19年12月6日 | 診療報酬明細書(平成19年7月～8月分 ○○○診 療所) | 開示請求 | 本人 | 健康福祉部 健康福祉室 医療給付課 | 平成19年12月20日 | 全部開示 | - | 平成19年12月27日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | - | |
| 34 | 平成19年12月11日 | 要介護認定に係る①認定調査内容②主治医意見書 ③状態区分 | 開示請求 | 相続人等 | 健康福祉部 福祉事務所 高齢介護課 | 平成19年12月17日 | 全部開示 | - | 平成19年12月21日 | 写し等の 交付 | - | |
| 35 | 平成19年12月21日 | 要介護認定申請書 | 開示請求 | 相続人等 | 健康福祉部 福祉事務所 高齢介護課 | 平成19年12月28日 | 全部開示 | - | 平成20年1月10日 | 写し等の 交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 個人情報の内容 | 請求区分 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|----|------------|---|------|-------|-------------------------|-----------|------|----------|-----------|--------------------|-------|----|
| 36 | 平成20年2月1日 | 火災の現場写真 | 開示請求 | 本人 | 消防本部 指令情報課 | 平成20年2月8日 | 全部開示 | — | 平成20年2月8日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | — | |
| 37 | 平成20年2月27日 | 要介護認定状態区分、認定年月日、認定有効期間 (認定を受けたものすべてについて) | 開示請求 | 相続人等 | 健康福祉部 福祉事務所 高齢介護課 | 平成20年3月4日 | 全部開示 | — | 平成20年3月6日 | 閲覧及び 写し等の 交付 | — | |
| 38 | 平成20年3月25日 | 航空写真 | 開示請求 | 本人 | 政策企画部 情報政策室 | 平成20年4月4日 | 全部開示 | — | 平成20年4月8日 | 写し等の 交付 | — | |

Ⅲ. 不服申立ての処理状況

Ⅲ. 不服申立ての処理状況

(1) 処理の経過

(単位：件)

| 区 分 | | 平成18年度まで | 平成19年度 | 合 計 | |
|---------|---------|----------|--------|-----|----|
| 申 立 件 数 | 行政文書 | 92 | 4 | 96 | |
| | 個人情報 | 36 | 4 | 40 | |
| | 計 | 128 | 8 | 136 | |
| 処 理 状 況 | 却 下 | 行政文書 | 3 | 0 | 3 |
| | | 個人情報 | 1 | 0 | 1 |
| | | 計 | 4 | 0 | 4 |
| | 全 部 認 容 | 行政文書 | 5 | 0 | 5 |
| | | 個人情報 | 5 | 0 | 5 |
| | | 計 | 10 | 0 | 10 |
| | 部 分 認 容 | 行政文書 | 12 | 0 | 12 |
| | | 個人情報 | 9 | 0 | 9 |
| | | 計 | 21 | 0 | 21 |
| | 棄 却 | 行政文書 | 54 | 0 | 54 |
| | | 個人情報 | 16 | 4 | 20 |
| | | 計 | 70 | 4 | 74 |
| | 取 下 げ | 行政文書 | 17 | 0 | 17 |
| | | 個人情報 | 4 | 0 | 4 |
| | | 計 | 21 | 0 | 21 |
| 合 計 | 行政文書 | 91 | 0 | 91 | |
| | 個人情報 | 35 | 4 | 39 | |
| | 計 | 126 | 4 | 130 | |
| 審 理 中 | 行政文書 | | 5 | 5 | |
| | 個人情報 | | 1 | 1 | |
| | 計 | | 6 | 6 | |

* 却下の4件は、不適法なものとして審査会に諮問せず却下したもの。また「平成18年度まで」の行政文書に係る不服申立てに対して全部認容したもののうち3件は、審査会に諮問せず実施機関限りで認容したものと諮問を取り下げて認容したものの。

- 平成19年度の不服申立ては、行政文書に関するものが4件、個人情報に関するものが4件あり、行政文書に関するものは次年度に審理が繰り越され、個人情報に関するものは棄却しました。なお、前年度から引き続き審理中のものが2件あります。

(2) 審査会の答申

豊情個審答申第34号
平成20年(2008年)3月25日

豊中市長 浅利 敬一郎 様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 木村 修治

豊中市個人情報保護条例に基づく自己情報の削除等請求に係る
取扱いについて(答申)

平成19年6月6日付け諮問第29-1~4号で諮問を受けた異議申立てにつ
いては、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市長が行った、住民票に記載された住民票コードの訂正等をしないとした決定は、豊中市個人情報保護条例第 45 条に違反するものではなく、違法又は不当な処分とはいえない。

なお、住民基本台帳ネットワークシステムの運用が開始されてから 5 年半あまりが経過した現在においても、当審査会が平成 15 年 11 月 11 日付答申第 30 号で指摘した「市民から個人情報の漏えいや目的外利用等多くの危惧が指摘され、(中略)未だ払拭されたとはいえない状況にある」ことが完全に解消されたとはいえず、実施機関においては、今後とも事務の適正な運用及び市民への説明に努めるよう求めるものである。

第二 異議申立ての経過

1 自己情報訂正等請求

平成 19 年 2 月 16 日、異議申立人らは、豊中市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 43 条の規定に基づき、豊中市長（以下「実施機関」という。）に対し、「住民票に記載された住民票コード」の削除を求め、自己情報訂正等請求（以下「本件削除請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成 19 年 3 月 16 日、実施機関は、「住民基本台帳法に基づき住民票コードに関する業務を適法に執行しているものであり、豊中市個人情報保護条例第 42 条に規定する削除請求は認めることができない。」との理由を付して、自己情報の訂正等をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人らに通知した。

3 異議申立て

同年 5 月 11 日、異議申立人らは、本件処分を不服として、行政不服審査法の定めるところにより、実施機関に対し異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第三 異議申立ての趣旨

実施機関が行った本件処分の取消しを求める。

第四 異議申立人らの主張の要旨

異議申立書、反論書及び再反論書の記載内容並びに意見陳述の結果をまとめると、異議申立人らの主張の要旨は、概ね次のとおりである。

- 1 自己情報コントロール権は、憲法上保障されたプライバシーの権利の重要な一内容である。平成 18 年 11 月 30 日大阪高等裁判所は、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）には個人情報保護対策の点で無視できない欠陥があり、プライバシー権（自己情報コントロール権）を著しく侵害するものであって、住基ネットの運用を拒否する人について住基ネットを運用することは、憲法第 13 条に違反するとして、箕面市、吹田市及

び守口市に対して住民票コードを削除すべきとの判決（以下「大阪高裁判決」という。）を出した。大阪高裁判決においては豊中市に対して住民票コードの削除が請求されていなかったため、豊中市は住民票コードの削除を命じられていないが、同判決の趣旨に則って豊中市においても、住基ネットに参加したくないと表明する異議申立人らの住民票コードの削除をすべきである。

- 2 住基ネットによる個人情報の利用は、法定されたものに限られるというが、住基ネットの導入当初は 93 件だった適応対象事務は、現在では 275 件に拡大している。また、情報通信技術の飛躍的な発展に伴って、インターネット等によって多数のコンピュータのネットワーク化が可能となっているため、国家機関等の公権力が個人の情報を一元的に管理することが可能となっているが、市民は、自己の個人情報がどのように収集、利用等されているのかについて、予見、認識することが極めて困難になっている。このような状況においては、プライバシーの権利の保障のため、本人の自己決定権を最大限に尊重すべきであり、少なくとも住民票コードの削除を求める人については、削除をすべきである。
- 3 住民票コードによって、様々な個人情報のデータマッチング・名寄せをすることが技術的に可能となっており、住基ネットは、国民総背番号制につながる制度である。国家機関による個人情報の一元管理によって、監視が行われ、プライバシーが侵害されることは明白である。
- 4 住基ネットには、毎年多大な費用がかかるにもかかわらず、それに見合った効果はなく、住民の利便性の向上にもつながっていない。このことは、住基ネットを利用した転出入の処理件数（豊中市において住民基本台帳カードを利用した件数は、平成 15 年から平成 17 年までの 3 年間で 14 件）や、住民基本台帳カードの交付枚数（豊中市において平成 15 年から平成 17 年までに発行されたものが 2,918 枚）が少ないことから明らかであり、市民の自己情報コントロール権を侵害してまで住基ネットに参加する必要性はない。
- 5 現に、住基ネットに関する個人情報の処理を委託された業者から情報が漏えいする事件や住民基本台帳カードを悪用した事件が発生しており、個人情報の取扱いに対する具体的な危険が発生している。
- 6 平成 15 年 11 月 11 日付豊中市情報公開・個人情報保護審査会答申第 30 号（以下「審査会答申第 30 号」という。）は、個人情報の取扱いに関して「未だ危惧が払拭されたとはいえない状況にある。このような危惧が存する場合、本来、個人情報の外部提供は、市民一人ひとりの選択制の方法が望ましいというべきである。」としたが、現在でも住基ネットに対する危惧は払拭されておらず、豊中市長においては、この答申を尊重し、選択制を採るべきである。
- 7 以上の理由により、住民基本台帳から異議申立人らの住民票コードを削除すべきである。

第五 実施機関の主張の要旨

弁明書、再弁明書の記載内容及び口頭説明の結果をまとめると、実施機関の

主張の要旨は、概ね次のとおりである。

- 1 住民票コードは、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）の必要的記載事項であり、法令に基づく事務であるため、条例違反はない。箕面市、吹田市、守口市に対して住民票コードの削除を命じた大阪高裁判決は、箕面市においては確定したが、吹田市、守口市は最高裁判所に上告中であり、住基ネットが憲法違反であるとの司法判断が確定しているわけではない。
- 2 自己情報コントロール権は、実体法上の権利として定めた法文は存在せず、学説においても様々な見解があり、明確な概念として確立したものではないので、これを根拠とする削除請求は認めるべきではない。
- 3 住基ネットにおいて取り扱う個人情報とは、氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード及びこれらの変更情報（以下「本人確認情報」という。）であり、これらの情報は単独ではプライバシーに関する情報とはいえない。また、憲法第 13 条に基づくプライバシーの権利は、「公共の福祉」に反しない限り最大限尊重されるべきものではあるが、本人確認情報の利用に関して本人の同意を絶対的要件として保障するものではない。行政機関が法律に基づいて住基ネットを利用して本人確認情報を収集・管理・利用することは、正当な理由があり、その方法も正当であるので、憲法第 13 条にいう「公共の福祉」による制限として許されるべきものである。
- 4 住基ネットは、全国の市町村において従来紙面で行われてきた住民基本台帳事務を電算化し、本人確認情報をオンラインで提供するものであり、①それぞれの機関が保有している個人情報は従来どおり分散管理するもので、国等が個人情報を一元管理するシステムではなく、②住基ネットのサーバに保有される情報は、本人確認情報のみである、③国の機関等への本人確認情報の提供は個別の目的ごとに法律上の根拠が必要であり、かつ、法によって目的外利用を絶対的に禁止しているため、様々な個人情報を一元的に収集・管理するものではない。個人情報を一元的に管理するような国等の機関も存在しない。データマッチングや名寄せの危険性はなく、また、いわゆる国民総背番号制でもない。
- 5 住基ネットを利用した本人確認情報の国等への提供は、法令において限定列挙されるとともに少なくとも年一回官報において公示されており、自己情報の開示請求も可能であるため、住民は自己の本人確認情報の利用状況を知ることができる。
- 6 住基ネットにより転出転入手続きが簡素化し、住民の利便性が向上しているほか、行政の事務コストの削減につながっている。また、住基ネットは、公的個人認証サービスや電子政府・電子自治体の推進において必要不可欠なものであって、間接的なものを含めてその効果は極めて大きく、住民基本台帳カードを利用した住民登録の変更件数や、住民基本台帳カードの発行枚数のみで費用対効果がないということにはならない。
- 7 住基ネットにおいては、十分なセキュリティ対策が講じられている。他の自治体において、データ処理の委託を受けた業者から個人情報が漏えいする

事件や、住民基本台帳カードの不正取得・不正利用などの事件が発生したが、住基ネットそのものから流出したのではなく、異議申立人らの本人確認情報が漏えいする具体的危険はない。

なお、外部委託契約を含めた個人情報の流出に対する再発防止策が講じられており、また、本市においては、従前から豊中市情報セキュリティポリシーに基づき十分なセキュリティ対策を講じるとともに、緊急時には回線を切断することを定めている。

8 審査会答申第 30 号は「法律において選択制を認めるべきであったと思料する」と述べているものであり、豊中市に対して選択制を導入すべきであると答申したのではない。

9 以上の理由により、異議申立人らの住民票コードを削除しないと決定した本件処分に誤りはなく、本件異議申立ては棄却すべきである。

第六 当審査会の判断

豊中市では、住基ネットにおける個人情報の取扱いに関し、これまでも条例に基づく住基ネットへの自己情報の外部提供の中止請求があり、その請求に係る実施機関の決定に対して当審査会は、審査会答申第 30 号及び平成 16 年 8 月 31 日付豊中市情報公開・個人情報保護審査会答申第 32-1~5 号として答申を行った。その後、大阪高裁判決において住基ネットが憲法違反であるとされ、また、住基ネットに関連する個人情報漏えい事件も発生しているが、住基ネットの枠組みに大きな変更はないので、上記の答申の基本的な考え方を踏襲しつつ、本件審査を行った。

1 条例の基本的な考え方

豊中市は、平成元年に全国の自治体のなかでも早期に個人情報保護条例を制定し、運用を行ってきた。また、平成 17 年には、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行及び高度情報通信社会の進展等に伴い、よりいっそうの個人情報の保護を進めるために条例の全部改正を行った。その内容は、以下のとおりである。

1) 条例第 1 条は、「自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を求める市民の権利を明らかにするとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定め、行政の適正な執行を図ることにより、個人の権利利益を保護し、もって地方自治の本旨に即した信頼される市政を推進することを目的とする」と定めているが、これは、市民の個人情報の収集、目的外利用、外部提供に当たっての一定のルールを規定し、行政における事務事業の適正な執行を図ることで個人の権利利益を保護し、一方で市民自身が自己に関する情報の流れを管理する権利を保障するものである。

2) 条例に基づく請求権は、自己情報の開示請求権、訂正請求権、削除請求権並びに目的外利用及び外部提供の中止請求権であり、O E C D 理事会勧告の基本原則である「個人参加の原則」を明らかにしたものである。これらの請求権により、当該個人情報の不適切な利用によって、当該本人が

不測の不利益を被ることを防止し、ひいては行政に対する信頼を確保することになるものである。

- 3) 条例第6条第1項は、「実施機関は、個人情報収集し、保有し、又は利用するときは、その所掌する事務の範囲内で、かつ、その目的を達成するために必要な限度で行わなければならない」と定めている。

条例第7条第1項は、「実施機関は、個人情報収集するときは、収集する個人情報の利用の目的及び内容を明らかにし、本人から直接収集しなければならない」とこと及び同条第2項は、この例外として、本人の同意があるとき、法令等に定めのあるときなど同項各号に定める場合には、「本人以外のものから個人情報を収集することができる」と定めている。

条例第12条第1項は、実施機関は、保有個人情報を目的外利用してはならないと定め、同条第2項は、この例外として、本人の同意があるとき、法令等に定めのあるときなど同項各号に定める場合には、目的外利用をすることができる旨を定めている。

- 4) 条例第42条第1項は、何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己情報が、「第6条の規定に違反して収集され、保有され、若しくは利用されているとき、第7条の規定に違反して収集されているとき又は第12条の規定に違反して目的外利用され、若しくはされようとしている」と思料するときには、当該自己情報の削除を請求することができる旨を定めている。

2 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、住基法により住民基本台帳の必要的記載事項と規定されている住民票コードの削除を求めるものであり、その理由として住基法の当該規定が憲法に違反すると主張するものである。

1) 削除請求権について

異議申立人らは、本件異議申立てが条例第42条第1項のどの要件に該当するかを明らかにしていないが、住基ネットを憲法違反と判断して箕面市ほか2市に住民票コードの削除を命じた大阪高裁判決を根拠として挙げているので、憲法違反である住民票コードを取り扱うことが実施機関の「所掌する事務の範囲内で、かつ、その目的を達成するために必要な限度」を超え、条例第6条第1項に違反すると主張しているものと解する。

本件削除請求について、実施機関はいわゆる自己情報コントロール権を根拠とする削除請求は認められない旨主張し、異議申立人らはこれまでの訴訟等で実質的に自己情報コントロール権が認められていると主張しているが、本件削除請求は、条例第42条に基づいて行われたものであり、同条の要件に該当する場合には、この範囲において、当然に自己情報の削除を請求することができるものである。

いわゆる自己情報コントロール権が、実体法上の権利として明文化されたものではなく、判例・学説においてもその内容、範囲、法的性格に関して様々な見解があり、明確な概念として確立したものではないとしても、

当審査会は、審査会答申第 30 号で示したとおり「個人のプライバシーの保護が個人の尊厳を実現し幸福な生活を追及するために必須のものとされている現在においては、国民が自己の情報をコントロールすることのできる権利を、憲法上の権利として肯定すべきもの」と考える。また、条例は、前述のとおり OECD 理事会勧告が掲げた、自己の情報の流れをコントロールする権利を具体的に保障するものとして削除請求権を規定したものである。ただし、いわゆる自己情報コントロール権が最大限尊重されるべきものであるとしても、憲法第 13 条の「公共の福祉」による制限に服するものであり、条例に基づく削除請求権は自己の個人情報に条例の規定に違反して取り扱われている場合に行使が認められるもので、絶対的な権利ではないことはいうまでもない。

なお、条例第 42 条に基づいて削除請求をするには、条例の規定に違反して自己の個人情報に取り扱われていると「思料する」ことに相当の合理的理由があることが必要であるところ、異議申立人らの本件削除請求の根拠は、前記引用の大阪高裁判決において住基ネットが憲法違反であり、住民票コードを削除すべきとの判断がされたこと及び異議申立人ら自身が住民票コードが憲法違反であると思料したことにより、異議申立人らが本件削除請求及び本件異議申立てを行ったことについては、それなりの理由があるというべきである。

2) 当審査会の権限について

当審査会は、行政機関の附属機関であり、その権限も行政機関の権限を超えるものではない。従って、当審査会の主な権限は、個人情報の取扱いに関し、条例に基づいて実施機関が行った決定について不服申立てが行われたときに、当該実施機関からの諮問により、当該決定の是非を判断することであり、本件異議申立てに係る審査も、条例により規定された削除請求権の範囲で本件処分の適否を判断することにならざるを得ない。

実施機関が法令に基づいて行う事務は、一般には条例の規定に抵触するものではないため、当審査会の審査の対象とならないものであるが、当該法令の規定が明らかに憲法違反である場合には、行政機関においても当該法令に基づく事務を行うべきではなく、この限りにおいて、本件異議申立ての理由とされている憲法違反の有無は、当審査会の審査の対象となるものである。

3) 本件異議申立てにおける争点

前記 2 の 1) のとおり、異議申立人らが本件削除請求を行うことが認められるとしても、実施機関において条例第 45 条に基づき住民票コードを削除しなければならないのは、住民票コードに係る事務が「所掌する事務の範囲内」ではない、又は「目的を達成するために必要な限度」を超えて個人情報を取り扱うことに該当する場合ということになる。

住基ネットにおいて取り扱われる「氏名」、「生年月日」、「男女の別」及び「住所」並びにその検索上不可欠な「住民票コード」とこれらの「変更

情報」という本人確認情報は、人が他者と関わりを持つ社会生活の基礎となる個人識別情報であって、個人の私的情報ではあるが、同時に公共領域に属する個人情報であるといえるものであり、国の機関等が「正当な行政目的の実現のため」に「必要な範囲で、かつ、合理的な手段」で収集等を行うことは、当該本人確認情報の収集等について本人の同意がなくても、公共の福祉による制限として情報プライバシー権（審査会答申第 30 号「第六 当審査会の判断」2 の 7）において、当審査会が肯定すべきものとした「国民が自己の情報をコントロールすることのできる権利」をいう。）を不当に侵害するものではない。

住民基本台帳は、住基法第 1 条において「市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う」制度で、「住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする」ことが規定されている。また、住基ネットを利用して本人確認情報を提供することができる事務は、住基法により定められた事務に限られるとされており、「正当な行政目的のため」に利用されることが確認できる。

異議申立人らも、本人確認情報の利用状況を確認することが困難であることや、住基法に定める事務を超えて目的外利用されることへの危惧を主張しているが、住基法の目的や本人確認情報の利用目的が正当であることについては異議がないものと思われる。

一方、正当な行政目的を達成するための「手段」として、住基ネットを利用して本人確認情報を提供することや、住民票コードを付すことについては、漏えいやデータマッチング等によるプライバシーの権利の侵害が発生し、費用対効果についての社会的合意が得られていない場合には、「必要な範囲で、かつ、合理的なもの」ではなく、公共の福祉による制限として妥当なものではないとの結論もありえないわけではない。

以下にこの点について検討する。

3 住基ネットのセキュリティ対策について

当審査会は、情報セキュリティに関して専門的な検証を行う機関ではないが、住基ネットに関しては、相当嚴重なセキュリティ対策が講じられていると認めることができる。

これまでの答申においても指摘したとおり、住基ネットにおいては、制度面では、記録する個人情報の限定、本人確認情報の提供先や利用目的の規定、民間での住民票コードの利用禁止、本人確認情報の保護措置やこれらに違反した場合の罰則等、技術面では、専用回線でのネットワークの構築、通信データの暗号化、コンピュータウイルス、セキュリティホール対策、ファイアーウォールの設置、コンピュータの相互認証、操作者識別カードと暗証番号による操作者認識、アクセスログの記録等、運用面では、本人確認情報管理

規程の制定や指定情報処理機関における本人確認情報保護委員会の設置、都道府県における審議会の設置、関係職員の研修等、個人情報の保護のためのさまざまな対策が講じられており、住基ネットのサーバから本人確認情報が漏えいする危険性はきわめて低いものと思われる。

しかしながら、現に他の自治体においては、データの処理業務の委託を受けた事業者が契約に違反し再委託を行い、再委託先の事業者の従業員がデータを自宅に持ち帰り、ファイル交換ソフトを介して住民基本台帳の情報を含む個人情報が流出した事件や、住民基本台帳カードを不正取得・不正利用する事件が発生している。その対策として、外部委託契約に伴う個人情報の取扱いについての契約内容の見直し及び遵守状況の確認などが行われ、また住民基本台帳カード交付の際に厳格な本人確認を行って不正取得がされないようにする再発防止策が講じられているが、住民が不安を感じていることは事実である。

ただし、これらは住基ネットの運用にかかわる問題ではあるとしても、住基ネットに固有の問題というわけではなく、住基ネットに関しては相当のセキュリティ対策が講じられており、本人確認情報の漏えいの危険性が高いとはいえないことを考えると、住基ネットが行政目的を達成するための妥当な手段ではないということまではいえない。

なお、実施機関は、住民基本台帳業務などについて、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格「ISO/IEC27001」の認証を取得し、情報セキュリティに関する外部監査を受けるなど、運用面においても一段と厳格なセキュリティ対策を講じており、異議申立人らの本人確認情報の漏えいが起こるとは考え難い。

4 住基ネットによる利便性の向上及び費用対効果について

住基ネットは、本人確認情報を国の機関等、都道府県及び市町村において共有し、行政の事務の効率化や手続きの簡素化を図るもので、従来は住民票の写しの添付を義務付けていた各種申請や届出において住民票の添付を省略することが可能となり、また、住民基本台帳カードを利用することで住民票の写しの広域交付や転出転入手続きが簡素化されるものである。加えて、国、自治体が推進する電子政府・電子自治体では、住民が自宅でいつでも申請や届出をすることができるインターネット申請手続きにおいて申請者本人であることを証明する公的個人認証サービスの基盤となっている。

ところで異議申立人らは、住民基本台帳カードを利用した転出転入手続きの件数や住民基本台帳カードの交付枚数が少なく、住基ネットは、住民の利便性の向上につながってはいないと主張する。

なるほど、豊中市のみならず全国的にも住民基本台帳カードの利用頻度が低いことも事実ではあるが、行政の事務が効率化され、コストが削減されることは住民全体の利益になるものであるから、単に住民基本台帳カードの交付枚数や利用頻度が低いという点のみをとらえて住基ネットの利便性がないとするのは当たらないというべきである。

実施機関は、平成 18 年度において、豊中市から国の機関等に提供した本人確認情報の件数は、298,544 件にのぼるとしており、従来はこれらの確認を、申請、届出をする住民において住民票を取得・添付し、又は行政機関相互において文書で照会・回答をする等によって行っていたことを考えると、住基ネットが住民サービスの向上及び行政事務の効率化に役立つものであることは明白である。

また長期的には、住基ネットは公的個人認証サービスの基盤であり、実施機関が主張するように電子政府・電子自治体の実現した場合には、自宅からインターネット等を利用して各種の手続きをすることができるようになるなどの間接的な効果があることも考えられるところであり、住基ネットが費用対効果の面から、著しく不適切な手段であるということもできない。

5 データマッチング・名寄せの危険性について

異議申立人らは、大阪高裁判決を根拠に、国等の機関が利用目的を恣意的に変更することが可能であり、住基ネットによる本人確認情報の利用対象事務が拡大していることや住基ネットの運用を監視する第三者機関が存在しないため、自己の本人確認情報がどの機関に提供され、どのように利用されているかを確認することが事実上不可能であるとし、11桁の住民票コードがマスターキーとなり、様々な行政機関が保有する個人情報データマッチングや名寄せをされ、一元管理されると主張している。

確かに、住民票コードは、全国で重複しない 11桁のコードを住民基本台帳に登録された住民一人ひとりに付すものであり、データマッチングや名寄せを行おうとする場合には、これがマスターキーとして利用されることは容易に予測できる。

しかしながら、住基法第 30 条の 34 において、本人確認情報を法で認められた事務の範囲を超えて利用することは禁止されており、国の機関等が利用目的を恣意的に変更することはできない。

また、住民票コードに関しては、住基法第 30 条の 42 によって法で定められた場合を除き住民票コードの告知を求めることは禁止され、同法第 30 条の 43 では民間事業者等の第三者が住民票コードを告知させること及び住民票コードを含むデータベースを作成することが禁止されている。民間事業者等が住民票コードを利用した場合には、中止の勧告又は命令が出され、命令に違反する者には、罰則が科される。

住基ネットによって本人確認情報の提供を受ける事務は、住基法別表等により一覧性が確保され、国の機関等に係る提供の状況については毎年少なくとも 1 回、官報による公示が行われているとともに、住基法第 30 条の 37 及び条例に基づき、自己に係る本人確認情報の開示を請求することができるなど、住基法に基づく本人確認情報の利用状況を住民が把握することができるように努めていることが認められる。

また、住基ネットの運用を監視する第三者機関が存在しないことは事実であるが、提供を受けた本人確認情報を一元的に管理する国等の機関や主体が

存在するとはいえず、民間事業者においても住基法により住民票コードの利用が禁止されるとともに、前記 3 に挙げた住基ネットに対する厳重なセキュリティ対策によって第三者が住民票コードを知ることは極めて困難であるため、住民票コードをマスターキーとするデータマッチングや名寄せが行われる具体的危険があるとまではいえない。

異議申立人らは、国民総背番号制についても言及しているが、異議申立人らがいう国民総背番号制が住民票コードをマスターキーとしてすべてのデータを一元管理するような制度であるとするならば、現時点ではそのような機関は存在せず、将来においてそれが実現するとしても、法改正などの過程において審議をされるべきものである。

これらのことから、住民票コードが付されることについて、異議申立人らがプライバシーの権利が侵害されるおそれがあると感じるとしても、正当な行政目的のための必要な範囲での個人情報の取扱いであって、条例に違反する個人情報の取扱いは認められない。

6 前回の答申について

審査会答申第 30 号において「選択制を採用すべきであったと思料する」とした部分は、豊中市において選択制を採ることを求めたものではなく、実施機関が当審査会の答申を無視しているとの異議申立人らの主張は認められない。

当時は、個人情報保護法等が未施行であり、また、住基ネットに関する広報等が十分に行われていない等の状況があり、「国民すべてが対象となるシステムの導入については、より広範な議論が必要である」ことを指摘し、「法律において選択制を認めるべきであったと思料する」ことを意見として付したものである。

なお、異議申立人らは「答申ではさらに踏み込んで、『市民の危惧が現実となった場合、本市が定めるセキュリティポリシーに基づきシステムの切断等適切に対処することが望まれる』と指摘している」として、少なくとも望まない市民については住民票コードの削除が認められるべきと主張するが、セキュリティポリシーに基づいて住基ネットの切断等適切に対処することと、異議申立人らが主張する住民票コードの削除とは全く異なる問題である。

7 当審査会の結論

以上の理由により、住基ネットがその「行政目的」及び「必要かつ合理的な手段」として著しく不適切で、明らかに憲法違反であるとまではいえず、条例第 45 条の規定に照らして、異議申立人らの住民票コードの取扱いが、「その所掌する事務の範囲内で、かつ、その目的を達成するために必要な限度」を超えるものではないため、住民票コードの削除を認めないとした本件処分は、条例の規定に違反するものではなく、第一の審査会の結論のとおり判断する。

諮問があった自己情報の削除請求拒否処分に対する 4 件の異議申立てについては、異議申立ての趣旨、内容が同一であるので、行政不服審査法第 48 条

において準用する同法第 36 条の規定に基づき、審理の円滑かつ迅速な進行と手続経済のため、併合審査した。

第七 意見

当審査会の権限については前記第六の 2 の 2) において示したとおりであり、条例に基づく実施機関の決定について審査する機関であるが、一方で、実施機関とは独立した第三者的機関としての位置づけもある。このため、条例の趣旨・目的を実現するために必要であれば、実施機関の決定の適否の判断に加えて実施機関に対して意見を述べることができるものである。

当審査会の住基ネットに関する基本的な意見は、審査会答申第 30 号で述べており、現在もこれを維持するものであるが、本件異議申立てについて個人情報の保護の観点から、以下の意見を付すものである。

住基ネットに関する法制度及び運用にあたっては、個人情報の漏えい等を防止するための厳格なセキュリティ対策が講じられていることが認められるが、他の自治体において、委託事業者から住民票コードを含む本人確認情報がファイル交換ソフトを介して流出する事件が起こったほか、住民基本台帳カードの不正取得・不正利用が昨年だけで 50 件確認されるなど、異議申立人らが、その安全性に対して不安を抱いていることも理解できる。

また、プライバシーの権利やいわゆる自己情報コントロール権に対する制限は必要最小限のものでなければならぬところ、住民基本台帳カードの交付枚数や住民基本台帳カードの利用件数などからは住基ネットが市民に十分理解され、利用されているとはいえず、公共の福祉による必要最小限の制限として適当ではないとの異議申立人らの主張に全く理由がないものでもない。

一方で、住基ネットによる行政サービスの利便性を享受したいとする住民が存在し、行政の事務の効率化がひいては住民全体の利益となるなど、住基ネットには存在意義があり、住基法の改正もその趣旨により行われたものと考えべきである。また、審査会答申第 30 号で指摘したとおり、コンピュータのネットワーク等が必ずしも完全、万全とはいえず、個人情報の漏えい等の危険性は IT 社会の重要な問題であるとしても、これをもってネットワーク等が直ちに危険であり、利用すべきでない結論付けることはできない。

このため、本件異議申立てに対する当審査会の判断としては、住基ネットは明らかに憲法違反ではなく、本件処分は条例には違反しないとするものであるが、このことは、住基ネットにおける個人情報の取扱いに全く問題がないとするものではない。

住民基本台帳ネットワークシステムの運用が開始されてから 5 年半あまりが経過した現在において、住民基本台帳カードの交付枚数も増加するなど、徐々に住基ネットの利便性への理解も進んでいると思われるが、一方で、個人情報の漏えい等に対する住民の不安はなお大きいものがあり、審査会答申第 30 号で指摘した事項について、完全に解消されたとはいえない。

実施機関においては、今後とも事務の適正な運用及び市民への説明に努め、

十全の個人情報保護対策を講じるとともに市民生活の利便性に資する制度となるよう努力することを求めるものである。

平成20年(2008年)3月25日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 木 村 修 治

会長代理 佐 野 久美子

委 員 加 藤 幸 江

委 員 塩 川 茂

委 員 中 川 丈 久

IV. 情報提供の運用状況

IV. 情報提供の運用状況

(1) 情報提供の運用の経過

①利用者の推移

(人)

| 区 分 | 平成18年度まで | 平成19年度 | 合 計 |
|---------|----------|----------------|---------|
| 利 用 者 数 | 96,756 | 4,917 (−2,657) | 101,673 |

* () 内の数字は、前年比を示す。以下の表についても同様。

○ 市政情報コーナーは、平成元年10月の公文書開示等制度（現行政文書開示制度）と個人情報保護制度の実施にあわせて設置され、これらの制度の総合窓口として開示請求の受付などを行うとともに、各主管課で作成し、当コーナーへ送付された市政に関する資料や、当コーナーで収集した刊行物等を中心として市民の皆さまに情報提供を行っています。また、車椅子等でお越しになる方にとっても利用しやすいよう書架等を配置しています。

設置当時は、その保有する行政資料等が少なかったことや当コーナーがあまり知られていなかったため利用者は限られていましたが、広報誌、CATVのコミュニティチャンネル等を通じた広報活動や行政資料等収集資料の充実（市政資料3,058冊、他の行政資料等6,297冊保有）により、市民の皆さまのご利用も増えてきました。

市政情報コーナーのほか、図書館など市内17ヶ所の施設に設置する市政資料展示コーナーや、市ホームページにおいても情報提供を行っています。

最近では、市ホームページに掲載する情報の充実などにより、市政情報コーナーの利用者数は減少傾向にあり、平成19年度の利用者数は、4,917人（1ヶ月当たり約410人で前年比221人の減）となっていますが、相談業務の割合が増えるなど、総合窓口としてますますの機能充実が求められています。

②利用内容の推移

(件)

| 区 分 | 平成18年度まで | 平成19年度 | 合 計 |
|-----|----------|----------------|---------|
| 閲 覧 | 76,985 | 3,588 (−341) | 80,573 |
| 視 聴 | 2,117 | 103 (13) | 2,220 |
| 複 写 | 34,101 | 2,610 (−1,123) | 36,711 |
| 提 供 | 48,468 | 1,284 (−1,197) | 49,752 |
| 相 談 | 14,264 | 816 (−146) | 15,080 |
| 販 売 | 3,150 | 94 (36) | 3,244 |
| 合 計 | 179,085 | 8,495 (−2,758) | 187,580 |

* 視聴、販売は、7年度から分類。

○ 市政情報コーナーでは、保有資料の閲覧や複写、提供のほか、市政に関する情報の相談や案内も行っています。また、市が制作したビデオやCATVのコミュニティチャンネル等の映像情報の視聴、豊中市をはじめ国や他の地方公共団体等のホームページも閲覧できます。そのほか、市の統計書や都市計画等の地図、市史資料集等有料頒布資料の販売も行っています。

(2) 利用内容と利用者の内訳

| 月 | 利用内容 (件) | | | | | | | 利用者 (人) | | |
|----|----------|-----|-------|-------|-----|----|-------|---------|-------|-------|
| | 閲覧 | 視聴 | 複写 | 提供 | 相談 | 販売 | 計 | 個人 | 法人 | 計 |
| 4 | 344 | 10 | 349 | 310 | 96 | 3 | 1,112 | 327 | 390 | 717 |
| 5 | 327 | 13 | 221 | 144 | 70 | 11 | 786 | 182 | 317 | 499 |
| 6 | 307 | 15 | 195 | 114 | 81 | 10 | 722 | 158 | 292 | 450 |
| 7 | 277 | 8 | 207 | 119 | 72 | 11 | 694 | 173 | 270 | 443 |
| 8 | 389 | 23 | 235 | 110 | 57 | 5 | 819 | 266 | 199 | 465 |
| 9 | 220 | 4 | 175 | 86 | 78 | 7 | 570 | 124 | 218 | 342 |
| 10 | 280 | 5 | 224 | 91 | 70 | 14 | 684 | 148 | 260 | 408 |
| 11 | 386 | 7 | 233 | 55 | 75 | 4 | 760 | 104 | 265 | 369 |
| 12 | 232 | 8 | 181 | 39 | 50 | 3 | 513 | 96 | 211 | 307 |
| 1 | 220 | 2 | 155 | 66 | 41 | 3 | 487 | 91 | 178 | 269 |
| 2 | 238 | 5 | 181 | 80 | 61 | 15 | 580 | 109 | 220 | 329 |
| 3 | 368 | 3 | 254 | 70 | 65 | 8 | 768 | 85 | 234 | 319 |
| 計 | 3,588 | 103 | 2,610 | 1,284 | 816 | 94 | 8,495 | 1,863 | 3,054 | 4,917 |

(3) 保有資料の複写状況 (行政文書開示等によるものを含む。)

| 月 | 取扱件数 (件) | 複写枚数 (枚) | 収入額 (円) |
|----|----------|----------|---------|
| 4 | 319 | 1,470 | 15,500 |
| 5 | 187 | 827 | 10,150 |
| 6 | 166 | 926 | 11,380 |
| 7 | 173 | 1,117 | 14,370 |
| 8 | 205 | 1,308 | 15,720 |
| 9 | 160 | 1,085 | 14,770 |
| 10 | 180 | 1,038 | 14,995 |
| 11 | 186 | 2,109 | 38,090 |
| 12 | 147 | 1,000 | 12,950 |
| 1 | 125 | 580 | 8,440 |
| 2 | 151 | 935 | 11,510 |
| 3 | 155 | 4,028 | 44,825 |
| 計 | 2,154 | 16,423 | 212,700 |

| 月 | 数量 (個) | 収入額 (円) |
|----|--------|---------|
| 4 | 1 | 360 |
| 5 | 0 | 0 |
| 6 | 1 | 360 |
| 7 | 0 | 0 |
| 8 | 0 | 0 |
| 9 | 0 | 0 |
| 10 | 0 | 0 |
| 11 | 0 | 0 |
| 12 | 1 | 360 |
| 1 | 0 | 0 |
| 2 | 0 | 0 |
| 3 | 0 | 0 |
| 計 | 3 | 1,080 |

(電磁的記録)

※ 通常のコピーのほかに、実費によるコピーも含むため、
複写枚数×10円=収入額とはならない。

(4) 有料頒布資料の販売状況

| No. | 資料名 | 主管課名 | 単価 | 金額 | 販売数 |
|-----|-----------------------------|---------|-------|---------|-----|
| 1 | 市史研究とよなか(第1・2号) | 情報公開課 | 1,000 | 2,000 | 2 |
| 2 | 豊中市史資料集 | 〃 | 1,200 | 4,800 | 4 |
| 3 | 豊中市史(集落・都市) | 〃 | 7,500 | 15,000 | 2 |
| 4 | 豊中市史(自然) | 〃 | 9,000 | 36,000 | 4 |
| 5 | 豊中市史(古文書・古記録) | 〃 | 7,800 | 7,800 | 1 |
| 6 | 豊中市史(学校教育) | 〃 | 8,800 | 17,600 | 2 |
| 7 | 豊中市史(民俗) | 〃 | 7,900 | 7,900 | 1 |
| 8 | 豊中市史(社会教育) | 〃 | 7,300 | 7,300 | 1 |
| 9 | 豊中市史(社会経済) | 〃 | 8,500 | 0 | 0 |
| 10 | 豊中市史(考古) | 〃 | 7,800 | 7,800 | 1 |
| 11 | 豊中市史(美術) | 〃 | 8,000 | 8,000 | 1 |
| 12 | 豊中市統計書(平成13年まで) | 〃 | 3,000 | 6,000 | 2 |
| 13 | 豊中市統計書(平成14年～) | 〃 | 1,500 | 12,000 | 8 |
| 14 | 豊中の工業(平成9年調査結果) | 〃 | 100 | 0 | 0 |
| 15 | 豊中の工業(平成8年以前の調査結果) | 〃 | 500 | 0 | 0 |
| 16 | 豊中の商業(一般飲食店編) | 〃 | 500 | 0 | 0 |
| 17 | 豊中の商業(卸売小売業編) | 〃 | 500 | 0 | 0 |
| 18 | 豊中の商業 | 〃 | 300 | 600 | 2 |
| 19 | 豊能自然歩道地図 | 企画調整室 | 400 | 1,200 | 3 |
| 20 | 豊能自然歩道彩録絵地図野のみち賛歌 | 〃 | 200 | 600 | 3 |
| 21 | とよなかまっぷ | 広報広聴課 | 200 | 2,000 | 10 |
| 22 | アーバンデザインマニュアル第一部 (公共空間編) | 環境政策室 | 3,000 | 0 | 0 |
| 23 | アーバンデザインマニュアル第二部 (建築指針編) | 〃 | 3,000 | 3,000 | 1 |
| 24 | アーバンデザインマニュアル第三部 (屋外造形編) | 〃 | 3,000 | 0 | 0 |
| 25 | 豊中市住居表示白全図 | 市民課 | 200 | 0 | 0 |
| 26 | 北部大阪都市計画図カラー全図(豊中市) | 都市計画課 | 1,000 | 9,000 | 9 |
| 27 | 豊中都市計画図白地図(全図) | 〃 | 200 | 200 | 1 |
| 28 | 豊中都市計画図白地図(分割図) | 〃 | 200 | 5,000 | 25 |
| 29 | フィールドガイドとよなか・むし | 教育センター | 1,000 | 0 | 0 |
| 30 | 豊中の文化財 | 地域教育振興課 | 1,000 | 0 | 0 |
| 小計 | | | | 153,800 | 83 |

| No. | 資料名 | 主管課名 | 単価 | 金額 | 販売数 |
|-----|--|-------------|-------|---------|-----|
| 31 | TOYONAKA ビジョン22 Vol. 3～7 | とよなか都市創造研究所 | 840 | 0 | 0 |
| 32 | TOYONAKA ビジョン22 Vol. 8～10 | 〃 | 1,000 | 3,000 | 3 |
| 33 | 廃棄物に関する意識・行動調査ーライフスタイルの視点からー(1) | 〃 | 400 | 0 | 0 |
| 34 | 〃 (資料編) | 〃 | 400 | 0 | 0 |
| 35 | 〃 (2) | 〃 | 400 | 0 | 0 |
| 36 | IT産業振興”とよなかモデル”ー税収の安定確保に向けてー | 〃 | 400 | 0 | 0 |
| 37 | 地域社会に求められる生活支援システムの再構築 | 〃 | 400 | 0 | 0 |
| 38 | 千里ニュータウン住宅地再生に向けた提言 | 〃 | 400 | 400 | 1 |
| 39 | 高齢者の生活保護等に関する意識調査 | 〃 | 400 | 0 | 0 |
| 40 | 市民公益活動を促進する条例の類型比較 ～新しいコミュニティづくりのために | 〃 | 400 | 0 | 0 |
| 41 | 都市交通から見た豊中市の政策課題 | 〃 | 400 | 0 | 0 |
| 42 | 豊中市の廃棄物行政における市民参加の検討 | 〃 | 400 | 0 | 0 |
| 43 | いわゆる『孤独死』問題についての考察 | 〃 | 100 | 0 | 0 |
| 44 | 地方自治体における福祉サービスの評価のあり方についての考察 | 〃 | 300 | 0 | 0 |
| 45 | 都市交通から見た豊中市の政策展開の考察 ー豊中市における総合交通政策の展開に向けてー | 〃 | 400 | 0 | 0 |
| 46 | 地方自治体における協働型政策評価の可能性と課題 ー市民による政策評価指標づくりー | 〃 | 500 | 0 | 0 |
| 47 | 地方自治体における協働型政策評価の可能性と課題2 ー円卓会議への情報提供のあり方ー | 〃 | 500 | 0 | 0 |
| 48 | 地方自治体における協働型政策評価の可能性と課題3 ー市民の生活感覚の把握からまちの判断へー | 〃 | 500 | 0 | 0 |
| 49 | 豊中市における保育所政策の財政的特長と課題 | 〃 | 500 | 0 | 0 |
| 50 | 地域コミュニティ構築に向けた基礎調査 ー先行事例研究と豊中市の地域資本調査ー | 〃 | 500 | 500 | 1 |
| 51 | 地域コミュニティ構築に向けた基礎調査Ⅱ ー市民意識調査と先行自治体事例から見るコミュニティ行政の課題ー | 〃 | 500 | 1,000 | 2 |
| 52 | 交通政策における広域連合制度の可能性について | 〃 | 500 | 0 | 0 |
| 53 | 豊中市における地域特性の再検討 | 〃 | 500 | 1,000 | 2 |
| 54 | とよなか市民の暮らしと意識ー生活者の視点からー | 〃 | 400 | 0 | 0 |
| 55 | 千里ニュータウンの暮らしの変化とまちづくりに関する調査報告書 | 〃 | 500 | 0 | 0 |
| 56 | 市民感覚基づく都市情報データベースの構築に向けた提言 | 〃 | 500 | 500 | 1 |
| 57 | 豊中市の地域コミュニティづくりに向けて | 〃 | 500 | 500 | 1 |
| 小 計 | | | | 6,900 | 11 |
| 合 計 | | | | 160,700 | 94 |

(5) 情報提供されている主な資料と利用状況

| 分類 | 主な資料名 | 18年度まで | 19年度 | 合計 |
|---------------|---|---------------------|--------------------|---------------------|
| 行政一般 | 各市統計書、国勢調査結果報告書、総合計画、人口等各種統計、とよなかの現況、市政概要、アーバンデザインマニュアル、広報、市政年鑑、地域情報化計画、審議会等一覧表、審議会等会議録 | (43.1%) 77,202 | (35.7%) 3,034 | (42.8%) 80,236 |
| 人権・文化 | 女性の意識調査報告書、国際化・文化化に関する意識調査報告書、文化振興ビジョン、女性問題審議会答申、女性政策実施計画、女性政策基本方針 | (2.8%) 4,951 | (0.4%) 34 | (2.7%) 4,985 |
| 公害 | 公害のあらまし、環境の現状と課題、自然環境ガイド、大阪国際空港公害問題の概要、環境配慮指針 | (1.0%) 1,793 | (0.0%) 4 | (1.0%) 1,797 |
| 税・財務 | 予算・決算説明書、予算の概要、議案、議案参考資料、施政方針、市税ガイド、市税概要 | (10.2%) 18,257 | (21.5%) 1,823 | (10.7%) 20,080 |
| 産業・労働 市民生活 | 消費者買物行動調査結果報告書、くらしの豆知識、国民健康保険疾病統計、商工概要、くらしから提案 | (2.3%) 4,176 | (0.3%) 23 | (2.2%) 4,199 |
| 福祉・保健 | 老人福祉計画、保健計画、市民健康づくり読本、ふれあいガイドマップ、老人保健事業概要、病院年報 | (4.4%) 7,913 | (2.6%) 218 | (4.3%) 8,131 |
| 環境・衛生 | 古紙・ごみ減量マニュアル、環境にやさしいリサイクルング都市とよなか、とよなかのごみ施策 | (4.5%) 8,012 | (6.3%) 535 | (4.6%) 8,547 |
| 土木・建築 | 都市計画、庄内の各地区住環境整備計画、都市計画図、道路現況平面図、認定道路網図、緑のガイドブック、公園緑地、豊中市の自転車対策 | (12.0%) 21,481 | (25.9%) 2,200 | (12.6%) 23,681 |
| 上・下水道 | 豊中市の下水道、水道事業年報、ほたるの飼育記録、猪名川流域下水道資料、水道70年史 | (2.4%) 4,297 | (2.3%) 199 | (2.4%) 4,496 |
| 教育・文化 | 研究紀要、教育史資料、教育研究双書、フィールドガイドとよなか、豊中の文化財、教育要覧、豊中の社会体育、各遺跡資料、豊中の公民館、小・中学校校区図、豊中の学校保健・学校体育 | (5.8%) 10,037 | (2.6%) 222 | (5.5%) 10,259 |
| 消防・交通 | 消防年報、とよなかの消防、豊中の交通事故、交通量調査委託報告書 | (0.9%) 1,689 | (0.2%) 21 | (0.9%) 1,710 |
| 議会 | 議会提要、市議会のうごき、市議会会議録、市政のしおり、ミニ概要、議員名簿 | (2.3%) 4,062 | (0.4%) 33 | (2.2%) 4,095 |
| その他 | 新聞、法律書、雑誌その他 | (8.9%) 15,215 | (1.8%) 149 | (8.2%) 15,364 |
| 合計 | | 179,085 | 8,495 | 187,580 |

(6) 配架されている主な資料

| 区 分 | 主 な 資 料 名 |
|------------|---|
| ①市の刊行物 | 統計書、総合計画等各種計画書、市政年鑑、広報とよなか、市議会会議録、教育委員会会議録、各種審議会会議録、市政概要、市勢要覧、市政のしおり、新修豊中市史、豊中市史・市史資料、豊中市議会史、豊中市公告、予算書、決算書、予算の概要、予算説明書、議案、議案参考資料、施政方針、一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書、年齢別男女別人口（1歳、5歳、小・中学校区、町丁目別、町目別）、町丁目別人口・世帯、推計人口、地域防災計画、各種調査報告書・年報、市機構図、小・中学校区図、市街地図、固定資産路線価図、都市計画図、住居表示図、アーバンデザイン等各種指針、市税概要、教育研究紀要・教育史資料・教育研究双書、郷土史資料、とよなかもっぷ |
| ②国の刊行物 | 各種白書（公務員、警察、青少年、経済、国民生活、厚生労働、環境、外交、通商、中小企業、通信、建設、防災、地方財政）、国勢調査報告書（昭和30年から）、統計で見る県のすがた、地価公示、住宅統計調査報告書、事業所統計調査報告書、家計調査年報、社会生活統計指標、小売物価統計調査年報、官報、日本統計年鑑、工業統計表、商業統計表 |
| ③府の刊行物 | 大阪府統計年鑑、自治大阪、大阪府推計人口、大阪府勢要覧、大阪の統計、大阪府税統計、大阪の農業、大阪の工業、統計からみた大阪のすがた、工業統計調査結果表、商業統計調査結果表、大阪府環境白書、消費者物価指数、統計からみた事件・事故、衛生年報、学校統計、労働白書 |
| ④他の自治体の刊行物 | 統計書、市政概要、各種統計資料、総合計画、市税概要 |
| ⑤その他雑誌等 | 六法全書、自治六法、模範六法、自治用語辞典、法律解釈辞典、大型辞書、情報誌、全国市町村要覧、日本の白書、日本の統計、世界の統計、地方行政、地方自治、都市問題、都市問題研究、判例地方自治、ガバナンス、LASDEC、路線価図（大阪府⑦）、日刊紙、一般用語辞典 |

（平成19年度）

V. 会議公開制度の運用状況

(1) 審議会等の会議の公開状況

平成20年3月31日現在

| No. | 名 称 | 区 分 | 事 務 局 | 開催回数 | 公開・非公開 | 傍聴者数 |
|-----|---|---------|------------------------------------|------|-----------|------|
| 1 | 行財政改革推進市民会議 (部会有) | 準ずる機関 | 行 財 政 再 建 対 策 室 | 4 | 公 開 | 4 |
| 2 | 防災会議 | 附 属 機 関 | 危 機 管 理 室 | 1 | 公 開 | 0 |
| 3 | 国民保護協議会 | 附 属 機 関 | 危 機 管 理 室 | 1 | 公 開 | 2 |
| 4 | 情報公開・個人情報保護運営委員会 (部会有) | 附 属 機 関 | 総 情 報 務 公 開 部 課 | 2 | 一 部 非 公 開 | 1 |
| 5 | 情報公開・個人情報保護審査会 | 附 属 機 関 | 総 情 報 務 公 開 部 課 | 4 | 非 公 開 | - |
| 6 | 特別職報酬等審議会 | 附 属 機 関 | 総 人 材 務 育 事 成 部 室 課 | 1 | 公 開 | 0 |
| 7 | 非常勤職員公務災害補償等認定委員会 | 附 属 機 関 | 総 人 材 務 育 員 成 部 室 課 | 1 | 非 公 開 | - |
| 8 | 非常勤職員公務災害補償等審査会 | 附 属 機 関 | 総 人 材 務 育 員 成 部 室 課 | 未開催 | 非 公 開 | - |
| 9 | 施設総合管理業務委託にかかる 総合評価一般競争入札審査委員会 会議 | 準ずる機関 | 総 契 約 務 検 査 部 室 | 2 | 非 公 開 | - |
| 10 | 市民公益活動推進委員会 | 附 属 機 関 | 人 市 権 民 文 化 活 動 部 課 | 9 | 一 部 非 公 開 | 10 |
| 11 | 人権文化のまちづくりをすすめる協議会 | 附 属 機 関 | 人 人 権 文 化 部 課 | 5 | 一 部 非 公 開 | 4 |
| 12 | 豊中市同和問題解決推進協議会 | 附 属 機 関 | 人 人 権 文 化 部 課 | 4 | 一 部 非 公 開 | 3 |
| 13 | 人権まちづくりセンター運営協議会 | 附 属 機 関 | 人 豊 中 人 権 ま ち づ くり セ ン タ ー 文 化 部 課 | 休止 | - | - |
| 14 | 男女共同参画苦情処理委員会 | 附 属 機 関 | 人 人 権 文 化 部 課 | 3 | 一 部 非 公 開 | - |
| 15 | 男女共同参画審議会(部会有) | 附 属 機 関 | 人 人 権 文 化 部 課 | 10 | 公 開 | 3 |
| 16 | 外国人市民会議 | 準ずる機関 | 人 文 化 芸 術 ・ 国 際 部 課 | 5 | 一 部 非 公 開 | 2 |
| 17 | 文化芸術振興審議会 | 準ずる機関 | 人 文 化 芸 術 ・ 国 際 部 課 | 7 | 公 開 | 3 |
| 18 | 総合計画審議会 | 附 属 機 関 | 政 策 企 画 企 調 整 部 室 | 休止 | - | - |
| 19 | 公共事業再評価委員会 | 準ずる機関 | 政 策 企 画 企 調 整 部 室 | 未開催 | 公 開 | - |

| No. | 名 称 | 区 分 | 事 務 局 | 開催回数 | 公開・非公開 | 傍聴者数 |
|-----|-------------------------|---------|--------------------------------|------|--------|------|
| 20 | 情報政策専門家会議 | 準ずる機関 | 政 策 企 画 部 室 情 報 政 策 部 室 | 1 | 公 開 | 1 |
| 21 | 環境審議会 | 附 属 機 関 | 環 境 境 政 策 部 室 環 境 境 政 策 部 室 | 3 | 公 開 | 3 |
| 22 | 環境保全審査会 | 附 属 機 関 | 環 境 境 政 策 部 室 環 境 境 政 策 部 室 | 5 | 公 開 | 1 |
| 23 | 都市デザイン委員会 | 附 属 機 関 | 環 境 境 政 策 部 室 環 境 境 政 策 部 室 | 4 | 公 開 | 0 |
| 24 | 地球温暖化防止推進地域計画策定委員会 | 附 属 機 関 | 環 境 境 政 策 部 室 環 境 境 政 策 部 室 | 3 | 公 開 | 6 |
| 25 | E S Tモデル事業推進委員会 | 準ずる機関 | 環 境 境 政 策 部 室 環 境 境 政 策 部 室 | 2 | 公 開 | 8 |
| 26 | 廃棄物減量等推進審議会 | 附 属 機 関 | 環 境 境 政 策 部 室 環 境 境 政 策 部 室 | 3 | 公 開 | 2 |
| 27 | 労働問題協議会 | 準ずる機関 | 市 民 生 活 部 課 市 民 生 活 部 課 | 休止 | — | — |
| 28 | 個別労働関係紛争調査委員会 | 準ずる機関 | 市 民 生 活 部 課 市 民 生 活 部 課 | 4 | 一部非公開 | 0 |
| 29 | 労働会館運営委員会 | 準ずる機関 | 市 民 生 活 部 課 市 民 生 活 部 課 | 1 | 公 開 | 0 |
| 30 | 消費生活審議会 | 附 属 機 関 | 市 民 生 活 部 課 市 民 生 活 部 課 | 2 | 一部非公開 | 0 |
| 31 | 民生委員推薦会 | 附 属 機 関 | 健 康 福 祉 部 課 健 康 福 祉 部 課 | 4 | 非 公 開 | — |
| 32 | 健康福祉審議会 | 附 属 機 関 | 健 康 福 祉 部 課 健 康 福 祉 部 課 | 3 | 公 開 | 1 |
| 33 | 健康福祉サービス苦情調整委員会 | 附 属 機 関 | 健 康 福 祉 部 課 健 康 福 祉 部 課 | 4 | 非 公 開 | — |
| 34 | 障害者施策推進協議会 | 附 属 機 関 | 健 康 福 祉 部 課 健 康 福 祉 部 課 | 2 | 公 開 | 14 |
| 35 | 介護給付費等支給審査会（※1） | 附 属 機 関 | 健 康 福 祉 部 課 健 康 福 祉 部 課 | 12 | 非 公 開 | — |
| 36 | 市立障害福祉センター運営委員会 | 準ずる機関 | 健 康 福 祉 部 課 健 康 福 祉 部 課 | 1 | 公 開 | 0 |
| 37 | 老人ホーム等入所判定委員会 | 準ずる機関 | 健 康 福 祉 部 課 健 康 福 祉 部 課 | 4 | 非 公 開 | — |
| 38 | 養護老人ホーム「永寿園」のあり方を考える懇話会 | 準ずる機関 | 健 康 福 祉 部 課 健 康 福 祉 部 課 | 5 | 公 開 | 6 |
| 39 | 介護認定審査会（※2） | 附 属 機 関 | 健 康 福 祉 部 課 健 康 福 祉 部 課 | 12 | 非 公 開 | — |

| No. | 名 称 | 区 分 | 事 務 局 | 開催回数 | 公開・非公開 | 傍聴者数 |
|-----|----------------------------|-------|----------------------|------|--------|------|
| 40 | 介護保険事業運営委員会 (部会有) | 附属機関 | 健康福祉部 福祉課 | 7 | 公開 | 23 |
| 41 | 介護保険サービス苦情調整委員会 (※3) | 附属機関 | 健康福祉部 福祉課 | 未開催 | 非公開 | - |
| 42 | 公害健康被害認定審査会 | 附属機関 | 健康福祉部 健康づくり推進課 | 12 | 非公開 | - |
| 43 | 保健医療審議会 | 附属機関 | 健康福祉部 健康づくり推進課 | 2 | 公開 | 1 |
| 44 | 公害健康被害診療報酬審査会 | 準ずる機関 | 健康福祉部 健康づくり推進課 | 12 | 非公開 | - |
| 45 | 予防接種健康被害調査委員会 | 準ずる機関 | 健康福祉部 健康づくり推進課 | 未開催 | 非公開 | - |
| 46 | 呼吸器疾患患者診療報酬審査会 | 準ずる機関 | 健康福祉部 健康づくり推進課 | 2 | 非公開 | - |
| 47 | 食育推進協議会 | 準ずる機関 | 健康福祉部 健康づくり推進課 | 3 | 公開 | 7 |
| 48 | 国民健康保険運営協議会 | 附属機関 | 健康福祉部 医療給付課 | 3 | 公開 | 12 |
| 49 | 次世代育成支援推進協議会 | 準ずる機関 | 子ども未来部 子育て支援課 | 3 | 公開 | 5 |
| 50 | 都市計画審議会 | 附属機関 | まちづくり推進部 都市計画課 | 3 | 公開 | 3 |
| 51 | 建築審査会 | 附属機関 | まちづくり推進部 都市計画課 | 4 | 公開 | 0 |
| 52 | 開発審査会 | 附属機関 | まちづくり推進部 都市計画課 | 1 | 公開 | 0 |
| 53 | 豊中都市計画事業野田土地区画 整理審議会 | 附属機関 | まちづくり推進部 市街地整備室 | 未開催 | 公開 | - |
| 54 | まちづくり専門家会議 | 附属機関 | まちづくり推進部 まちづくり支援課 | 2 | 公開 | 4 |
| 55 | ラブホテル建築規制審議会 | 附属機関 | まちづくり推進部 中高層建築調整室 | 未開催 | 公開 | - |
| 56 | 中高層建築物等紛争あっせん委 員会 (部会有) | 附属機関 | まちづくり推進部 中高層建築調整室 | 3 | 非公開 | - |
| 57 | 中高層建築物等紛争調停委員会 (部会有) | 附属機関 | まちづくり推進部 中高層建築調整室 | 未開催 | 非公開 | - |
| 58 | 病院運営審議会 | 附属機関 | 市立豊中病院 事務局 | 2 | 公開 | 2 |
| 59 | 水道事業運営審議会 | 附属機関 | 水営道企画局 企画課 | 1 | 公開 | 0 |

注)

- ※1 介護給付費等支給審査会は、22回開催されていますが、1月毎に1回としています。
- ※2 介護認定審査会は、487回開催されていますが、1月毎に1回としています。
- ※3 平成19年6月1日付廃止
- ※4 平成19年4月30日付廃止

VI. 運 営 委 員 会 と 審 査 会

Ⅵ. 運営委員会と審査会

(1) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会について

[委員名簿]

(任期) 平成19年8月24日～平成21年8月23日

| 役 職 | 氏 名 | 職 業 ・ 役 職 等 | 備 考 |
|-------|---------|---------------|------------|
| 会 長 | 池 田 敏 雄 | 大学教授 | |
| 副 会 長 | 園 田 寿 | 大学教授 | |
| 委 員 | 峰 岸 暁 美 | 社会福祉協議会理事 | |
| 〃 | 小早川 謙 一 | 商工会議所専務理事 | |
| 〃 | 谷 口 佳以子 | 消費者協会会長 | |
| 〃 | 久 岡 眞佐代 | 弁護士 | 19年6月24日まで |
| 〃 | 宮 下 幾久子 | 弁護士 | 19年6月25日から |
| 〃 | 瓜 生 隆 子 | 人権擁護委員 | |
| 〃 | 松 倉 信 之 | 連合大阪豊中地区協議会議長 | |
| 〃 | 井 上 典 之 | 大学教授 | |
| 〃 | 吉 川 寿 治 | 大学教育技術主事 | 19年8月23日まで |
| 〃 | 加 賀 有津子 | 大学准教授 | 19年8月24日から |
| 〃 | 吉 川 正 史 | 大学准教授 | |
| 〃 | 櫻 井 徳 子 | 市民 (公募) | 19年8月23日まで |
| 〃 | 園 部 健 一 | 市民 (公募) | 19年7月20日まで |
| 〃 | 木 下 敬 子 | 市民 (公募) | 19年8月24日から |
| 〃 | 下 村 淳 美 | 市民 (公募) | 19年8月24日から |

- 運営委員会は13人の市民代表や学識経験者で構成（女性委員：改選前5人、改選後7人を含む。）され、情報公開制度と個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るため、平成元年の両制度の実施に合わせて設置されました。運営委員会は、実施機関の諮問に応じて、これらの両制度の重要事項の審議等を行うこととなっています。

(2) 運営委員会の開催状況（平成元年10月1日から平成20年3月31日まで）

| | | | |
|------|--------|-------|--|
| 元年度 | 8月31日 | (第1回) | 会長等の選出・制度の説明ほか |
| | 9月12日 | (第2回) | 個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 |
| | 9月22日 | (第3回) | 〃 |
| | 12月25日 | (第4回) | 〃 |
| 2年度 | 6月12日 | (第5回) | 〃 |
| | 7月19日 | (第6回) | 個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議 |
| | 3月29日 | (第7回) | 個人情報保護条例に基づく外部提供の審議及び運用状況の報告 |
| 3年度 | 7月24日 | (第8回) | 個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議及び運用状況の報告 |
| | 11月6日 | (第1回) | 会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 |
| 4年度 | 4月18日 | (第2回) | 個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 |
| | 9月2日 | (第3回) | 運用状況の報告 |
| 5年度 | 5月8日 | (第1回) | 個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議 |
| | 7月29日 | (第2回) | 運用状況の報告 |
| | 10月2日 | (第3回) | 会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 |
| 6年度 | 9月1日 | (第1回) | 運用状況の報告 |
| 7年度 | 7月19日 | (第1回) | 運用状況の報告及び震災時の個人情報の取扱いの報告 |
| | 12月14日 | (第2回) | 会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 |
| 8年度 | 4月3日 | (第1回) | 個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 |
| | 6月28日 | (第2回) | 運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 |
| | 2月27日 | (第3回) | 個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 |
| 9年度 | 6月20日 | (第1回) | 運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 |
| | 10月24日 | (第2回) | 個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 |
| | 2月27日 | (第3回) | 個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 |
| 10年度 | 6月26日 | (第1回) | 運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 |
| | 9月4日 | (第2回) | 市民課所管の住民票の写し等交付申請書に関する要綱及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議 |
| | 1月22日 | (第3回) | 市民課所管の住民票の写し等交付申請書に関する要綱及 |

| | | | |
|------|--------|---------|--|
| | | | び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議 |
| | 3月 1日 | (第 4 回) | 個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議 |
| 11年度 | 6月25日 | (第 1 回) | 運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議 |
| | | | 当運営委員会の会議の公開について |
| | 10月 8日 | (第 2 回) | 会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議 |
| | | | 公文書の開示等に関する制度の見直しについて |
| | 2月24日 | (第 3 回) | 個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 |
| | | | 専門部会での審議状況について |
| 12年度 | 6月21日 | (第 1 回) | 運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議 |
| | 7月19日 | (第 2 回) | 公文書の開示等に関する制度の見直しについて |
| | 9月29日 | (第 3 回) | 個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 |
| | 10月27日 | (第 4 回) | 公文書の開示等に関する制度の見直しについて |
| | 1月26日 | (第 5 回) | 公文書の開示等に関する制度の見直しに伴う個人情報保護制度の改正について |
| | 3月 6日 | (第 6 回) | 個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議 |
| 13年度 | 5月30日 | (第 1 回) | 運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議 |
| | 11月 7日 | (第 2 回) | 会長等の選出について |
| 14年度 | 6月19日 | (第 1 回) | 運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議 |
| | 11月 7日 | (第 2 回) | 個人情報保護条例に基づく外部提供の審議 住民基本台帳ネットワークシステムの豊中市の現状について（関係担当課の職員から説明） 豊中市情報公開条例の一部改正について |
| 15年度 | 6月16日 | (第 1 回) | 運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議 |
| | 10月10日 | (第 2 回) | 会長等の選出及び個人情報保護制度の見直しについて 豊中市水道情報システムについて |
| | 3月23日 | (第 3 回) | 個人情報保護条例に基づく本人外収集についての審議 専門部会での中間報告について 豊中市文書館の施設見学 |
| 16年度 | 6月30日 | (第 1 回) | 運用状況の報告 専門部会での審議状況について |

| | | | |
|------|---------|---------|--|
| | 10月 4日 | (第 2 回) | 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 個人情報保護制度の見直しについて |
| | 3月 23日 | (第 3 回) | 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 個人情報保護制度の見直しについて |
| 17年度 | 6月 24日 | (第 1 回) | 運用状況の報告 |
| | 9月 16日 | (第 2 回) | 会長等の選出について 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 豊中市個人情報保護条例に基づくセンシティブ情報の取 扱いの審議 |
| | 10月 28日 | (第 3 回) | 豊中市個人情報保護条例に基づくセンシティブ情報の取 扱いの審議 |
| | 11月 25日 | (第 4 回) | 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 |
| | 3月 29日 | (第 5 回) | 豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供等の審議 個人情報保護条例の一部改正について 行政データを活用した、同和問題の解決に向けた実態把 握について |
| 18年度 | 4月 28日 | (第 1 回) | 豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供等の審議 |
| | 6月 21日 | (第 2 回) | 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 運用状況の報告 |
| | 11月 8日 | (第 3 回) | 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 |
| | 3月 22日 | (第 4 回) | 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 情報公開制度における行政文書任意開示申出の取り扱い について |
| 19年度 | 6月 8日 | (第 1 回) | 豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供等の審議 運用状況の報告 |
| | 10月 4日 | (第 2 回) | 会長等の選出について 豊中市個人情報保護条例に基づく電子計算機接続の審議 |

計 57回開催

(3) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会について

[委員名簿]

(任期) 平成19年10月1日～平成21年9月30日

| 役 職 | 氏 名 | 職 業 ・ 役 職 等 | 備 考 |
|------|---------|-------------|-----|
| 会 長 | 木 村 修 治 | 弁 護 士 | |
| 会長代理 | 佐 野 久美子 | 〃 | |
| 委 員 | 加 藤 幸 江 | 〃 | |
| 〃 | 塩 川 茂 | 〃 | |
| 〃 | 中 川 丈 久 | 大 学 教 授 | |

- 情報公開制度と個人情報保護制度に基づく実施機関の決定に不服がある場合には、行政不服審査法に基づく不服申立てができます。当審査会は、不服申立てを審理するに当たって実施機関からの独立性と公正さを確保するため設置された第三者機関で、専門的知識を有する5人の学識経験者で構成されています。実施機関からの諮問により、不服申立てに係る決定についてそれぞれ専門的な見地から審理を行い、答申を行っています。

(4) 審査会の開催状況（平成元年10月1日から平成20年3月31日まで）

| | | | |
|--------|--------|-----------------------|---|
| 元年度 | 11月 9日 | (第 1 回) | 会長等の選出・制度の説明ほか |
| | 12月 4日 | (第 2 回) | 審議の進め方の打合わせ |
| 2 年度 | 8月30日 | (第 3 回) | 制度の運用状況の報告 |
| | 3月 6日 | (第 4 回) | 空港対策課所管の異議申立てに関する審査 |
| 3 年度 | 4月 1日 | (第 5 回) | 空港対策課所管の異議申立てに関する審査 |
| | 4月 5日 | (第 6 回) | 審査会の運営について（手続きの打合わせ） |
| | 5月 8日 | (第 7 回) | 空港対策課所管の異議申立て及び教育委員会所管の指導要録の審査請求に関する審査 |
| | 5月23日 | (第 8 回) | 〃 |
| | 6月10日 | (第 9 回) | 〃 |
| | 7月15日 | (第10回) | 空港対策課所管の異議申立ての答申の取りまとめ及び教育委員会の指導要録に関する審査 |
| | 11月 5日 | (第 1 回) | 教育委員会所管の指導要録に関する審査 |
| | 11月25日 | (第 2 回) | 〃 |
| | 12月 2日 | (第 3 回) | 〃（審査請求人による意見陳述） |
| | 12月27日 | (第 4 回) | 〃（実施機関による口頭説明） |
| | 2月27日 | (第 5 回) | 教育委員会所管の指導要録に関する審査 |
| | 3月21日 | (第 6 回) | 〃 |
| | 4 年度 | 5月12日 | (第 7 回) |
| 5月26日 | | (第 8 回) | 〃 |
| 6月29日 | | (第 9 回) | 総務部総務課所管の異議申立てに関する審査 |
| 7月28日 | | (第10回) | 〃 |
| 8月24日 | | (第11回) | 総務部総務課所管の異議申立て及び空港周辺整備室の異議申立てに関する審査 |
| 9月 4日 | | (第12回) | 総務部総務課所管の異議申立てに関する審査（異議申立人による意見陳述及び実施機関による口頭説明）ほか |
| 12月25日 | | (第13回) | 総務部総務課所管の異議申立て及び空港周辺整備室の異議申立てに関する審査 |
| 1月19日 | | (第14回) | 〃 |
| 2月 8日 | | (第15回) | 空港周辺整備室所管の異議申立てに関する異議申立人による意見陳述及び実施機関による口頭説明 |
| 2月17日 | | (第16回) | 総務部総務課所管の異議申立てに関する答申案の検討及び空港周辺整備室所管の異議申立てに関する審査 |
| 3月12日 | (第17回) | 空港周辺整備室所管の異議申立てに関する審査 | |
| 5 年度 | 4月 9日 | (第 1 回) | 〃 |

| | | | |
|-----|--------|--------|--|
| | 10月24日 | (第8回) | 指導課所管の審査請求に関する審査 |
| | 11月 2日 | (第9回) | 〃 |
| | 11月22日 | (第10回) | 〃 |
| | 3月 8日 | (第11回) | 審査会の運営について |
| 7年度 | 4月12日 | (第1回) | 総務部総務課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明 |
| | 4月17日 | (第2回) | 総務部総務課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述及び審査 |
| | 5月15日 | (第3回) | 総務部総務課所管の異議申立てに関する答申案の検討 |
| | 5月30日 | (第4回) | 同和対策室所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明及び総務部総務課所管の異議申立てに関する答申案の検討 |
| | 6月12日 | (第5回) | 同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する不服申立人の意見陳述 |
| | 6月28日 | (第6回) | 同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査 |
| | 7月25日 | (第7回) | 同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明 |
| | 8月 2日 | (第8回) | 同和教育室所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明及び同和対策室所管の異議申立てに関する審査 |
| | 12月18日 | (第9回) | 同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査 |
| | 12月28日 | (第10回) | 同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査 |
| | 1月16日 | (第11回) | 同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査 |
| | 2月 7日 | (第12回) | 同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査 |
| | 2月23日 | (第13回) | 同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査 |
| | 3月26日 | (第14回) | 同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する答申案の検討 |
| 8年度 | 6月18日 | (第1回) | 市民課所管の異議申立てに関する審査 |
| | 8月13日 | (第2回) | 市民課所管の異議申立て及び財政課所管の異議申立てに関する審査 |
| | 8月27日 | (第3回) | 市民課所管の異議申立て及び財政課所管の異議申立てに関する審査 |

| | | | |
|------|--------|-------|--|
| | 9月30日 | (第4回) | 市民課所管の異議申立て及び財政課所管の異議申立てに関する審査 |
| | 11月29日 | (第5回) | 財政課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述及び実施機関の口頭説明 |
| | 12月27日 | (第6回) | 財政課所管の異議申立てに関する審査 |
| | 2月5日 | (第7回) | 財政課所管の異議申立てに関する審査 |
| | 3月7日 | (第8回) | 財政課所管の異議申立てに関する答申案の検討 |
| 9年度 | 4月15日 | (第1回) | 市民課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述 |
| | 6月10日 | (第2回) | 市民課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明 |
| | 8月8日 | (第3回) | 市民課所管の異議申立てに関する審査 |
| | 11月5日 | (第4回) | 市民課所管の異議申立てに関する審査 |
| | 12月17日 | (第5回) | 市民課所管の異議申立てに関する答申案の検討 |
| | 1月21日 | (第6回) | 指導課所管の審査請求に関する審査 |
| | 2月25日 | (第7回) | 指導課所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明 |
| | 3月20日 | (第8回) | 指導課所管の審査請求に関する答申案の検討 |
| 10年度 | 4月14日 | (第1回) | 指導課所管の審査請求に関する答申案の検討 |
| | 11月27日 | (第2回) | 生活福祉課所管の異議申立てに関する審査 |
| | 1月29日 | (第3回) | 生活福祉課所管の異議申立て及び土木部工務課所管の異議申立てに関する審査 |
| | 3月2日 | (第4回) | 生活福祉課所管の異議申立て及び土木部工務課所管の異議申立てに関する審査 |
| 11年度 | 6月11日 | (第1回) | 生活福祉課所管の異議申立て及び土木部道路管理室所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明 当審査会の会議の公開について |
| | 7月16日 | (第2回) | 生活福祉課所管の異議申立て及び土木部道路管理室所管の異議申立てに関する答申案の検討 |
| | 8月11日 | (第3回) | 生活福祉課所管の異議申立て及び土木部道路管理室所管の異議申立てに関する答申案の検討 |
| | 8月31日 | (第4回) | 生活福祉課所管の異議申立てに関する答申案の検討 |
| | 11月4日 | (第5回) | 会長等の選出・制度の見直しについて |
| | 3月27日 | (第6回) | 下水道建設課所管の異議申立てに関する審査 |
| 12年度 | 5月2日 | (第1回) | まちづくり支援課所管の異議申立て及び下水道建設課所管の異議申立てに関する審査 |
| | 7月4日 | (第2回) | まちづくり支援課所管の異議申立て及び下水道建設課所管の異議申立てに関する審査 |
| | 7月27日 | (第3回) | 下水道建設課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明 |

| | | | |
|------|--------|-------|--|
| | | | 公文書の開示等に関する制度の見直しについて |
| | 8月29日 | (第4回) | まちづくり支援課所管の異議申立てに関する実施機関の 口頭説明及び下水道建設課所管の異議申立てに関する審 査 |
| | 10月16日 | (第5回) | まちづくり支援課所管の異議申立て及び教職員課所管の 審査請求に関する審査 |
| | 11月28日 | (第6回) | まちづくり支援課所管の異議申立てに関する答申案の検 討及び教職員課所管の審査請求に関する実施機関の口頭 説明 |
| | | | 公文書の開示等に関する制度の見直しについて |
| | 1月31日 | (第7回) | まちづくり支援課所管の異議申立てに関する答申案の検 討及び教職員課所管の審査請求に関する審査 |
| 13年度 | 4月19日 | (第1回) | 教職員課所管の審査請求に関する審査 |
| | 5月22日 | (第2回) | 教職員課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述 |
| | 6月18日 | (第3回) | 教職員課所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明 |
| | 7月19日 | (第4回) | 教職員課所管の審査請求に関する答申案の検討 |
| | 9月7日 | (第5回) | 教職員課所管の審査請求に関する答申案の検討 |
| | 11月5日 | (第6回) | 会長等の選出について |
| 14年度 | 未開催 | | |
| 15年度 | 4月25日 | (第1回) | 市民課所管の異議申立てに関する審査 |
| | 6月20日 | (第2回) | 〃 |
| | 7月10日 | (第3回) | 〃 異議申立人の意見陳述 及び実施機関の口頭説明 |
| | 8月7日 | (第4回) | 市民課所管の異議申立てに関する審査 |
| | 8月29日 | (第5回) | 〃 |
| | 9月29日 | (第6回) | 〃 |
| | 11月5日 | (第7回) | 会長等の選出について 市民課所管の異議申立てに関する審査並びに経営企画課 所管の審査請求及び給水課所管の審査請求に関する審査 |
| | 12月24日 | (第8回) | 市民課所管の異議申立てに関する審査及び給水課所管の 審査請求に関する審査 |
| | 2月13日 | (第9回) | 給水課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述及 び実施機関の口頭説明 |
| 16年度 | 4月5日 | (第1回) | 市民生活部市民課所管の異議申立てに関する審査 水道局給水課所管の審査請求に関する審査 |

| | | | |
|------|--------|-------|--|
| | 5月10日 | (第2回) | 市民生活部市民課所管の異議申立てに関する異議申立人による意見陳述の聴取 水道局給水課所管の審査請求に関する審査 |
| | 6月15日 | (第3回) | 市民生活部市民課所管の異議申立てに関する実施機関による口頭説明の聴取及び異議申立人による意見陳述の聴取 |
| | 7月29日 | (第4回) | 市民生活部市民課所管の異議申立てに関する審査 |
| | 8月20日 | (第5回) | 〃 |
| 17年度 | 11月28日 | (第1回) | 会長等の選出について 水道局水道総務課所管の審査請求に関する審査 |
| | 2月20日 | (第2回) | 水道局水道総務課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取 |
| | 3月24日 | (第3回) | 水道局水道総務課所管の審査請求に関する審査 |
| 18年度 | | | 未開催 |
| 19年度 | 10月17日 | (第1回) | 会長等の選出について 市民課所管の異議申立てに関する審査 |
| | 12月4日 | (第2回) | 市民課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述及び実施機関の口頭説明 |
| | 1月28日 | (第3回) | 市民課所管の異議申立てに関する審査 学校保健給食課所管の審査請求に関する審査 |
| | 2月29日 | (第4回) | 市民課所管の異議申立てに関する審査 学校保健給食課所管の審査請求に関する審査 |

計 130回開催

VII. 資 料

(1) 豊中市情報公開条例

| | | | |
|----------|-------|-------|--------|
| 公布 沿革 | 平成13年 | 4月2日 | 条例第28号 |
| | 平成15年 | 4月1日 | 条例第9号 |
| | 平成16年 | 3月25日 | 条例第1号 |
| | 平成17年 | 4月1日 | 条例第19号 |
| | 平成19年 | 3月23日 | 条例第1号 |
| | 平成19年 | 3月30日 | 条例第8号 |

豊中市公文書の開示等に関する条例（平成元年豊中市条例第5号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 行政文書の開示（第5条—第17条）
- 第3章 不服申立てに係る手続（第18条—第20条）
- 第4章 情報公開の総合的な推進（第21条—第24条）
- 第5章 補則（第25条—第28条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、豊中市（以下「市」という。）の有するその諸活動を市民に説明する責務を全うするようにし、市民の市政への参加の促進と市政の公正な運営の確保を図るとともに、市民の福祉の増進に寄与し、もって市民から信頼される開かれた市政を一層推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 実施機関が、市民の利用に供することを目的として保有しているもの
 - イ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの（アに掲げるものを除く。）

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の行政文書の開示を請求する権利を十分尊重しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の保護をしなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、行政文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 行政文書の開示

（開示請求権者等）

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、行政文書の開示（第6号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係に係る行政文書の開示に限る。）を請求することができる。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 市税の納税義務者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

- 2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものから行政文書の開示の申出があった場合においても、行政文書の開示に努めるものとする。

(開示請求の手続)

第6条 前条第1項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

- 2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体(以下「国等」という。)の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ

- オ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく害するおそれ
- (5) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に個人又は法人等から提供された情報であって、当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (6) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報
- (7) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により公にすることができない情報
（部分開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意な情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。
（公益上の理由による裁量的開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第7号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により第7条第1号に掲げる情報を開示しようとする場合には、豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号）の趣旨を勘案し、個人の権利利益が適正に保護されるよう特段の配慮をしなければならない。
（行政文書の存否に関する情報）

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。
（開示請求に対する決定等）

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び開示の実施に関し市規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、直ちに開示請求に係る行政文書の全部を開示するときは、この限りでない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による行政文書の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。
（開示決定等の期限）

第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にななければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 開示請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に開示決定等を行わないときは、前条第2項の規定による行政文書の全部を開示しない旨の決定（以下「不開示決定」という。）があつたものとみなすことができる。
（開示決定等の期限の特例）

第13条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日（第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について開示決定等をする期限

2 開示請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る行政文書については、前条第3項の規定は、適用しない。

3 開示請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が開示決定等を行わないときは、同号の残りの行政文書について不開示決定があったものとみなすことができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る行政文書に市、国等及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他市規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ、同条第2号ただし書又は同条第5号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条第1項の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第15条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該開示決定に係る行政文書を開示しなければならない。

2 前項の規定による行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。この場合において、請求者が閲覧又は写しの交付（電磁的記録にあっては市規則で定める方法を含む。）以外の方法を求めた場合において特別の理由があると認めるときは、これに応じるよう努めるものとする。

3 実施機関は、行政文書を開示することにより、当該行政文書の汚損、破損等のおそれがあるとき、第8条の規定により行政文書を開示するときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書を複製したものの閲覧又は写しの交付により、同項の開示に代えることができる。

4 行政文書の開示は、第11条第1項ただし書の場合を除き、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

(費用負担)

第16条 行政文書の開示に係る手数料は、徴収しないものとする。

2 開示請求に係る行政文書（前条第3項に規定する行政文書を複製したもの及び電磁的記録にあっては同条第2項の市規則で定める方法によるものを含む。）の写し等の交付を受けるものは、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用の額は、市規則で定める。

4 前3項の規定は、第5条第2項の規定による行政文書の開示の申出について準用する。

(他の制度との調整)

第17条 この条例は、法令又は他の条例の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている行政文書にあっては、当該法令又は当該他の条例が定める方法（開示の期間が

定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)と同一の方法による開示については、適用しない。

第3章 不服申立てに係る手続

(審査会への諮問等)

第18条 開示決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、豊中市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

- (1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第19条 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の決定又は裁決(第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第4章 情報公開の総合的な推進

(実施機関の保有する情報の公表及び提供に関する施策の充実)

第21条 実施機関は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、市政に関する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の公表及び提供に関する施策の充実に努めなければならない。

(情報の公表及び提供等)

第22条 実施機関は、市民が求める情報の把握に努め、市政に関する情報の公表を積極的に行うとともに、市民の求めに応じ、情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する情報で当該実施機関が保有するものを公表しなければならない。ただし、当該情報の公表について法令等で別段の定めがあるとき又は当該情報が第7条各号に掲げる情報に該当するときを除く。

- (1) 市の長期計画その他市規則で定める市の重要な基本計画
- (2) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置した附属機関及びこれに準ずる機関(以下「附属機関等」という。)の答申書、提言書その他これらに類するもの及び会議録並びに当該附属機関等への提出資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか実施機関が定める事項

3 実施機関は、同一の行政文書につき複数回開示請求を受けてその都度開示をした場合等で、当該行政文書に記録された情報を公表することが市民の利便及び行政運営の効率化に資すると認めるときは、当該情報を公表するよう努めなければならない。

4 第16条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定に基づき情報の提供として行政文書の写し等の交付を受ける場合について準用する。

(会議の公開)

第23条 附属機関等の会議(法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。)は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、非公開とすることができる。

- (1) 不開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 物理的な妨害行動等が客観的に予測され、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合

(出資法人の情報公開)

第24条 市が出資する法人で市規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、情報の提供その他情報公開を行うために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人に対し、当該出資法人が保有する情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第5章 補則

（行政文書の管理）

第25条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用を図るため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する定めを設けなければならない。

（行政文書の目録の作成及び閲覧）

第26条 実施機関は、行政文書の検索に必要な目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

（運用状況の公表）

第27条 市長は、毎年度1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

（委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔平成13.9規則68により、平成13.10.1から施行〕

2 この条例による改正後の豊中市情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、議会が保有している行政文書については、平成13年4月1日以後に作成し、又は取得した行政文書に適用する。

3 この条例の施行の際、この条例による改正前の豊中市公文書の開示等に関する条例（以下「旧条例」という。）第9条の規定により、現になされている公文書の開示の請求（以下「旧請求」という。）は、新条例第6条第1項の規定による開示請求とみなす。

4 この条例の施行の際、現に旧条例第13条第2項の規定により豊中市公文書開示・個人情報保護審査会に対してなされている諮問（以下「旧諮問」という。）は、新条例第18条の規定によりなされた豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問とみなす。

5 前2項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた旧請求又は旧諮問に係る処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によってなされたものとみなす。

6,7 他の条例の一部改正〔略〕

附 則（平成15.4.1条例9）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16.3.25条例1）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第7条第1号ウの改正規定（「特定独立行政法人」を「特定独立行政法人及び日本郵政公社」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成17.4.1条例19抄）

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔平成17.9規則53により、平成17.10.1から施行〕

附 則（平成19.3.23条例1）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19.3.30条例8）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(2) 豊中市個人情報保護条例

| | | | |
|----|-------|-------|--------|
| 公布 | 平成17年 | 4月1日 | 条例第19号 |
| 沿革 | 平成18年 | 3月31日 | 条例第7号 |
| | 平成19年 | 3月23日 | 条例第1号 |
| | 平成19年 | 3月30日 | 条例第8号 |

豊中市個人情報保護条例（平成元年豊中市条例第6号）の全部を改正する。

目次

| | |
|-----|-------------------------------|
| 第1章 | 総則（第1条—第5条） |
| 第2章 | 実施機関における個人情報の取扱い |
| 第1節 | 収集等の一般的制限（第6条） |
| 第2節 | 個人情報の収集及び安全確保の措置等（第7条—第11条の3） |
| 第3節 | 個人情報の利用及び提供（第12条—第16条） |
| 第3章 | 個人情報ファイル（第17条） |
| 第4章 | 自己情報の開示等 |
| 第1節 | 自己情報の開示請求（第18条—第31条） |
| 第2節 | 訂正、削除等の請求（第32条—第50条） |
| 第5章 | 苦情処理及び救済手続（第51条—第54条） |
| 第6章 | 事業者が取り扱う個人情報の保護（第55条—第58条） |
| 第7章 | 雑則（第59条—第62条） |
| 第8章 | 罰則（第63条—第69条） |
| 附則 | |

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を求める市民の権利を明らかにするとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定め、行政の適正な執行を図ることにより、個人の権利利益を保護し、もって地方自治の本旨に即した信頼される市政を推進することを目的とする。
（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (4) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (6) 指定管理者 市が、公の施設の管理を行わせるため地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定した法人その他の団体をいう。
- (7) 指定管理者保有個人情報 指定管理者が行う当該公の施設の管理業務（以下「指定管理業務」という。）に従事する者が当該指定管理業務に関して作成し、又は取得した個人情報であって、当該指定管理業務に従事する者が組織的に利用するものとして、当該指定管理者が保有しているものをいう。ただし、次のア又はイに掲げるものを除く文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
 - ア 指定管理者が、市民の利用に供することを目的として保有しているもの

イ 官報，白書，新聞，雑誌，書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの（アに掲げるものを除く。）

（実施機関の役割）

第3条 実施機関は，この条例の目的を達成するため，個人情報の保護について必要な措置を講じるとともに，あらゆる施策を通じて人権意識の高揚及び啓発に努めなければならない。

（市民の役割）

第4条 市民は，相互に個人情報の保護の重要性を認識し，個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（適用除外）

第5条 次に掲げる個人情報については，この条例の規定は，適用しない。

- (1) 統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報及び同法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報
- (2) 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告（同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）の徴集によって得られた個人情報
- (3) 大阪府統計調査条例（昭和26年大阪府条例第27号）第2条第1号に規定する統計調査によって集められた個人情報
- (4) 市立図書館その他これに類する施設において，市民の利用に供することを目的として実施機関が管理している図書等に記録されている個人情報

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

第1節 収集等の一般的制限

（収集等の一般的制限）

第6条 実施機関は，個人情報を収集し，保有し，又は利用するときは，その所掌する事務の範囲内で，かつ，その目的を達成するために必要限度で行わなければならない。

2 実施機関は，次に掲げる個人情報を収集し，保有し，又は利用してはならない。ただし，法令若しくは条例（以下「法令等」という。）に定めのあるとき又は実施機関が豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて，市民の福祉の向上のため特に必要がある場合であつて，かつ，職務の遂行にとって欠くことができないと認めるときは，この限りでない。

- (1) 思想，信条及び宗教に関する個人情報
- (2) 社会的身分，門地，犯罪その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

第2節 個人情報の収集及び安全確保の措置等

（収集方法の制限）

第7条 実施機関は，個人情報を収集するときは，収集する個人情報の利用の目的（以下「利用目的」という。）及び内容を明らかにし，本人から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず，実施機関は，次の各号のいずれかに該当するときは，本人以外のものから個人情報を収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めのあるとき。
- (3) 当該個人情報が公知のものであるとき。
- (4) 人の生命，身体又は財産に対する危険を避けるため，緊急やむを得ないとき。
- (5) 所在不明，精神上的障害による事理を弁識する能力の欠如等の理由により，本人から収集することが困難であるとき。
- (6) 争訟，指導，相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。
- (7) 実施機関が委員会の意見を聴いて，市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は，前項第4号又は第7号の規定に該当することにより本人以外のものから個人情報を収集したときは，委員会の意見を聴いて特に必要がないと認められた場合を除き，その旨を本人に通知しなければならない。

4 本人又はその代理人による法令，条例，規則等に基づく申請，届出その他これらに相当する行為によって個人情報が収集されたときは，第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

（安全確保の措置等）

第8条 実施機関は，保有個人情報の漏えい，改ざん，滅失等の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講じなければならない。

- 2 実施機関は、保有個人情報を利用目的に必要な範囲内で、正確かつ最新のものとして適正に維持管理しなければならない。
- 3 実施機関は、保有又は利用の必要がなくなった保有個人情報について、確実に、かつ、速やかに廃棄、消去その他の適切な措置を講じなければならない。
(職員等の義務)

第9条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
(処理委託に係る安全確保の措置等)

- 第10条** 実施機関から保有個人情報に関する処理業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、当該処理業務(以下「受託業務」という。)に係る個人情報の保護について、第8条第1項に規定する実施機関の義務と同様の義務を負うものとする。
- 2 実施機関は、保有個人情報の保護を図るため、受託者に対し、受託業務に係る保有個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。
(受託者等の義務)

第11条 受託者及びその受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
(指定管理業務に係る安全確保の措置等)

- 第11条の2** 指定管理者は、指定管理業務に係る個人情報の保護について、第8条各項に規定する実施機関の義務と同様の義務を負うものとする。
- 2 実施機関は、指定管理者保有個人情報の保護を図るため、指定管理者に対し、指定管理者保有個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。
(指定管理者等の義務)

第11条の3 指定管理者及びその指定管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第3節 個人情報の利用及び提供

(利用及び提供の制限)

第12条 実施機関は、保有個人情報を当該実施機関の内部において利用目的以外の目的のために利用(以下「目的外利用」という。)し、又は当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供することができる。
 - (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
 - (2) 法令等に定めのあるとき。
 - (3) 当該保有個人情報が公知のものであるとき。
 - (4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき。
 - (5) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。
 - (6) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めたととき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の目的外利用又は外部提供を制限する他の法令等の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 実施機関は、第2項第4号から第6号までの規定に該当することにより保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供したときは、委員会の意見を聴いて特に必要がないと認めた場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。
- 5 実施機関は、第2項の規定により保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供したときは、市規則で定める事項を記録しておかなければならない。
(外部提供に係る安全確保の措置等)

第13条 実施機関は、前条第2項の規定により保有個人情報を外部提供する場合は、あらかじめ提供の相手方に対し、当該保有個人情報の使用目的、使用方法、管理方法その他必要な事項を明確にさせるとともに、必要があると認めるときは、これらに関し制限を付し、又は安全確保の措置を講じさせるものとする。

- 2 実施機関は、前条第2項の規定により保有個人情報を外部提供した場合において、当該保有個人情報が漏えいし、若しくは前項に規定する措置に違反していると認めたととき又はそのおそれがあると認めたとときは、外部提供を受けたものに対し、調査及び報告を求めることができる。
(外部提供を受けた者等の義務)

第14条 第12条第2項の規定により外部提供を受けたものは、当該外部提供を受けた個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(電子計算機の接続の制限)

第15条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理を行う場合において、実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機とを通信回線により接続してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めのあるとき又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。以下同じ。）があるとき。
- (2) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めたとき。

(緊急時の通信回線の切断等の措置)

第16条 実施機関は、前条ただし書の規定により電子計算機が通信回線により接続された場合において、漏えい等によって個人の権利利益が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、通信回線の切断その他必要な措置を講じなければならない。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル)

第17条 実施機関は、個人情報ファイルを設置しようとするときは、あらかじめ市長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 個人情報ファイルの利用目的
 - (3) 記録する個人情報の項目
 - (4) 記録の対象となる個人の範囲
 - (5) 記録する個人情報の収集方法
 - (6) その他市規則で定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 特定の事務の処理に付随する資料等の送付又は連絡のために利用する簡易な個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録したもの
 - (2) 試験的又は一時的に用いるもの
 - (3) 実施機関が使用者として職員の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録したもの
 - (4) 前3号に準ずるものとして市規則で定めるもの
- 3 実施機関は、第1項の届出に係る個人情報ファイルを廃止し、又は当該届出事項を変更しようとするときは、その旨をあらかじめ市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、届出を受けた個人情報ファイルについて、市規則で定める事項を公示しなければならない。
- 5 市長は、届出に係る個人情報ファイルの目録を作成し、市民の閲覧に供しなければならない。

第4章 自己情報の開示等

第1節 自己情報の開示請求

(開示請求権)

第18条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報（以下「自己情報」という。）の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし、当該本人が未成年者で満15歳以上の者であるときは、本人の同意を得なければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として開示請求をすることができる。

- (1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報
- (2) 死者の配偶者、子及び父母（以下「配偶者等」という。）であった者（前号に該当する者を除く。） 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあっては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
- (3) 死者の相続人（前2号に該当する者を除く。） 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
- (4) 前3号に掲げる者のほか、実施機関が委員会の意見を聴いて開示請求を認めた者 委員会の意見を聴いて認めた範囲の情報

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所

- (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、市規則で定めるところにより、実施機関に対し、開示請求に係る自己情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 4 実施機関は、本人が開示請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、市規則で定めるところにより、代理人による開示請求を認めることができる。
（自己情報の開示義務）

第20条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る自己情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第18条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項、第22条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ

- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ
 - オ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく害するおそれ
- (6) 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に個人又は法人等から提供された情報であって、当該個人又は当該法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (7) 開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報
- (8) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示により開示することができない情報
(部分開示)

第 21 条 実施機関は、開示請求に係る自己情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る自己情報に前条第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。
(裁量的開示)

第 22 条 実施機関は、開示請求に係る自己情報に不開示情報（第 20 条第 8 号に掲げる情報を除く。）が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該自己情報を開示することができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により第 20 条第 2 号に掲げる情報を開示しようとする場合には、開示請求者以外の個人の権利利益が適正に保護されるよう特段の配慮をしなければならない。
(開示請求に係る自己情報の存否に関する情報)

第 23 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第 24 条 実施機関は、開示請求に係る自己情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び自己情報の開示の実施に関し市規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る自己情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第 1 項の規定による自己情報の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。
(開示決定等の期限)

第 25 条 前条第 1 項及び第 2 項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して 15 日以内にななければならない。ただし、第 19 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して 60 日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 開示請求者は、実施機関が第 1 項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に開示決定等を行わないときは、前条第 2 項の規定による自己情報の全部を開示しない旨の決定（以下「不開示決定」という。）があつたものとみなすことができる。
(開示決定等の期限の特例)

第 26 条 開示請求に係る自己情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して 60 日（第 19 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、60 日に当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの自己情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの自己情報について開示決定等をする期限

2 開示請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第 3 項の規定は、適用しない。

3 開示請求者は、第 1 項第 2 号に規定する期限までに実施機関が開示決定等を行わないときは、同号の残りの自己情報について不開示決定があつたものとみなすことができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 27 条 開示請求に係る自己情報に市、国等及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 24 条第 1 項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他市規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている自己情報を開示しようとする場合であつて、当該情報が第 20 条第 2 号イ、同条第 3 号ただし書又は同条第 6 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている自己情報を第 22 条第 1 項の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該自己情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第 28 条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならない。

2 前項の規定による自己情報の開示は、当該自己情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。この場合において、開示請求者が閲覧又は写しの交付（電磁的記録にあつては市規則で定める方法を含む。）以外の方法を求めた場合において特別の理由があると認めるときは、これに応じるよう努めるものとする。

3 実施機関は、自己情報を開示することにより、当該自己情報が記録されている行政文書の汚損、破損等のおそれがあるとき、第 21 条の規定により自己情報を開示するときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書を複写したものの閲覧又は写しの交付により、同項の開示に代えることができる。

4 自己情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

(開示請求の特例)

第 29 条 実施機関があらかじめ定める保有個人情報については、第 19 条の規定にかかわらず、当該実施機関が定める簡易な方法により開示請求を行うことができる。

2 前項の規定により開示請求をする者は、実施機関の定めるところにより、当該実施機関に対し、開示請求に係る自己情報の本人であること（第 18 条第 2 項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、第 1 項の規定による開示請求があつたときは、第 24 条及び前条の規定にかかわらず、当該実施機関が定める方法により、速やかに、当該個人情報を開示するものとする。

(費用負担)

第 30 条 自己情報の開示に係る手数料は、徴収しないものとする。

- 2 開示請求に係る自己情報が記録されている行政文書（第 28 条第 3 項に規定する行政文書を複写したものと及び電磁的記録にあっては同条第 2 項の市規則で定める方法によるものを含む。）の写し等の交付を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 前項の費用の額は、市規則で定める。

（他の制度との調整）

第 31 条 この節の規定は、法令又は他の条例の規定により、開示請求者に対し閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている保有個人情報にあっては、当該法令又は当該他の条例が定める方法（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）と同一の方法による開示については、適用しない。

第 2 節 訂正、削除等の請求

（訂正請求権）

第 32 条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己情報の事実に関する事項に誤りがあると思料するときは、その訂正を請求することができる。ただし、当該自己情報の訂正に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として訂正請求をすることができる。
 - (1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報
 - (2) 死者の配偶者等であった者（前号に該当する者を除く。） 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあっては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
 - (3) 死者の相続人（前 2 号に該当する者を除く。） 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
 - (4) 前 3 号に掲げる者のほか、実施機関が委員会の意見を聴いて訂正請求を認めた者 委員会の意見を聴いて認めた範囲の情報

（訂正請求の手續）

第 33 条 訂正請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
 - (3) 請求の趣旨及び理由
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 前項の請求書には、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を添付しなければならない。
 - 3 第 1 項の場合において、訂正請求をする者は、市規則で定めるところにより、実施機関に対し、訂正請求に係る自己情報の本人であること（前条第 2 項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
 - 4 実施機関は、第 1 項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
 - 5 実施機関は、本人が訂正請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、市規則で定めるところにより、代理人による訂正請求を認めることができる。

（利用及び外部提供の停止）

第 34 条 実施機関は、訂正請求があったときは、第 37 条の決定をするまでの間、当該自己情報の利用又は目的外利用若しくは外部提供を停止しなければならない。ただし、停止によって実施機関の正当な職務執行に支障が生じる場合は、この限りでない。

（自己情報の訂正義務）

第 35 条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る自己情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該自己情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に係る自己情報の存否に関する情報）

第36条 訂正請求に対し、当該訂正請求に係る自己情報の訂正をするか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該訂正請求を拒否することができる。

(訂正請求に対する決定等)

第37条 実施機関は、訂正請求に係る自己情報の全部又は一部を訂正するときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る自己情報の全部を訂正しないとき（前条の規定により訂正請求を拒否するとき及び訂正請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は、訂正をしない旨の決定をし、訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による自己情報の一部を訂正する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。（訂正決定等の期限）

第38条 前条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から起算して30日以内にななければならない。ただし、第33条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に訂正決定等を行うことができないときは、訂正請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 訂正請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）内に訂正決定等を行わないときは、前条第2項の規定による自己情報の全部を訂正しない旨の決定があったものとみなすことができる。

(訂正決定等の期限の特例)

第39条 訂正請求に係る自己情報が著しく大量であるため、訂正請求があった日から起算して60日

（第33条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについて訂正決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、訂正請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に訂正決定等をし、残りの自己情報については相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの自己情報について訂正決定等をする期限

2 訂正請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第3項の規定は、適用しない。

3 訂正請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が訂正決定等を行わないときは、同号の残りの自己情報について第37条第2項の規定による自己情報の全部を訂正しない旨の決定があったものとみなすことができる。

(訂正の実施)

第40条 実施機関は、第37条第1項の決定をしたときは、速やかに、当該訂正請求に係る自己情報の訂正をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により自己情報の訂正を行ったときは、その旨を訂正請求者に通知しなければならない。

(外部提供先への通知)

第41条 実施機関は、前条第1項の規定により自己情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の外部提供を受けたものに対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(削除等請求権)

第42条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該自己情報の削除、利用若しくは目的外利用の中止又は外部提供の中止（以下「削除等」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第6条の規定に違反して収集され、保有され、若しくは利用されているとき、第7条の規定に違反して収集されているとき又は第12条の規定に違反して目的外利用され、若しくはされようとしているとき 当該自己情報の削除又は利用若しくは目的外利用の中止

(2) 第12条の規定に違反して外部提供され、又はされようとしているとき 当該自己情報の外部提供の中止

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による削除等の請求（以下「削除等請求」という。）をすることができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として削除等請求をすることができる。
 - (1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報
 - (2) 死者の配偶者等であった者（前号に該当する者を除く。） 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあっては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
 - (3) 死者の相続人（前2号に該当する者を除く。） 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、実施機関が委員会の意見を聴いて削除等請求を認めた者 委員会の意見を聴いて認めた範囲の情報
（削除等請求の手続）

第43条 削除等請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
 - (3) 請求の趣旨及び理由
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 前項の場合において、削除等請求をする者は、市規則で定めるところにより、実施機関に対し、削除等請求に係る自己情報の本人であること（前条第2項の規定による削除等請求にあっては、削除等請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
 - 3 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、削除等請求をした者（以下「削除等請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、削除等請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
 - 4 実施機関は、本人が削除等請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、市規則で定めるところにより、代理人による削除等請求を認めることができる。
（利用及び外部提供の停止）

第44条 実施機関は、削除等請求があったときは、第47条の決定をするまでの間、当該自己情報の利用又は目的外利用若しくは外部提供を停止しなければならない。ただし、停止によって実施機関の正当な職務執行に支障が生じる場合は、この限りでない。
（自己情報の削除等義務）

第45条 実施機関は、削除等請求があった場合において、当該削除等請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該削除等請求に係る自己情報の削除等をしなければならない。ただし、当該自己情報の削除等を行うことにより、当該自己情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。
（削除等請求に係る自己情報の存否に関する情報）

第46条 削除等請求に対し、当該削除等請求に係る自己情報の削除等をするか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該削除等請求を拒否することができる。
（削除等請求に対する決定等）

第47条 実施機関は、削除等請求に係る自己情報の全部又は一部の削除等をするときは、その旨の決定をし、削除等請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、削除等請求に係る自己情報の全部の削除等をしないとき（前条の規定により削除等請求を拒否するとき及び削除等請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は、削除等をしない旨の決定をし、削除等請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による自己情報の一部の削除等をする旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。
（削除等決定等の期限）

第 48 条 前条第 1 項及び第 2 項の決定（以下「削除等決定等」という。）は、削除等請求があった日から起算して 30 日以内にしなければならない。ただし、第 43 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に削除等決定等を行うことができないときは、削除等請求があった日から起算して 60 日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、削除等請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 削除等請求者は、実施機関が第 1 項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に削除等決定等を行わないときは、前条第 2 項の規定による自己情報の全部の削除等を行わない旨の決定があつたものとみなすことができる。

（削除等決定等の期限の特例）

第 49 条 削除等請求に係る自己情報が著しく大量であるため、削除等請求があった日から起算して 60 日（第 43 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、60 日に当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについて削除等決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、実施機関は、削除等請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に削除等決定等をし、残りの自己情報については相当の期間内に削除等決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、削除等請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの自己情報について削除等決定等をする期限

2 削除等請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第 3 項の規定は、適用しない。

3 削除等請求者は、第 1 項第 2 号に規定する期限までに実施機関が削除等決定等を行わないときは、同号の残りの自己情報について第 47 条第 2 項の規定による自己情報の全部の削除等を行わない旨の決定があつたものとみなすことができる。

（削除等の実施）

第 50 条 実施機関は、第 47 条第 1 項の決定をしたときは、速やかに、当該削除等請求に係る自己情報の削除等を行わなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により自己情報の削除等を行ったときは、その旨を削除等請求者に通知しなければならない。

第 5 章 苦情処理及び救済手続

（苦情処理）

第 51 条 何人も、実施機関における自己に関する個人情報の取扱いについて苦情があるときは、市規則で定めるところにより、当該実施機関に対してその苦情を申し出ることができる。

2 実施機関は、前項の規定による苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）があつたときは、速やかに、その内容を調査しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定により調査した結果、苦情の申出に正当な理由があると認めるときは、是正措置を講じなければならない。

4 実施機関は、苦情の申出があつた場合は、前項の規定により是正措置を講じるときを除き、委員会の意見を聴いて、その取扱いを決定しなければならない。

（審査会への諮問等）

第 52 条 開示決定等、訂正決定等又は削除等決定等について行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、豊中市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

(1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。

(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る自己情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第 54 条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求に係る自己情報の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部を訂正することとするとき。

- (4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る削除等決定等（削除等請求に係る自己情報の全部の削除等をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部の削除等をするものとするとき。

（諮問をした旨の通知）

第53条 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は削除等請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第54条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る自己情報を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第6章 事業者が取り扱う個人情報の保護

（事業者の役割）

第55条 事業者は、その事業活動において市民の権利利益が侵害されることのないよう個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

2 事業者は、次に掲げる個人情報については、個人の権利利益を侵害することがないように特に慎重に取り扱うよう努めなければならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報
- (2) 社会的身分、門地、犯罪その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

（事業者に対する啓発、助言等）

第56条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、事業者に対し、啓発、助言、指導等を行うよう努めるものとする。

（事業者に対する措置）

第57条 市長は、個人情報を取り扱う事業者が個人情報に不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

- 2 市長は、個人情報を取り扱う事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。
- 3 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ委員会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。
 - (1) 第1項の規定による説明又は資料の提出を求めた場合において、正当な理由がなく説明又は資料の提出をしないとき。
 - (2) 前項の規定による勧告をした場合において、正当な理由がなくその勧告に従わないとき。
- 4 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（相談体制の整備等）

第58条 市長は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、相談体制の整備及び関係機関への苦情処理のあっせんを努めるものとする。

第7章 雑則

（国等との協力）

第59条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を求め、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の求めに応じるものとする。

（運用状況の公表）

第60条 市長は、毎年度1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

（出資法人が保有する個人情報の保護）

第61条 市が出資する法人で市規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、出資法人に対し、当該出資法人が保有する個人情報の保護が適切になされるよう必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第 62 条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

第 8 章 罰則

第 63 条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第 10 条第 1 項の受託業務若しくは第 12 条第 2 項の規定により外部提供を受けたものの当該外部提供に係る業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 4 号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 1,000,000 円以下の罰金に処する。

2 指定管理業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された指定管理者保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の指定管理者保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 1,000,000 円以下の罰金に処する。

第 64 条 前条第 1 項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。

2 前条第 2 項に規定する者が、その業務に関して知り得た指定管理者保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。

第 65 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。

第 66 条 第 63 条第 1 項に規定する者が、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た保有個人情報に係る個人の秘密を漏らしたときは、1 年以下の懲役又は 30,000 円以下の罰金に処する。

2 第 63 条第 2 項に規定する者が、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た指定管理者保有個人情報に係る個人の秘密を漏らしたときは、1 年以下の懲役又は 30,000 円以下の罰金に処する。

第 67 条 法人等の代表者又は法人等若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等又は人の業務に関して、第 63 条、第 64 条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人等又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第 68 条 第 63 条から第 66 条までの規定は、豊中市以外の区域においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第 69 条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者に対し、50,000 円以下の過料を科する。

附 則

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔平成 17.9 規則 53 により、平成 17.10.1 から施行〕

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の豊中市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第 20 条の規定により、現になされている自己情報の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止の請求（以下「旧請求」という。）は、この条例による改正後の豊中市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第 19 条、第 33 条又は第 43 条の規定による開示請求、訂正請求又は削除等請求とみなす。

3 この条例の施行の際、現に旧条例第 26 条の規定により豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対してなされている諮問（以下「旧諮問」という。）は、新条例第 52 条の規定によりなされた豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問とみなす。

4 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた旧請求又は旧諮問に係る処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によってなされたものとみなす。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6～8 他の条例の一部改正〔略〕

附 則（平成 18.3.31 条例 7）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19.3.23 条例 1）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19.3.30 条例 8）

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

(3) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例

| | | | | | | |
|----|----|-----|----|-----|-----|-----|
| 公布 | 平成 | 元年 | 4月 | 1日 | 条例第 | 7号 |
| 沿革 | 平成 | 13年 | 4月 | 2日 | 条例第 | 28号 |
| | 平成 | 17年 | 4月 | 1日 | 条例第 | 19号 |
| | 平成 | 19年 | 3月 | 23日 | 条例第 | 1号 |

(設置)

第1条 豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「情報公開条例」という。）及び豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号。以下「保護条例」という。）の適正かつ円滑な運営を図るため、市長の附属機関として、豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、情報公開条例第2条第1号及び保護条例第2条第1号に規定する実施機関の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 保護条例の規定によりその権限に属する事項
- (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項
- (3) 前各号に規定するもののほか実施機関が必要と認める事項

2 委員会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について、市長に建議することができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見聴取等)

第6条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は書類の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成元. 8規則38により、平成元. 8. 24から施行]

2 他の条例の一部改正 [略]

附 則 (平成13. 4. 2条例28抄)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成13. 9規則68により、平成13. 10. 1から施行]

附 則 (平成17. 4. 1条例19抄)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成17. 9規則53により、平成17. 10. 1から施行]

附 則 (平成19. 3. 23条例1)

この条例は、公布の日から施行する。

(4) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例

| | | | | | | |
|----|----|-----|----|-----|-----|-----|
| 公布 | 平成 | 元年 | 4月 | 1日 | 条例第 | 8号 |
| 沿革 | 平成 | 13年 | 4月 | 2日 | 条例第 | 30号 |
| | 平成 | 17年 | 4月 | 1日 | 条例第 | 19号 |
| | 平成 | 19年 | 3月 | 23日 | 条例第 | 1号 |

(設置)

第1条 豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「情報公開条例」という。）第18条及び豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号。以下「保護条例」という。）第26条の規定による諮問に応じて審査させるため、市長の附属機関として、豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、情報公開及び個人情報の保護に関し、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の調査権限)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関（情報公開条例第2条第1号及び保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に対し、不服申立てに係る行政文書（情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、不服申立てに係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

3 実施機関は、審査会から前2項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第6条 審査会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第7条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第8条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧等を拒むこ

とができない。

2 前項の規定により意見書又は資料の写しの交付を受ける不服申立人又は参加人は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用の額は、市規則で定める。

4 審査会は、第1項の規定による閲覧等について、その日時及び場所を指定することができる。
(会議の非公開)

第9条 審査会の会議は、公開しない。

(答申書の送付等)

第10条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委員の責務)

第11条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成元. 9規則53により、平成元. 10. 1から施行]

2 他の条例の一部改正〔略〕

附 則 (平成13. 4. 2条例30抄)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成13. 9規則72により、平成13. 10. 1から施行]

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の豊中市公文書開示・個人情報保護審査会条例の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例による改正後の豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例(以下「改正後の条例」という。)中にこれに相当する規定がある場合には、改正後の条例の相当規定によつてなされたものとみなす。

3 他の条例の一部改正〔略〕

附 則 (平成17. 4. 1条例19抄)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成17. 9規則53により、平成17. 10. 1から施行]

附 則 (平成19. 3. 23条例1)

この条例は、公布の日から施行する。

(5) 審議会等の会議の公開の実施に関する要領

平成13年10月 1日施行

第1 目的

この要領は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づく審議会等の会議の公開の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 公開、非公開の決定

- 1 審議会等の会議の公開、非公開については、条例に基づき、当該審議会等がその会議において決定するものとする。ただし、新たに設置される審議会等であって、審議会等の設置の趣旨、目的等から当該審議会等の会議を公開することが条例に基づき明らかな場合は、当該審議会等を設置する執行機関が会議を公開することを決定することができる。
- 2 審議会等は、会議の公開、非公開を決定するときは、原則として、当該決定後に開催するすべての会議について、一括して決定するものとする。この場合において、条例第7条各号に掲げるいずれかの情報（以下「非公開情報」という。）に関し審議等を行う会議（その一部において非公開情報に関し審議等を行う場合を含む。）に限り非公開とする旨の決定を行うことができる。
- 3 審議会等は、個々の会議において審議等を行う情報が非公開情報に該当するか否かの決定権限を、あらかじめ当該審議会等の長（部会等にあつては、部会等の長）に委任することができるものとする。
- 4 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにするものとする。
- 5 審議会等は、その所掌事項に変更があった場合又は社会情勢に変化等があった場合は、適宜会議の公開、非公開について見直しを行うものとする。

第3 公開の方法等

- 1 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 2 審議会等は、公開で行う会議については、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。ただし、公正かつ円滑な審議等が阻害されるおそれがあると認めるときは、モニターテレビによる傍聴ができる場所に傍聴席を設けることができる。
- 3 審議会等は、公開で行う会議については、当該会議の会議次第を傍聴者に配付するものとする。
- 4 審議会等は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

第4 会議開催の周知

審議会等は、公開で行う会議の開催の周知を図るため、会議の開催日の1週間前までに、次の事項を記載した会議開催のお知らせ（様式第1号）を市政情報コーナー及び当該審議会等の事務局で市民等の閲覧に供するとともに、広報誌等の活用にも努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 議題
- (3) 傍聴者の定員
- (4) 傍聴手続
- (5) 問い合わせ先
- (6) その他必要な事項

第5 情報の提供

- 1 審議会等は、会議を開催したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した会議録（様式第2号）を作成するものとする。ただし、非公開情報に係る事項については、記載しないものとする。
 - (1) 会議の名称

- (2) 開催日時及び場所
- (3) 公開の可否
- (4) 公開した場合は、傍聴者数
- (5) 公開しなかった場合（会議の一部について公開しなかった場合を含む。）は、その理由
- (6) 出席者
- (7) 議題
- (8) 審議等の概要（主な発言要旨）
- (9) 事務局

2 審議会等は、1の会議録及びこれに係る会議資料を市政情報コーナーにおいて市民等の閲覧に供するものとする。ただし、非公開で行った会議に係る会議資料（その一部を非公開で行った会議にあつてはその部分に係る会議資料）については、この限りでない。

3 市長は、審議会等の名称、所掌事項等の一覧表を作成し、市政情報コーナーにおいて、市民等の閲覧に供するものとする。

4 市長は、毎年度1回会議の公開の状況を取りまとめ、公表するものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、審議会等の会議の公開の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に審議会等の会議の公開に関する指針（平成11年6月1日策定）によりなされた手続その他の行為は、この要領によってなされたものとみなす。

（様式第1号及び様式第2号 省略）

情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

平成20年（2008年）6月発行

編集・発行

豊中市総務部情報公開課（市政情報コーナー）

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

☎06-6858-2653